

平生町告示第60号

平成29年第5回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年12月1日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成29年12月13日

2 場 所 平生町議会議事堂

○開会日に応招した議員

中本 敦子さん

松本 武士君

村中 仁司君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

平岡 正一君

河内山宏充君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

○応招しなかった議員

平成29年 第5回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成29年12月13日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成29年12月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成29年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成29年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 平生町基金条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 ひらお特産品センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第15 承認第1号 専決処分の承認について
(平成29年度平生町一般会計補正予算)
- 日程第16 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成29年度平生町下水道事業特別会計補正予算

- 日程第8 議案第4号 平成29年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
 日程第9 議案第5号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
 日程第10 議案第6号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
 日程第11 議案第7号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
 日程第12 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 日程第13 議案第9号 平生町基金条例の一部を改正する条例
 日程第14 議案第10号 ひらお特産品センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
 日程第15 承認第1号 専決処分の承認について
 (平成29年度平生町一般会計補正予算)
 日程第16 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

出席議員 (11名)

2番 中本 敦子さん	3番 松本 武士君
5番 村中 仁司君	6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君	8番 淵上 正博君
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 岩本ひろ子さん
13番 福田 洋明君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君	書記 天艸裕太郎君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山田 健一君	副町長 …………… 吉賀 康宏君
教育長 …………… 新田 保弘君	会計管理者 …………… 中本 靖則君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	羽山 敦紀君
地域振興課長 …………… 藤田 衛君	町民福祉課長 …………… 石杉 功作君

税務課長 …………… 岡村 茂樹君 健康保険課長 …………… 田代 信忠君
産業課長兼農業委員会事務局長 …………… 藤山 一人君
建設課長 …………… 高岡 浩行君
教育次長兼学校教育課長 …………… 角田 光弘君
社会教育課長 …………… 兼末 仁君

午前9時00分開会・開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第5回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において荻上正博議員、細田留美子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの10日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は10日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配布しております議会日誌、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告、議員派遣の報告、常任委員会の行政視察報告並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告をもって諸般の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆様おはようございます。

1年の時が流れるのは早いもので、もう師走の12月も半ばを迎えようとしております。

今年は、7月の九州北部の豪雨災害、そして8月から10月にかけての台風の上陸など、日本列島の各地が自然の猛威にさらされ、甚大な被害を受けましたが、最近における異常気象の影響もあり、夏は、今年も猛暑となりました。

しかし、その後は週末になると雨の降ることが多く、秋の収穫や行楽シーズンにおいても、何かと心配が続きました。関東では、長雨による米の収穫遅れや野菜の高騰などの深刻な影響もありました。

ここにきて、朝晩の寒さも厳しくなり、県内でも積雪が観測をされるなど、一気に季節は冬に向かって進んでおります。

振り返って、この間、7月から10月にかけて、大雨警報や台風の接近に伴って、本町においても警戒態勢を敷いて、災害に備えて参りましたが、幸いにして豪雨や台風による大きな被害もなく、胸をなでおろしているところであります。

いかなる災害に対しましても、初動体制が大切であるということから、過日、11月1日には、職員を対象とした予告なしの抜き打ち参集訓練を実施いたしました。この訓練により立ち上げた災害対策本部においては、業務継続計画（BCP）の対応の再認識も行うなど、職員に対する意識啓発も行いました。今後におきましても、危機管理意識を常に持ちながら、災害対応に取り組んで参りたいと考えております。

そうしたさなか、定められました、平成29年第5回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは行政報告に入ります前に、本町の施策にかかわります国の動向や地方財政について、触れてみたいと思います。

我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復していくことが期待されていますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされています。

12月1日に開催された経済財政諮問会議において示された予算編成の基本方針原案では、人づくり政策と生産性向上を「車の両輪」と位置づけて、「少子高齢化という最大の壁に向かっていく」と明記をされています。

保育受け皿の整備を急ぎ、幼児教育・保育の無償化にも取り組む方針が示され、さらに企業に

よる人材や設備への投資を促し、潜在成長率の向上を目指すとされております。

一方で、財政健全化に関しましては、国・地方の債務残高が国内総生産（GDP）の約2倍に膨らむなど、厳しい財政事情に改めて言及しており、歳出削減に関しては「聖域なき徹底した見直しを推進する」とされております。

その上で、2020年度の実現を先送りした基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化目標については、18年度中に新たな達成時期を示すと強調しております。債務残高対GDP比の安定的引き上げを目指すとされております。

こうした国の状況ではありますが、本町としては、去る10月13日、平成30年度の予算編成方針を示し、併せて各課に財政状況の説明を行ったところであります。

先に認定をいただきました平成28年度の一般会計決算におきましては、財政の健全化を示す健全化判断比率であります実質公債費比率は14.4%、将来負担比率については、173.2%といずれも早期健全化判断基準を下回っておりますが、前年度と比較をして、実質公債費比率は0.6%減少しておるものの、将来負担比率は5.1%の上昇となっております。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率においても、5.1%上昇し94.3%となっております。

地方交付税などの依存財源に頼らなければならない状況に変わりないことをしっかり認識する必要があります。

基金残高は、28年度末において約3億5,000万円でありまして、前年度末と比較して約1,700万円減少いたしております。景気不透明な状況による町税の確保、国勢調査人口の減少による普通交付税額の段階的な減少等によって、基金残高を維持をしていくことは非常に厳しい状況となっておりますが、基金依存体質からの脱却を目指した町財政の運営を目指していく必要があります。

平成30年度は、第四次総合計画後期計画の基本構想に掲げております町の将来像、「人とまち『きずな』でつなぐ元気な平生」の実現に向け、計画事業の取り組みを推進するとともに、未来戦略アクションプランに掲げております政策目標の実現に向けた取り組みも、さらに進めていく必要があります。

「参加と協働のまちづくり」に向けた取り組みでは、「地域の力」をもとに「地域のきずな」を深め、地域コミュニティ活動を支援をしてまいります。

これらのことを踏まえて、30年度の予算編成のテーマを「協働で『きずな』が広がる持続可能なまちづくり」として、5本の重点目標を掲げ、事務事業の見直しを念頭に置き、町行財政の現状や時勢を十分認識をし、予算編成に取り組むことといたしております。

また、昨年度に引き続き、積み上げ方式ではなく、「一般財源ベースでの枠配分」による予算編成とすることといたしてありまして、各課が主体性を持って予算編成を進めることを指示した

ところであります。

なお、本町の具体的な予算編成に当たりましては、今後の国や県の動向を注視をしながら、的確な情報収集を行って、対応に遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

次に、先の全国町村長大会について触れておきます。

去る11月29日に東京で開催された全国町村長大会に出席してまいりました。全国から927の町村長と関係者約1,300人が出席をしての大会には、衆参両議院議長をはじめ多くの国会議員の来賓が駆けつけられました。大会では、地方創生の取り組み推進や、地方交付税など自治体の一般財源の総額確保を求める要望も決議をいたしました。

これらの決議や「森林環境税実現を求める特別決議」、そして34項目の大会要望を実現するため、全国町村長が一丸となって取り組んでいくことも決定したところであります。その重点要望については、私も荒木全国町村会会長と共に、要職にある県選出国會議員に要請をして参りました。

今後も、地方の声を議会の皆様と連携して、県や国に対して強力に要請をしていきたいと考えておりますので、引き続き、御指導、御協力のほど、よろしく願い申し上げます。

それでは、これから9月定例会以降の「行政報告」をさせていただきます。

まず、平生町新庁舎整備への取り組みについて御報告申し上げます。

先の9月定例会において御議決いただきました補正予算によりまして、新庁舎建設に伴う基本構想・基本計画策定業務委託に係る入札を10月30日に実施をいたしましたところ、株式会社笹戸建築事務所に委託業者が決定をいたしました。

早速、第1回目の打ち合わせを11月13日に開催をし、翌週には本庁舎を中心とした現地調査も実施したところであります。

今後におきましては、各種の基礎データを踏まえ、基本構想・基本計画の策定について、3月末までの限られた期間ではありますが、議会の皆様の御意見も賜りながら、全庁的な取り組みをしていきたいと考えております。

次に、「ひらおファンクラブ交流会 in 東京」についてであります。

10月14日、「ひらおファンクラブ交流会 in 東京」を千代田区永田町の全国町村会館で開催をし、全国から約80名の人に御参加をいただきました。

交流会は2部構成で行い、第1部のふるさと納税感謝フェアでは、いりこをはじめとする本町の特産品を味わっていただき、本町の特産品とふるさと納税を大いにPRをしたところであります。

第2部の交流会では、懐かしい人々の再会にふるさと平生で過ごした思い出や世代・職種を超えた新たなつながりが生まれるなど、「ふるさと平生」をキーワードに「きずな」を深めること

ができました。

また、まちづくりやふるさと平生応援寄付金についての御提案をいただくなど、盛会で有意義な交流会であったと思っております。

16年ぶりの開催となりましたが、交流会で育まれた「きずな」を大切に、ふるさと平生への応援とひらおファンの輪がさらに広がるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、マイナンバー制度における情報連携の本格運用についてであります。

マイナンバー制度における情報連携が11月13日から始まりまして、児童手当などの各種手続において、マイナンバーを申請書等に記入することで、添付書類を一部省略できるようになりました。

情報連携とは、これまで行政の各種事務手続で提出する必要があった書類を省略できるように、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で情報のやりとりをすることです。

11月13日の時点で853の手続が簡素化され、申請者の負担軽減につながるものと思っております。

次に、ひらお産業まつりについて御報告申し上げます。

11月18日、ひらお産業まつりが、初めての試みとして、平生町体育館前駐車場と平生町武道館を会場とする1カ所イベントとして行われました。このイベントは、平生町における産業間の連携並びに産業の活性化を図ることを目的としており、今年で6回目の開催となりました。

当日は、前日夜半の雨も上がり天候にも恵まれ、来場者数約4,000人と多くの参加者があり、たくさんの方々に楽しんでいただきました。

また、1カ所での開催としたことで、ゆっくりと時間をかけて楽しめたこともあり、主に町内の来客者が多かったように思っております。

次に、「老人福祉センター等のあり方について」の取り組みであります。

現在、老人福祉センターは、指定管理者制度によりその管理運営は平生町社会福祉協議会が行っております。当施設では、重度要介護者向けの通所介護事業を実施いたしておりますが、施設・設備の老朽化等に伴い、今後は当施設では実施をしない方向で検討してまいりました。

このため、新たに平生町の重度要介護者向け通所介護施設の整備及び適切な管理・運営を行うことが可能な社会福祉法人又は民間事業所を一般公募により選定する運びとなりまして、10月号の広報紙やホームページへ掲載をし、広く一般公募をしたところであります。その結果、平生町社会福祉協議会からの1業者からの応募がありました。

今後、書類審査等を行いまして決定することとなりますが、決定となった場合は、具体的な整備の時期や整備計画の内容の協議を行う予定としております。

町といたしましても、重度要介護者等の在宅生活を支えていくため通所介護施設の整備は重要と考えておりますので、行政からの補助制度を検討してまいりたいと考えております。

また、デイサービス・ほのぼのセンターひらお——旧大野保育園のところでございますけど、についても新たな指定管理者の一般公募をいたしました。こちらは応募申込書の受付期間中には応募はありませんでしたことを御報告いたします。

今後は、平生町公共施設等総合管理計画に沿って再検討してまいりたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） それでは、9月定例会以降の教育行政についての進捗状況や経過について御報告申し上げます。

社会教育関連の、秋の行事について御報告申し上げます。

10月11日に平生町音楽鑑賞会が開催されました。今回は「ワヨウセイヨウ」と題しまして、和楽器の尺八・琴に、西洋楽器のギター・パーカッションが加わった演奏でした。町内外から多くの方が来場され、和と洋の素敵なハーモニーを満喫いたしました。

10月21日には平生図書館まつりが開催され、本のリサイクルコーナーや、平生町おはなし会の皆さんによる絵本の読み聞かせ、紙芝居が行われ、多くの人でにぎわいました。

10月22日に予定しておりました、ファミリースポーツレクリエーションは、衆議院議員選挙の投開票日と重なったため、このたびは中止となったところです。

11月4日、5日は秋の一大文化行事である、総合文化展、ふれあいコンサート、町民音楽祭が開催されました。好天に恵まれ、例年より来場者もふえ、2日間を通じて作品展示や舞台での演奏・演技に魅了されるなど、手づくりの文化展・コンサートを満喫されたことと思います。

11月11日には青少年健全育成推進大会が開催されました。少年の主張では、子供たちの目線で柔軟で斬新な考えを堂々と発表する姿に感銘を受けたところでございます。今後とも学校教育において、こうした生きる力の育成をなお一層努めてまいりたいと認識を新たにいたしました。

翌12日には、平生町駅伝競走大会が開催されました。小学生・中学生・高校生及び一般、計43チームが、好天のもと1本のたすきをつないだところでございます。少子化の影響を受け、児童・生徒の参加が減少する中、それを補うように職域や地域で構成するチームの参加がありました。これからも地域の参加がふえることを願っているところであります。

以上、申しあげました各種行事につきまして、多くの町民の皆さんに支えられての開催となっておりますが、行事によっては参加者の固定化・高齢化あるいは運営に関わる人員の不足など、

様々な課題を抱えているのも現状でございます。これらの行事のあり方について、今後検討を加えてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号

日程第11. 議案第7号

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 承認第1号

○議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平成29年度平生町一般会計補正予算から日程第15、承認第1号、専決処分の承認までの件を一括議題といたします。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） それでは、御提案をいたします、予算7件、条例3件、承認1件の議案につきまして順を追って御説明を申し上げます。

議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算であります。

今回の補正額は1億1,689万9,000円を追加いたしまして、予算総額は50億3,055万4,000円となるものであります。

初めに、今回の12月補正予算の中で、給料、職員手当、共済費、退職手当などの人件費につきましては、主に本年4月の人事異動によりまして補正をいたすものであり、それぞれの費目において計上いたしておりますので、その都度の説明は省略をさせていただきます。

それでは、歳出の主なものを、費目順に御説明申し上げます。

歳出につきましては13ページからでございます。

一般管理費では、報酬につきましては、日額単価の変更により宿日直代行の報酬を増額補正するものであります。時間外手当につきましては、台風や大雨洪水警報等の発令に伴う出務に要し

た経費を計上しております。

委託料では、人材派遣会社から1名の派遣を受けて、建設課へ配置をしており、派遣に要する経費を計上しております。

14ページの情報通信費では、社会保障・税番号制度においてマイナンバーカードの記載事項が改正されることに伴い、システムを改修する経費を計上しております。

財産管理費では、今後の財政需要に対応するため財政基金への積立金を計上いたしております。

14ページから15ページにかけての地域振興費では、報酬につきましては、地域おこし協力隊員、集落支援員の現況と今後の勤務状況を踏まえて減額補正をいたすものであります。

また、10月に東京で開催をいたしました、ひらおファンクラブ交流会に要する経費を当初、報償費に計上いたしておりましたが、精算にあたり、各費目へ所要の額を計上いたすものであります。

15ページの地域交流センター運営費では、嘱託職員の現況と今後の勤務状況を踏まえ、報酬を増額補正するものであります。

15ページから16ページにかけての税務総務費では、償還金、利子及び割引料につきまして、主に法人町民税の還付金を見込みにより追加補正するものであります。

18ページの統計調査総務費では、調査に要する県の委託金が増額されたことに伴い、調査事業費を増額補正するものであります。

19ページの社会福祉総務費では、28年度の臨時福祉給付金事業費の精算に伴い、国へ交付金の返還が生じておりますので、償還金、利子及び割引料へ所要の額を計上いたすものであります。

また、繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金につきまして、主に保険基盤安定事業費等の確定により、補正いたすものであります。

19ページから20ページにかけての老人福祉総務費では、ほのぼのセンターひらお敷地内の給水管から漏水が発生しまして、その補修に要する経費を計上いたしております。

報償費の敬老祝金と敬老会の補助金につきましては、精算によりまして減額補正するものであります。

21ページの障害者福祉費では、負担金につきましては障害福祉サービス費と障害児給付費は利用者の増加と処遇改善加算により給付実績を勘案して、増額いたしております。扶助費につきましては、更生医療給付費を実績を勘案して、減額補正するものであります。

また、30年4月施行される制度改正に伴い、システムを改修する所要の経費を委託料に計上いたしております。

22ページの児童福祉総務費では、保育所における処遇改善加算等の制度改正に対応するシス

テムの改修に要する経費を委託料に計上いたしております。

22ページから23ページにかけての保育所運営費では、法人保育園の0歳から2歳乳幼児の入園者の増加や処遇改善加算等により委託料を増額補正するものであります。

また、28年度地域子ども・子育て支援交付金事業費の精算により、国及び県に返還金が生じておりますので、償還金、利子及び割引料に所要の額を計上いたしております。

23ページの予防費の委託料では、乳幼児や児童生徒の予防接種におきまして、日本脳炎の接種者が多く、増額補正するものであります。

26ページの漁港建設事業費では、海岸保全事業につきまして、補助事業費の確定により委託料と工事請負費を減額又は増額補正するものであります。

また、繰出金につきましては、漁業集落環境整備事業特別会計の補正に伴い増額補正するものであります。

28ページの道路橋梁維持費では、社会資本整備総合交付金の確定に伴い、委託料と工事請負費を増額又は減額補正するものであります。

29ページの港湾建設費では、港湾整備事業元利償還金の負担金において、県の資本費平準化債の借入額の確定により、町の負担額が増加したことに伴い増額補正をするものであります。

また、港湾整備事業の負担金につきましては、県が施工する事業の負担金を増額補正するものであります。

30ページの下水道整備費の繰出金は、下水道事業特別会計の補正に伴い増額補正するものであります。

31ページの小学校費学校管理費では、学校施設の維持補修に要する経費を計上いたしております。

小学校費教育振興費では、就学援助の補助金として計上いたしております就学援助費におきまして、単価が改定されたことと、30年度の入学予定者への準備金の入学前支給として増額補正するものであります。

中学校費学校管理費では、学校施設の維持補修に要する経費を計上いたしております。

32ページの中学校費教育振興費では、就学援助費におきまして、単価が改定されたことと、30年度の入学予定者への準備金の入学前支給として増額補正をするものであります。

33ページの図書館費では、最低賃金の単価が改定されたことに伴い、事務補助員の賃金を補正するものであります。需用費の修繕料では、施設の維持補修費に要する経費を計上いたしております。また、備品購入費では特定寄附金の活用により図書を購入するものであります。

34ページの保健体育総務費では、各イベントにおきまして使用しております、テントの補修に要する経費を計上いたしております。

保健体育施設費では、最低賃金単価が改定されたことに伴い、施設管理人の賃金を補正するものであります。

続きまして、歳入について、御説明申し上げます。前に戻りまして、8ページからでございます。

個人町民税につきましては、当初予算見込額より給与所得等が増加をいたしてございまして、現年課税分を増額補正をいたすものであります。法人町民税では、主に法人税割が増加したことにより、現年課税分を増額補正いたすものであります。

固定資産税は、主に償却資産の新規設備などにより、現年課税分を増額補正いたすものであります。

8ページからの分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金や県支出金につきましては、歳出で御説明しました各事業の特定財源であります。確定や見込みにより増額又は減額をいたすものであります。

12ページの雑入につきましては、法人保育園運営費の精算に伴い、国及び県から追加交付が生じておりますので所要の額を計上しております。

町債では、水産業債、道路橋梁債において、対象事業費の増額又は減額により起債発行額をそれぞれ増額又は減額補正するものであります。

なお、35ページから39ページに給与費明細書を、40ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

また、人件費を計上しております特別会計におきましても、各特別会計末尾に給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

以上で、議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号 平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正額は、535万5,000円を追加いたしまして、予算総額は20億9,187万3,000円となるものであります。

歳出につきましては、9ページからでございます。

総務管理費の一般管理費では、人事異動に伴い人件費を増額又は減額するものであります。

10ページの保険給付費の一般被保険者高額療養費は、実績見込みによりまして増額いたすものであります。退職被保険者等高額療養費におきましても実績見込みにより増額補正いたすものであります。

前に戻りまして、6ページからの歳入でございますが、高額療養費の増額に伴う特定財源を増額するものであります。

7ページから8ページにかけての一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金は人事異動に伴うものでありまして、保険基盤安定繰入金、その他一般会計繰入金は軽減対策事業などの確定により増額あるいは減額するものであります。

続きまして、議案第3号 平生町下水道事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正額は3,100万2,000円を減額いたしまして、予算総額は、6億2,826万円となるものであります。

歳出につきましては、8ページであります。

下水道管理費では、人件費、公共ます設置に要する修繕料及び公課費として消費税をそれぞれ増額補正するものであります。

下水道整備費では、人事異動に伴う人件費の減額と、国庫補助金の確定に伴い、工事請負費を減額補正するものであります。

前に戻りまして、7ページの歳入でございますが、補助対象事業費の確定に伴い、国庫補助金と町債を減額補正いたすものであります。

続きまして、議案第4号 平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正額は315万5,000円を追加いたしまして、予算総額は9,216万4,000円となるものでございます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う人件費の追加計上でありまして、一般会計からの繰入金を充当するものであります。

続きまして、議案第5号 熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は7万5,000円を増額いたしまして、予算総額2,765万4,000円となるものでございます。

今回の補正につきましては、人件費の追加計上でありまして、介護保険事業特別会計からの繰入金を充当するものでございます。

続きまして、議案第6号 平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は1万9,000円を増額をいたしまして、予算総額13億7,925万3,000円となるものでございます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う人件費の追加計上でありまして、一般会計からの繰入金を充当いたすものであります。

続きまして、議案第7号 平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は2,000円を増額いたしまして、予算総額2億3,207万5,000円となるものでございます。

今回の補正につきましては、人件費の追加計上であり、一般会計からの繰入金を充当いたすものであります。

続きまして、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律により、地方公務員法の一部が改正されており、また、国家公務員における育児休業を規定する人事院規則の一部が改正されておりますので、同法及び同規則の改正の趣旨にのっとり、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

主な内容といたしましては、非常勤職員について、特に認められる場合、従来は1歳6カ月に達する日まで育児休業をすることができますが、法改正により、2歳までの育児休業をすることができるようになりまして、その際の「特に認められる場合」を本条例において規定するものであります。

また、育児休業の再度の延長等ができる事情として、「育児休業に係る子について保育所の利用を希望しているが利用できない」という内容を加えるものであります。

施行日につきましては、公布日といたしております。

続きまして、議案第9号 平生町基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平生町基金条例につきましては、平生町に設置しております8基金について定めたものでございますが、このたび新たに「ボートパーク管理基金」を創設し、付加するものでございます。

ボートパーク管理基金は、従前ひらおボートパークの係留管理を委託しておりました「山口県内海地区小型船安全協会熊南支局」の解散に際し、ひらおボートパークの管理経費に充てることを目的とした寄附が同団体からあったことを受け、設置するものであります。

ひらおボートパークは県の港湾施設であります。現在町が指定管理者として管理を行っているものであり、基金設置後は、利用者の利便に供するため、主に係留設備の修繕の財源として使用するものであります。

施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第10号 ひらお特産品センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、ひらお特産品センターの位置の表記について改正するものであります。内容といたしましては、平成10年にひらお特産品センターを設置するにあたり、名称、位置、管理方法について「有機の里ひらお特産品センター設置及び管理条例」を制定いたしました。

その後、地権者において当該土地について分筆登記がされ、地番が変更されておりましたが、条例については、当初の地番のままで位置を規定していたことが、このたび判明しましたので、

該当箇所の改正をいたすものであります。

施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、承認第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、去る10月22日に執行されました第48回衆議院議員総選挙並びに第24回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を計上させていただいたものであります。

同選挙につきましては、9月28日に開催されました国会にて解散表明がされ、翌月22日には投開票という限られた日程で執行されることになり、同選挙にかかる経費について緊急に執行を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、9月28日に専決処分をさせていただいたものでありまして、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

以上をもちまして、本日御提案申し上げます予算7件、条例3件、承認1件につきまして提案理由説明を終わらせていただきます。また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第16. 一般質問

○議長（福田 洋明君） 日程第16、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。

なお、1番の河藤議員から質問を取り下げる旨の申し出がありましたことを報告いたします。

次に、淵上正博議員。

○議員（8番 淵上 正博君） それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず、初めに介護保険制度についてですが、要支援の訪問・通所介護の対策はということで質問をさせていただきます。

2015年度の介護保険改悪で、要支援者に対する介護保険制度の見直しで要支援者向けの訪問介護と通所介護が介護保険の対象から外され、安上がりな市町村が運営する総合事業に移行をされております。

さらに、来年度の介護報酬の改定について見ますと、2018年度は原則3年に1度の見直しの年となっており、介護報酬の引き下げが行われようとしております。

ここで、介護報酬の引き下げが行われるとなると、利用者だけではなく、経営にも直結をしてまいります。

特に訪問介護での生活援助サービスの報酬の引き下げ、利用者の中で要支援1、2の切り捨てが行われようとしております。

これについて見ますと、地域で高齢者を支え、膨らむ介護費用の伸びを抑える狙いが垣間見えてきております。

この中、この事業は2017年4月までに取り込むことになっておりました。

移管されたサービスを住民主体の介護サービスに着手できたのは、全国で見ますと約3割だと報道をされております。

当町においても、総合事業はまだ実施されていないと思います。

多くの自治体では、取り組みが遅れています。その理由として、住民の理解が浸透していない、また住民のリーダーがいないと。こういうことになっております。

この事業をもし実施をするとなると、サービスについては、サービスを維持するかどうかは、基本的には市町村の判断となっております。

十分に議論し、前に進めていくべきだと私は考えております。

また、この質問は以前にも質問させていただきました。

17年4月以降に向けて介護報酬の設定、あるいは、基準の設定に向けて協議を進めているという答弁をいただいております。

いろいろと協議をされてきたことと思いますが、私はサービスの低下のない方法で実施すべきであると思うが、どのような方法をとるのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） お答えをさせていただきたいと思います。

介護保険制度に関連をして要支援認定者の訪問・通所介護、新たな総合事業に移行するという状況の中で、サービスが低下しないような方法で実施すべきであると思うがどうかの御質問をいただきました。

この4月から介護予防日常生活支援の総合事業がスタートいたしておりまして、この市町村独自の基準で実施をしていくという地域支援事業に位置づけられたわけであります。

この要支援1、2が対象ということでありますが、この事業については介護事業所だけではなくして、民間企業、ボランティア含めて地域住民と多様なサービスの担い手ということが1つは特色として打ち出されております。

今御指摘がありましたように、人材の確保や運営等の問題から、まだまだ時間の調整を要するものというふうに思っております。

国のガイドラインによりますと、サービスの多様化の例として出されておりますけれども、現行相当のサービスが1つ、それからもう1つは基準を少し緩和をしたA型とっておりますが、七、八割に報酬を落としたやつがありますが、これがサービスA型、そして住民ボランティア等によるものがサービスBと、国のほうは示しておりますが、議員御質問ありましたように本町としてもこの総合事業の内容、基準、報酬単価等の設定に当たって必要なサービスが受けられるように、関係介護事業所を含めて、関係機関からいろいろ協議をし、意見を聴取をしてみました。

こうしてそれらを踏まえて、現在の専門職によるサービスの供給量が低下をしないように、総合事業の基準を本町は現行相当のサービスで維持をしてみたいというふうに考えております。

本町も第7期の高齢者福祉計画の策定に入っております。

来年度からの7期の計画に入っていきますけれども、それぞれ地域包括ケアシステムの体制を充実していくという方向で取り組みを進めていくことにいたしております、その中でも1つは高齢者の自立支援と要介護状態の重度化を防止していこうという立場から、この地域支援の総合事業については、これを充実していけるように取り組みを進めたいと、これが1つ。

もう1つは、介護予防に向けての健康づくり、これが2つ目、それから3つ目にはみんなが、高齢者が社会参加をして少しでも生きがいを持っていただくという社会との関わりを持ちながら暮らしていける、そういう環境づくりということに努めてみたいというふうに考えております。

御指摘のようにしっかり現状を踏まえて、関係者等の協議を踏まえて、町としても方向づけをしていくことにいたしております。

○議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

○議員（8番 淵上 正博君） では、再質問をさせていただきます。

先ほど、町長のほうから専門職による現行サービスを続行するという事で、ぜひこれは進めていただきたいと思います。

もう1点は、生活援助は老老介護や独居の高齢者の暮らしを支えるものであり、サービスを削るものではないと私は思います。

今、国のほうでは生活援助の担い手不足を招かないように、生活援助に特化したヘルパーの育成のための簡易研修制度を導入することも検討をされているようです。

報酬が減って経営に行き詰まったり、人材が集まらなかったりすることも考えられます。

この点について、検討をされておられればその点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 健康保険課長のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 田代健康保険課長。

○健康保険課長（田代 信忠君） ただいまの質問でございますけれども、現在、協議中ではございません。

先ほど町長からもありましたように、住民主体の住民ボランティア等によるサービスBを考えていかなければならないこととなります。

現在、要支援認定者のサービス利用内容とか、そういった詳細なこと、また地域のそういった社会資源等を調査いたしまして、関係者と協議を重ねまして、そういったニーズ、また主体となる団体、サービス内容等について調査検討してまいりまして協議検討させていただこうと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 瀧上正博議員。

○議員（8番 瀧上 正博君） ちょっと課長の答弁と町長の答弁、ちょっとずれがあったような気がしますが、ぜひサービス低下のない訪問介護、このほうをよろしく願いをいたします。

それじゃあ次の質問に移らせていただきます。

次は、いじめ問題についてです。

当町の具体的な対策はということで、質問をさせていただきます。

2016年度に全国の学校で32万件以上のいじめがあったと報道をされております。

2016年度に全国の小中学校などが認知したいじめが、前年度比9万8,676件増の32万3,808件となっております。

その内訳として、小学校が8万6,229件増の23万7,921件、中学校が1万1,807件増の7万1,309件と、それぞれ過去最高となっております。

また、高校は210件増の1万2,874件となっております。

小学校については、低学年、中学年が増加していたとなっております。

いじめの内容としては、からかいとか、悪口、おどし文句などが認知件数の全体の62.5%となっていると報道をされております。

この中、不登校は小学校が3,568人増の3万1,151人と91年度以降初めて3万人を超えております。

中学校は4,839人増の10万3,247人、高校は984人減の4万8,579人でした。

このような結果となっておりますが、学校が報告した小中高校生の自殺は29人増の244名、このうちいじめ問題があったとされる児童生徒の自殺は約10人とされており。

文部科学省はいじめゼロを目指した以前とは異なり、いじめはどの学校でも起こり得るという前提で教員の意識改革を求めているとしており、小さいざごごでも重大な事態につながりかね

ないその兆しを見逃さないことが大切だとされております。

これは、これまでのいじめ自殺の教訓となっております。

当町においても、ある程度はこの数値に当てはまるのではないかと思います。

前回の質問のときには、挨拶運動の実施、児童生徒への生活アンケート、また保護者へのアンケートを実施したと答弁をいただいておりますが、小さな兆しを見つけ出すためには、常に、児童生徒と接しておられる教員の方々に目を配っていただくしかないような気がいたします。

教員の方々も大変だと思いますが、この辺の具体策はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） いじめ問題に対する本町の取り組みについてお答えいたします。

いじめの認知件数につきましては、先ほどお示しのとおり本年10月26日に文部科学省が平成28年度児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸活動に関する調査で経過を公表したところでございます。

それを受けまして、山口県も同日調査結果を公表いたしております。

山口県の調査結果によりますと、山口県の公立学校におけるいじめの認知件数は小学校1,888件、中学校891件で、前年度よりそれぞれ329件、70件と増加しています。

平成28年度平生町も同様に小中ともにいじめの認知がありましたが、解決に向けた取り組みがなされているところでございます。

このいじめ認知件数が増加したことに関しましては、お示しのようにいじめか否かを迷うようないじめの初期段階を早期に発見し、いじめとして認知し、組織で共有して取り組んでいこうという、いわば学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った結果と捉えられております。

本町におきましても、このように真摯に取り組んできているところでございます。

先ほどの具体的な取り組みでございますが、平生町では、町で「平生町いじめ防止基本方針」というのを立てております。また、各学校でもいじめ防止基本方針というものを立てておまして、それに基づいて未然防止、早期発見、早期対応の視点に基づいて取り組むこととしております。

まず未然防止につきましては、豊かな心の育成に向けて人権教育や、道徳教育を充実させることで、子供たちの人権やいじめの防止に関する意識の高揚を図っております。

また、教職員につきましても、校内研修を実施したり、管理職への適切な指導を行ったりしながら、子供たちへの指導のあり方に細心の注意を払っているところでございます。

次に、早期発見につきましては、いじめを積極的に認知するための日々の児童生徒の観察や、週に1回の全児童生徒に対する生活アンケートの実施、そういったものによる実態把握、そして

教職員同士による情報共有等に取り組んでいるところでございます。

そして、いじめの発見がなされた場合は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、教職員の周知や対応する教員の役割分担を行い、即時対応ができる体制を整えて、いじめの早期解決を図ることとしております。

なお、今年度4月に実施しました全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙で、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という質問に対して、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した子供の割合が、小学校、中学校ともに平生町は全国や県と比較して非常に高い傾向にあり、成果として表れているというふうに考えております。

これを平生町の子供たちのよさとして捉え、今後も道德教育の充実をはじめとした心の教育の推進を継続していきたいと考えております。

また、インターネットやSNSによるいじめなど、いじめの問題も複雑化、多様化してまいりました。

今後は、関係機関や保護者、地域社会とともに連携しいじめ防止に向けた取り組みも進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） 今、いじめを少しでも少なくするためのいろいろな答弁をいただきました。

今、学校内で考えられることは教員への信頼感と学級への満足度が高いほど悩みを相談することの意味、意識が高まるとの傾向が出たと言われております。

また、子供の命を守るには、安心して安全な学級環境が欠かせないと思われませんが、この点についてはどのように考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 今、御指摘の、いわゆる教職員との信頼関係、相談を受けられる環境をどういうふうにつくるかというふうな御質問だというふうに認識しておりますけど、まず1件、先ほどもありました生活アンケート、週1回やっておりますので、そういったもので細かくチェックしながら即時に教員が相談に乗るといったようなこともやっておりますし、定期的な全児童の教育相談ということで、一人一人と話し合いをして、普段からかわったことはないかということもやっているところでございます。

それから、年度初めにいろいろな学力の調査等をやりますけれども、それにあわせて今平生町では独自にアイテックというものを導入しております、これはいわゆる生活、心の心理状態を調べていく、たくさんの質問項目があるんですけども、その中で子供たちの心理状態と、それか

ら学級内の様子であるというものが自然にわかるような調査もやっております。そういったものも複合して学級づくりそのものをうまく経営していこうということで、教員間でも今検証をしながら進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 渚上正博議員。

○議員（8番 渚上 正博君） 今、一人一人と相談をするというような答弁をいただきました。

ぜひ、安心して安全な学級環境をつくっていかれるように要望いたしまして、質問を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午前10時15分といたします。

午前10時04分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは質問させていただきます。

まずは協働のまちづくりについて2件お伺いいたします。

まず1点目に、コミュニティ協議会の位置づけについてですが、住民との協働の推進の基本方針として、「町民、各種団体、自治会、企業、行政の一定のルールとそれぞれの役割を持って」、とありますが、その一定のルール、またそれぞれの役割とはどのようなものかお伺いいたします。

2点目に、平生町参加と協働のまちづくり条例についてですが、第4条の2の「住民はまちづくりに関する必要な情報について知る権利を有する。」とありますが、住民に対してどのような情報を、どのように発信されているのかをお伺いいたします。

また、まちづくり協議会の支援体制、組織が作成されていると思いますが、各コミュニティだけではなく、町全体の組織表を作成されているのかお伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） コミュニティ協議会の位置づけについてということで、2点、御質問をいただきました。

最初のほうでございますが、これは総合計画の基本政策の中にこの住民との協働の推進の基本方針ということで、御指摘いただきました町民、各団体、自治会、企業、行政、一定のルールと役割をもってやっていこうということが示されております。

具体的に言いますと一定のルールというのは、我々がまちづくりを推進していく上で一番ペー

スになる基本事項を定めております。

平生町参加と協働のまちづくり条例、これが基本であります。それと、その条例を具体的に具現化をしていく、そのための取り組みについて示しております。

条例とこの平生町協働推進プランがベースになって協働のまちづくりを進めていこうということをごさいます、御承知のように自治会よりも大きなくくりで公民館単位でそれぞれの地域の実情を踏まえた、応じた、地域の住民組織づくりという意味を込めてコミュニティ協議会をつくっていこうという取り組みを進めてまいりました。

昨年に町内6地区でコミュニティ協議会が設立をされてきたところでございます。

その役割ということになるんですが、このコミュニティ協議会を一つの各地域の核として、それぞれ地域で抱えるいろんな地域課題がございます。いろんな保健福祉、環境美化、防災、防犯、分野も多岐にわたると思いますし、子供から年寄りに至るまでそれぞれの範囲が対象も広がっていくという中で、それぞれが各種団体を含めて、あるいはまた個人的にも持っている知識、経験、技術、こういったものを、あるいはまたノウハウを発揮をさせていただいて地域課題の解決が進んでいくように取り組みを進めていこうと、これが大きな流れであり、役割ということになってこようと思います。

行政ともしっかりそこは連携をとりながら、やっといこうということで取り組みを進めているところでございます。

2つ目の情報の発信でございますけれども、基本的に情報の共有ということがまちづくりを進めていく上での一番大事なところになってくるわけでございます。町としても、広報紙、あるいはまたホームページ、ファンクラブのフェイスブック等々、あるいは結成をされたコミュニティ協議会においては、それぞれの地域の状況、会報を発行させていただいております、地域の情報を皆さんに提供をしていくという取り組みが進められております。

町は今までのいろんなコミュニティ協議会を設立する際に、これまでの1つの人口の動態を含めて、平生町はこういうふうな流れで来て、これから将来も人口減少が心配されると、そういう状況の中でこういうことが今から地域課題としてありますよと、こういうことについてそれぞれが知恵を出し合って解決に向けて力を合わせていきましょうということでの町の情報を今までも提供をさせていただきながら協議を進めてきた。そしてこうした協議会の設立を進めてきたということをごさいます、やっぱりこういう取り組みの中でそれぞれコミュニティ協議会におけるその広報紙の中でも、なぜ今こういうコミュニティ協議会なのか、どうして必要なのかということを含めて、いろいろ情報を地域の皆さんにもそれぞれのコミュ協で対応させていただいておるといふ状況もございまして、今、徐々にそういった取り組みが進展をしておるといふふうに思っております。

しっかりこれからも連携をとっていかなければならないと思いますが、町民、町全体の組織表というのは、これまだつくっておりませんが、今、町の職員としてそれぞれの地域の担当の職員、地区担当職員という表は、町の中で策定をいたしております、各行政協力員会議のときに、それぞれ地域で何かあれば連絡役としてぜひ活用していただきたいということで、職員のリストを地区別にしたりをそれぞれにお渡しをしておるという状況でございます。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 今、各地区ではコミュニティの組織はできているように言われますし、行政協力員会議のときにもそういう説明もありましたけど、職員もその地域に住んでおられる方がその区域に入っておられるけど、区域以外、町外の方は入っておられないんじゃないかということも考えられるんですけど、全体がわかるようなのがあれば、どこの地区はこういうことをしている、こうしているということが把握できるんじゃないかと思います。

それぞれに役割がありますが、やはり町民のみんなの役割として、町民の皆さんに自分たちの町はみずから進んでよくすると、意識を持って助け合いのまちづくりに参加するということをおこなっていただけるように、広報のお知らせだけでなく、各家庭にチラシを配るとか、より積極的に広報活動をしているところを目にとまるようにし、町民が、条例ができていないとか、また何をしようとしているのかよくわからない、こういう声をよく耳にいたしますので、こんなことがないように周知徹底されるようにもう少し情報の仕方っていうものを考えられるのか、これについては今のよいと思っておられるのか、もう少しどうかしようという考えでおられるか、町長、どのように思われるかお伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 先ほども答弁で申し上げましたが、町のいろんな情報伝達手段を活用しながら、それぞれの地域でこういう今取り組みがなされておりますよと、あるいはまたその効果等についても機会あるごとに皆さんにお知らせをしていきたいと思いますが、これからも引き続きあらゆる媒体を駆使をしてこうした取り組みについては、ぜひ町の、今本当に地域住民の皆さんと一緒にまちづくりを進めていこうという大事なときでありますから、十分、周知を図る努力はしていきたいと思いますが、それぞれのコミュ協においても、いろんな今そういう地域の取り組み状況について、報告が各戸に配られたりしておりますから、そういう支援もまた町としてもしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 先日、岡山県の和気町のまちづくりについての行政視察をしてまいりました。

和気町では、町民にわかりやすくまちづくり協議会支援体制組織表、全体のですね。それから

助け合いのまちづくり協議会事業並びに事業費一覧、これも全体の。そしてまちづくり条例をわかりやすく作成されておられました。

平生町も他の町のよいところは取り入れて、しっかりとした体制づくりをお願いしたいと要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

次の、質問に入らせていただきます。

次に、町財源の確保対策について伺います。

地方財政は窮迫の一途をたどっております。本町は、財政力は乏しい、そこで求められているのは、自主財源の確保ですが、その対策はどのような取り組みを考えておられるのか伺います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 自主財源確保の取り組みについてということの御質問をいただきました。

御指摘のように財源の確保というのは、行政を進める上で最重要課題ということになると思います。特に一般財源の確保は必要不可欠となります。

しかし一方では、先ほどありましたように人口の減少過程に入っておるということ。納税者がそのことによって減少していく、税収が伸び悩むと、あるいはまた一方では交付税の動向がなかなか不透明であるというような状況も踏まえて、一般財源を確保していくというのはなかなか厳しい状況にあることは事実であります。既に本町としては第6次の行革大綱にも示しておりますが、財源確保対策の推進が1つの大きなテーマであります。町税等の滞納整理を着実に実施をするほか、使用料・手数料の適正化、町が保有する土地の売却等々、自主財源の確保に向けて取り組むことといたしております。

同時に歳出のほうの抑制についても、経常経費の確保をするために取り組みを進めていきたいと考えておりまして、来年度の予算編成につきましても先ほど提案理由の中でも御説明を申し上げましたが、新年度予算編成に向けて、積み上げ方式ではなくして、一般財源ベースでの枠を配分をして、その中でそれぞれの各課の主体性を持った対応をしていただくというようなことで、予算編成が進んでいくように、財源確保に向けての取り組みをさらに強化をしていくよう、今の私のほうからも指示をさせていただいております。

政策的にはやっぱり今進めておりますけれども、若者定住の促進を含めて、定住対策、未来戦略に示しております内容についてもしっかりと実践がしていけるように取り組んでまいりたいと思いますし、ふるさと納税についても今年も今のところ順調に伸びてきておりますので、これもしっかりと引き続いて取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 確保については、ずっと以前からも取り組みはされておられ

と思うのですが、特にこれから新庁舎の新設、また高齢化で社会保障費の歳出がふえていくのは必須であり、既に町民のための環境整備費用も予算がないため修理ができずに町民に負担をかけています。

以前も質問いたしました。将来負担比率もまた上がっていている現状にまだ大丈夫だと考えないで、もっと危機感を持って、今手を打たなければならないと思います。

今ある町有地を生かして、できることなどいろんな観点から考え、知恵を出し合って、財源確保につなげられる取り組みのプロジェクトを早急に立ち上げるということについては町長は何かがお考えでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 先ほど申し上げましたように、行革大綱の中に財源確保対策としてこうしたものがしっかりとうたわれておりますから、実際にこの大綱の内容を取り組んでいくことになろうかと思っておりますので、体制もしっかり今職員もこういう現状を認識をいたしておりますので、全庁挙げて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） できるだけ早急に目標額っていうのを決めて、取り組めばもっと現実味を帯びるのじゃないかと思っておりますので、早急に、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

要望で終わりにいたします。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に……。 （「休憩していただけますか」と呼ぶ者あり）

暫時休憩。

午前10時32分休憩

.....

午前10時32分再開

○議長（福田 洋明君） それでは再開いたします。

山田町長。

○町長（山田 健一君） 御指摘のように、行政報告の中で申し上げましたように、ということで訂正をさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 次に、中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 通告書に従い質問します。

町所有地、約72ヘクタール。ゴルフ場予定跡地についてでございます。

参考資料にて、町所有地は約73ヘク、町が土地を購入した時期は平成13年6月、議会で承

認。2カ月後の8月、売買契約したと承知しました。購入から16年が経過しています。

今回の質問は、数人から、「ゴルフ場跡地についてどうなっているのか聞いてみてくれんで」、「尋ねてほしいね」と要望があったからです。

「山は手入れもせず荒れ放題、イノシシは何ぼでもふえ、田や畑は荒らされ、困ったものよの」、「私らはキャディーに雇ってやるって言ったのはどうなったんかね。」、「人を喜ばせ、ナシのつぶてだったよね」、「業者と役場の人に来たので町発展のためと思って売った山は、平生町が今買い取ってそのままじゃったんかね。まあびっくり、全然、知らなかったよ」などの話です。

平成13年購入時の町長は山田健一です。当時の役職員はほとんどが退職しています。

直接関わり、一番詳しいのは町長なのでよろしく願いいたします。

また、わかりやすい、みやすい言葉で質問をしてくれという要望もありますので、失礼とは存じますが、できるだけわかりやすい、みやすい言葉で質問させていただきますこと、お許しくださいませ。

参考資料には、約73ヘクタールの土地を環境保全、乱開発防止や地域住民等の安全を確保するためと、購入のいきさつが記録されています。

3,000万円で買ったならそこからが平生町を生かすスタートです。平生町のために開発計画を検討しながら増収につなげる、町の収入源にするという発想があれば、平生町の発展の第一歩として安い買い物です。

しかし、その後、現在に至るまで何の動きもなく、放置状態では高い買い物です。

ましてや税金3,000万円は大きな金額です。

支払方法は、いつ、何年度、支払い年度一括払いか、または分割払いかもお尋ねします。

73ヘクタールっていうのは想像もつかないので、住民からは漠然と、「農免からだ一と向井原のほうからずっと水場のほうまで全部で、その向こうのほうで佐賀の海岸のほうまで全部よ」と言われまして、一度、役場に航空写真はないんかねって聞きに行ったら、航空写真が町長室か副町長の部屋か何かにあって、それで大体説明していただいたんですが、住民の方も本当、73ヘクタールっていう規模がわからないと思います。

平成22年3月議会でこのことについて質問をされています。議会の質問は、その土地の乱開発防止のために業者さんより3,000万円でその土地を購入した。その当時の目的は達成している。その後、土地を売却されようとしておられましたが、それは中止となった。それからは動きはなく、きょうに至っており、いつまでも放置しておくのか、町にとって損失だと思う。

町長はこの土地をどのようにされるおつもりか、また利用する計画はあるのか、議員さんが尋ねておられます。

22年3月議会の町長の答弁は、開発計画に難航、池、土地の形状、虫食い状態、基本的な部分で大変難しい問題と答弁しておりますが、購入後に状況が変化したわけではありません。購入する前の調査不足が原因で放置する責任、無責任さに違和感を感じます。

この姿勢が質問から7年たった現在も続いているのではないのでしょうかね。何事も挑戦する上において、できない理由を掲げるよりできる方法を考え、結果を出すことが全てだと思います。

町長、最近、町有地の現場に行ったのは、いつごろ視察されましたか、お伺いします。

パトロール、警らなどの頻度はどの程度ですか。これもお尋ねします。

私は、現場に行き、入り口を間違ったのではないかと思うほどジャングル状態で入れませんでした。イノシシでも出てこないかと怖かったからです。

私の部落では、毎年、3世代交流の一環として、遠足を楽しんだ思い出深い場所でした。

自然が美しく、海の景色を見ながら空気のおいしい中で部落でつくった同じ弁当を食べ、子供たちやおばあさん、おじいちゃんたちと一緒に遊んだものです。

その場所が、今は道もなく、昔トラックが、軽トラが入ったと思うんですが、通った道もなく、火災発生の対応は大変ではないかと懸念しております。不安に思います。現在、あの場所は跡形もなく、何の手入れもせず、管理不足のためイノシシの場所に変化しております。

先日ニュースを見ていたとき、イノシシ対策は電気柵、捕獲するだけではだめ、同時に木々を伐採して見通しをよくする環境づくり、草木をこまめに刈り、えさ場にならないようにする。

こういう姿勢が実践された広島県の三原市で、市政と市民の協力により、野菜づくりが30%アップしたような、やる気を住民に起こさせ、農家の人に起こさせ、笑顔が映りましたけども、私はそこでお尋ねいたします。

県民税です。その中の森林税っていうのがあります。森林税っていうのは、平生町では、毎年300万円しています。これは、出す、出さんに関わりなく1人500円、強制的に含まれています。税の中に。でも、それを知らない町民も多いことだと思います。

平生町でも本当に3,000万円、県に納入していますよ。この制度は山口県森林づくりのために設けられた制度で、平生町は山や野が荒れ果てているのに、他市町村に比べてみると活用不足でとても残念です。

向こう5年間を私は聞きました。それは、農林事務所でも知らせてくれますが、産業課にもありました、資料が。私は、両方から聞きました、それで平成24年度ほとんどゼロですね。300万円以上使ったのではないと思います。たしか資料をまた見ていただいたらいいと思います。出ただけはもらわんとだめじゃないかと思うんですね。汗をかいてほしいと思います。

本当にもらえない理由を並べるのではなく、どうしたらもらえるようになるのだろうか、現に山が荒れていますから。そこらあたりをお金がないなら、町にお金がないなら補助金を持ってく

る、そういうことに知恵を絞っていただきたいと思います。本当に平生町は基盤整備におかれましても、森林対策におかれましても補助金の活用に力を入れてないように感じます。平生町は町有地は荒れるばかりです。

町長さん、任期が迫っておりますが、任期内にどのような方法で改革し、この土地を有効に使う、検討されているのか、保安林もあります、環境保全、地域住民等の安全確保をうたっておりますが、見通しをお聞かせください。

多々申しあげましたので、もう一度お聞きします。

支払方法と、現場に足を運んだのはいつか。

パトロール、手入れの頻度。

火災等災害について、池もかなりありますので、災害が起これば危ないと思います。

補助金制度の活用についてと、保安林、環境保全、地域住民の安全確保について、以上お尋ねいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 旧ゴルフ場跡地についていろんな角度から質問がございましたが、長い歴史がございまして、この間、平成13年に町が取得をいたしております。

この経緯は議会でも御承認をいただきましたけれども、乱開発から守っていこうと、環境保全をやっていこうということで、当時、この73万平米を確保するということで御承認をいただいて取り組んできた、その後の活用についてもいろいろ検討をしながら、あるいはまたいろんな民間企業からの引き合いがあったり、購入申し込みがあったり、その都度議会とも協議をしながら対応させていただいて、今日までなかなか先ほども言いましたように、御指摘のように一団の土地でまとまっておりません。いろんな虫食い状況にもなっております、そういうことも1つのネックになっておるかと思いますが、なかなかまとまって売買の話が進展をしていないというのは、事実です。

その後もいろんな引き合いがあることは間違いありませんで、その辺について何とか適切に活用していきたいということで、いろいろ町としても今相談に乗らせていただいておりますのは、今日まで続いておる状況です。

したがって、これを例えばもう森林なら森林で活用していく、森林税の話がありましたけれども、利用計画がまだ決まってないというのが現状でありまして、いろんな、今、そういうどうやって生かしていくかというところを引き続いて議論をし、あるいはまた、いろんな方からの引き合いに対して対応させていただいておりますという状況であります。

確かに私も、つい先般もお話があるところからありましたから、現場に足を運んで、先般、つい近い時期でございますが、参りましたけれども、もう当然雑木が生えておりまして、作業道も

通行不能という状況になっておるのは十分承知をいたしております。

この山の中には小規模治山の事業でやった小規模堰堤が2カ所ありまして、その周りを保安林ということで設定をされておまして、そういった意味から1つの保安林としての役割も確かに果たしているのかなと思いますが、やっぱりこれはこれで適切な管理をこれからもしていかなきゃいけないということは私も十分理解をしておるところであります。

これからもそういった引き合いがあればしっかり対応していきたいと思っておりますし、山として、一応町の所有の山ですから、適切な管理はこれからもしていかなきゃいけないというふうには考えております。

森林税の話がございましたけれども、これは県税で、山口県の今森林税が御指摘のように1人500円ということで県税として入っておりますし、町としてもその森林税の活用については、そんなに遜色がないだけの活用をさせていただいておるといふふうには思っております。

また、この町有林に対して、森林税っていうのは、これはあくまでも私有の山でありますから、これはなかなかその森林税を町の山で使うということにはまいりませんけれども、いろんなこれをもう森林としてこれでいくんだということになれば、いろんなまた違う補助金のメニューから活用をしていきたいというふうにも考えております。

あとは、そうですね、総務課長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） この土地の支払い方法についてでありますけども、平成13年の6月21日に御議決いただきまして、平成13年の8月10日付で平生町土地開発基金により支出いたしまして、一括で納入をいたしております。

それで、土地の支払いを済まさせていただいております。

また、安全のほうにつきましては、確かに昔はその当時まだまだ皆さんが土地を持っていらっしやったときには、それぞれの個人の土地を伐採なり、下刈りとかをしていらっしやいました。

ただ、町が購入いたしましてからは実際に手が入っていないのが実情でございます。

ただ、そういった火災とかもし起こった場合には、そういった活動については町の消防団、もしくは広域消防組合、また山林火災であれば「きらら」とか、航空的な対処もしていくべきだろうと思っておりますけれども、現状ではそういった火災に対する道路、そういうのは現存しておりませんので、現場、現場に応じて対応していきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 今のお話を伺いましたけれど、手入れをこれから町有地であれ、私有地であれ、買ったら自分の責任ですよね。町が買ったら町の責任ですよね。だったら、同じ理屈ですよ。町民が草刈って近所迷惑をかけても自分の土地じゃけいいじゃないかという感じで、

自分のものにしたら自分の責任、町のものになったら町が責任もって手入れはしていただきたいと思います。

そして、火災はそれほど気にしておらないような言い方ですけど、本当に誰でも行ける、あそこに道があったというような、そういう答弁は余り適切じゃないかと思います。

それは、本当にあった防災道路でないからそれは知らないっていうような考えは起こさないでほしいと思います。

でないと、町からはっきりそういう言い方をされると一住民としたら不安に感じます。そして私、ちょっとお尋ねしますが、町長さんも最近行かれたということですが、道路入口に不法投棄の看板が立っていますよね。今ちょっと見えにくいです。旗で見えにくくなっています。

平生町役場と平生警察の連名の看板です。平生警察署はどこにあるんですか。いつからいらってないんですか。現在は平生幹部交番所に変更してはいませんか。パトロールされているのでしょうか。

私、確認に行きました月曜日にも、やっぱりまだやっていません。そのままです。

やっぱり足を運んで本当に住民の命と財産、生命を本当に守っていただきたいと思います。

曾根の女性が、もう10年ぐらい前になるんですが、2名の方が昔あった道を頼りに山に行ってみようといって道に迷い、昼間なのに空も見えず、真っ暗で3メートルぐらいの木々が生い茂って、方向もわからず怖かった、歩いて、歩いて、本当に怖かったけども、池のそばに出てそれから出たのが、曾根の人なんです、こちらの向井原のほうから上がったのに、向井原上のほうから上がったのに出たのは田名に出たそうです。

電話代もなく、民家に行って家族に連絡して叱られを食ったという話も聞きましたが、本当に町が買ったら、買った人の責任だと思いますけど、ある程度の手入れはしていただき……、真っ暗だったらイノシシのえさありませんよね。見通しのよいように刈っていただいたら曾根の地域に田んぼのほうとか、野菜のほうの山のねきの人は本当に柵をつくっても、柵を越えて入られる状態ですのでそこらあたりも加味して手入れをお願いしたいと思います。

一応5つぐらい質問して、いつもは答弁いただけないのですが、今回、答弁いただきました。それで、その答弁の中で、今町長が300万円ぐらいは使っていると言った、私が見た資料では間違いかもしれませんが、300万円以上はありませんでしたよね。間違いだったらごめんなさい。……のようになるかもしれませんが、もらった資料ではありませんでした。

そして、例えば周防大島町なんかは1,400万円ぐらいで山の竹の伐採やらしてますよね。もう見通しがよくなって、観光客が来るっていうのは、竹がないから、明るいから、あそこはサイクリングでも何でも開けて本当に観光客が来てますよね。

私は「防衛費をもらうから大島は安心やね、大丈夫よ」って言ったが、しっかり森林税を使っ

ています。使い方としますので、よその市町村の知恵も借りたり、いろんな方向で住民のために、本当に住民のために努力していただきたいと思います。

総務課長のほうから3,000万円を一括で払ったと言われました。それは結果論ではありませんけども、荒らす山を3,000万円を買ったら高い買い物です。今、財政難の平生町。そこらあたりに原因があるんじゃないでしょうか。いらないところに思い切ってお金をぱっと使う、結果論ではありますので、今の状態での結果ですので、先ではまたものすごいお金を生むこともあるかもしれませんので、あれは今平生町の土地なので、土地を売却してもいい、誰かいい人がいないかねっていうのは、住民にも知らせるべき、どこからか知恵が、いい話が舞い込んでくるかもしれませんので、知らない人がいないように、あらゆるところに情報は提供したほうがいいかなと思います。

そこらあたりは町長さんどうでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 情報提供の話は引き続き対応していきたいと思っておりますが、事実認識で、ちょっと産業課長のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 藤山産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 産業課から今の県民税の事業について、県の資料からであります。実績を少し紹介させていただきたいと思います。

今、中本議員からありました、竹繁茂対策でございますが、平成17年から始まりましたこの県民税の事業の第1期対策というのが17年から21年の5カ年でございました。

竹繁茂の全伐の事業につきましては、8.08ヘクタール、事業費で756万6,850円という事業を一応県が本町内で実施をしております。

また、第2期の対策としましては、22年から26年の5カ年の間で全伐で4.5ヘクタール、567万円の事業実績がございます。

それ以外にも公益森林整備としましては、荒れた人工林の中の間伐等で、第1期で73万6,000円、第2期で301万6,910円という形で、県は一応町内におきましてもこうした事業を行っております。確かに県民税300万円、毎月300万円平生町から徴収されておりますけれども、県としましては全体的な森林の状況を把握をしながら、その中で実施しているというふう感じております。

また町からもいろいろ要望等も上げる中で調査におきまして実施されているということでございます。

なお、第3期につきましては、27年から始まっておりまして、この第3期におきましては地域課題対策ということで新たなメニューができて、町独自の対策として景観美化、またそれ

から小規模の竹繁茂事業のほうに事業費として計上しておりまして、2カ年での実績としましては、206万7,360円というふうな事業費を一応使っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 済みません、これ3問目でよろしいんですかね。

今、産業課長から言われたのは、700万とか何とかいうのやったけど、私が言っている300万円は1年間です。5年ごとですかね。1期目が5年、2期目が5年、3期目が5年と思いますので、300万円だったら1,500万円ですよ。

だからそこらあたりを団子にして説明されるのがいけませんけど、でも内容はわかりましたのでそれはそれでありがとうございます。

済みません、続きまして、新庁舎について質問をさせていただきたいと思います。

新庁舎建設計画は9月定例議会より3カ月過ぎ、その後の進捗状況をちょっとお尋ねしたい、させていただきます。

経済政策なくして未来はない。町政を預かる私たちは町民の声を主にして現実を見つめて将来を考える責務があると心しております。

今町民は「熊本地震を契機に補助金が出るんと。」と、あたかも全額に近い支給と誤解している町民も多く、「ええ事じゃね」と大喜びの声を耳にします。

多額な予算を伴うときは、現在の財政状況を考えた上で将来的な問題として税がどれくらいふえるのか、考える必要があります。一般家庭においてもどうにか生活を維持しているのにもかかわらず、立派な家をローンで建てたなら、たちまち日々の生活に支障が出ます。

次世代への担い手に迷惑をかけては住みよいまちづくりにはなりません。現在、増税計画予定が不可能であれば次世代に負担をかけないように、簡素で便利、なおかつ細心な建設に見直す方法も一つの手段ではないかと考えます。そのためにも住民集会を早く開催すべきです。

日程は、若者が参加しやすい土日などの配慮も必要と考えます。利用する住民の発想に耳を傾け、意見を集約され、町長はその後に御判断されるべきと思いますが、説明はいつごろでしょうか。

そして、増税は見込まれるのでしょうか。

そしてもう1点、予算外の寄附はどのように扱うのか、もし仮にあったとしたらどのように扱うのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を11時15分からいたします。

午前11時05分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

○町長（山田 健一君） 新庁舎に関連をしてお答えをさせていただきます。

先ほども少し触れましたけれども、行政報告の中で、新庁舎整備に関係をして、基本構想と基本計画の策定業務の委託料を計上して、この委託業者が決定をして、今、その計画策定に向けた取り組みが行われておるといふ状況でございます。できましたらそれをたたき台にして、できるだけ早い、30年度の初頭に入りましたら、ぜひまたパブリックコメント、あるいは住民の皆さんの説明なり、そういう皆さんから意見をいろいろ聴取する機会、こういうものを設けたいというふうに思っております。一応、そういう説明をするたたき台を、今つくっておるといふふうに御理解をいただきたいと思っております。

それから、市町村役場機能緊急保全事業、これを活用して、この取り組みを進めていくということでございます。起債は当然起こしますけれども、このことで増税をするという予定はありません。

それから予算外の、いわゆる寄附等については、どういう形でやるかは別にして、町とすればこういう状況ですから、ありがたいことだと思います。有効に使っていきたいというふうに思います。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） ちょっと私の言い回しが悪かったのかもしれませんが、それでも増税はしないというので、それはそれでまた、しないんだなというのでいいと思うんですが、私は財源が確保できるというのは増収のことです。収入がどこかからふえる見込みがある、払わにゃいけないくらいのお金がどこかから見込まれているかというのをお聞きしたので、ちょっと説明の仕方が悪くて、済いません。そういうことです。お金が入ってくる当てはありますか。例えば企業誘致して、お金が入りますから、それで安心ですよというように、安心できる収入がどこかにあるのですかというのをお尋ねしたので、また再度お尋ねしたいと思います。

それともう1点は、曾根公民館の建設について、そのときの教訓を生かしていただきたいので、ちょっとまた申してみたいと思います。曾根公民館建設においては、ゆか床一式が永大産業より現物で支給されております。玄関にも現物支給と書いております。私、議員になった当初にも、各課に尋ね、教育委員会にも建設課にも尋ねていきましたけど、回答は口頭のみで、文章でいただいたのは一度もありません。

今回も聞きに行ったら、金額に換算したら、そしたら幾らぐらいになるかねって言ったら450万円と言われました。そしたら、最初の当初の床は何だったのと言ったら、板ではなくフ

ローリングのようなか、レーザーか、それは知りませんが、そこではなかった。それは床は、床板は工賃にお金がかかったので、つっぺなんだと言われました。

それを住民に言いましたら、「床板張るのにゃああんた、つっぺちゅうて何百万円もかかりゃあすまゝに、フローリングのほうが専門で張るんじゃないらよけい要るかもわからんじゃないで。」って言われましたが、資料を提示していただかないので、推測の域を出ませんのはお許しください。

その材料は、450万円は永大産業出荷で、市場に出たら金額はわかりません。出荷の金額です。そして、日本間の床柱は、値段をつけられない高価なものとお聞きしました。値のつけられない高価なものって、どこに寄贈が書いてあるのかなと思ったんですけど、そんなのがそれで終わるんでしょうかね。公の機関で公にするんだったら、きちんと報告はあるべきと思います。収支はプラス・マイナスで変わりはないと口頭で説明がありましたが、見積りの予算書と精算書を配布して、誤解のないよう、資料で説明するよう、新しい新庁舎建設においても、何もみんな文章で記録はとっていただきたいと思います。

私なんかは、この曾根公民館は以前説明会するとき、「補助金は活用されていますか」って言ったら、「県補助金も全部ない、全部町の税金」と言われましたから、町の職員が決めて、町が監査して……、本当これでいいんだろうかなと、その当時はそれぐらいの疑問しか思いませんでしたけども、やっぱり誤解を招かないように資料の作成はきちんとしておいていただき、会議の内容も資料を提示していただきたいと思います。

というのも、曾根公民館も代表者の会議が集会の前に1度あったんだそうです。「そんなに頻繁にはない、1度と思うがな」と言われましたけど。そのときに、「このことは外部に漏らさないように」と言われたそうです。地域の代表者を集めて、「このことは外部に漏らさないように」とはどういうことなんでしょうか。本当にその言った資料がどこにあるんだろうか、そのときの集まったメンバーの資料と、あれを私は教育委員会に行って資料をいただきたいと思うんですけど、本当に大事なお金を使うときは、記録は会議であれ金額であれ、資料はきちんと残していただきたいと思います。

でも私は、「あなたら代表じゃったんだろう、地域の」って言ったら、「地域の代表にそんなことを言うはずは絶対がない」って言ったんですけど、そしたら、「わしら、公民館ができんようになったら困る。やめたら困るけえ黙っちゃったらだまされた。」って言われましたよ。そういうことが現実にかかるようでは困りますので、これはある程度、うわさですので、ちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、とにかくそういうふうに残していただきたいというお願いです。また、残しているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） まず1点は、財源確保に向けて、しっかり我々も財政運営をやっていき
たいということが1点。それから、もう1つは、全て行政の手続がしっかり、その手続にのっ
って進めていくのが我々の責務でありますから、そのようにしていきたいと思っております。

.....

○議長（福田 洋明君） それでは、次に平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 平岡です。一般質問をいたします。

通告をしております、まず第1の持ち主不明の土地についてです。私は今回の一般質問で、持
ち主不明の土地についてと、太陽光発電施設については、事前に質問事項をお話をしまして、回
答をいただいております。それからそれを参考にしながら、次の質問をしたいと思うんですが、
まず現状についてです。

マスコミで、このところ随分と持ち主不明の土地、国全体で、ある調査機関によると九州の面
積に同じくらいの持ち主不明の土地が全国にあると。これがどんどんふえて、2040年ごろに
は北海道ぐらいの面積になるんじゃないかと、そういうショッキングな、ずっと報道が伝わって、
国の対応がぼろぼろと出ておるとい感じです。それで一番、きのうのニュースで国が示したの
が、地方公共団体に協力を依頼して、登記をちゃんと進めるように指導をするというのが、国の
審議会の一番の今、方針なんです。結局そうすると、市町村の窓口に出てくる、いわゆる税務課
の仕事になると思うんですね、究極的には。それでね、そう思ってずっとニュースを見てるの
が、全国的に持ち主不明の土地が増加し、土地取引停滞など、いろいろ引き起こしておるが、町
内ではどんな状況かという質問を、調査をしました。

そうすると、全国においては所有者の死亡情報を入手をした場合、戸籍を請求する、いわゆる
相続人の調査をしておると、したがって、そういうことがないように、持ち主不明のものがな
いようにするように努めておるが、町外在住者の死亡情報は入ってないこともあり、全てを掌握す
ることはできないと、こういう答弁です。

産業課においては、その税務課の情報に基づいていろいろと住民からの苦情情報を処理してい
るが、現在、情報が足りないで問題が起きたことはないということです。

建設課においては、そういう持ち主不明の土地があつて、事業が停滞するという事実はないと、
こういう返答が返ってきております。

一安心をするわけですが、この税務課の情報、いわゆる町外在住者の死亡情報は入ってこない
こともあり、全ては掌握することはできない。こういう返答をいただいておりますけれども、
そうするとあらわれるのは何かというと、課税をした際に、課税の通知が届いてないだとか、納
税をされないだとか、こういうことがあらわれるのではないかと思います、この点についての
状況はどうですか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 税務課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 岡村税務課長。

○税務課長（岡村 茂樹君） 要するに持ち主不明の土地について、納税通知と申しますか、課税の通知のほうが届いていないということと、課税ができていないのではないかと申す質問であったかと思いますが、これにつきましては、要するに納税通知が届かないというのは、当然町外の方の場合がほとんどでございます、その場合は一応、納税通知につきましては、死亡されたところの住所地のほうに送付をいたします。それで一旦こちらのほうに誰も受取人がいないとかいう場合は戻ってまいります。そういった場合には、一応調査をいたします。

その後、どうしてもそういった相続人等からの問い合わせとか、そういったものがない場合には、納税通知が届かないということになりますので、それでも不明な方につきましては、公示送達というのを実施いたしまして、それで納税通知等が送付されたということ、書類等が送達があったものとみなされるということで、公示送達をしております。それによって、7日間過ぎれば、一応、納税通知が届いたということになりますので、そこで課税ができるということになってまいります。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 持ち主不明の土地の情報は、どうも課税から一番始まると思うんですよね。先ほど質問しましたように、課税をして送達をするが届かないと。この公示送達という方法は、張り出すだけですから届かないわけですよね。そうすると次にあるのが滞納になりますと。当然、公示送達して納税っちゃうのは考えられませんから、質問してるのは、返ってくるのがどの程度あって、そのことが原因による滞納がどういう状況かという質問です。

○議長（福田 洋明君） 岡村税務課長。

○税務課長（岡村 茂樹君） 失礼します。29年度当初の固定資産税の公示送達の件数でございますが、9件でございます。これは相続人不明等によるものでございます。ちょっと課税の金額等につきましては、一応課税情報ということでございますので、件数のみで報告させていただきたいと思っております。

それがそのまま滞納につながるというお話でございますが、その後につきましても、税務課におきまして、鋭意、調査等、相続人さん等を探しておりますので、一旦はそういう状況にはなりませんけれども、引き続き情報収集等に努めているところでございます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今回の質問は、課税して出すその納税を求めるといふ質問の趣旨じゃないんですよ。持ち主不明の土地がどの程度あるかというのが平生町の状況として知りたいのが1番で、そうすると税務課が一番わかるだろうということで、そういう質問をしたわけですけど。今回、これを質問するに当たって、最近、マスコミでも取り上げておりました、感心することがありましたから言う。国の民法239条では、所有者のいない不動産は国庫に帰属すると、こういう定めがあるみたいで、持ち主がなかったら国のものになりますよと。相続放棄をした人が、大変じゃから、国に引き取ってくれと裁判を起こした例もあるみたいです。

実際、自分がお金がかかるから引き取ってくれというのは認められないというんで、裁判は引き取ってくれと認めてないようですけど、年間、この資料によると国が引き取るときの手続がある程度決まってるわけですが、年間30件から50件ぐらいは国が引き取っておるようです。そしてまたこの民法の規定がありますから、国も管理または処分するのに不適切であっても、引き継ぎを拒否することはできないという、基本的な考えも持っておるようです。

そうすると最初申しましたように、こういうことに至る場合は、まず市町村の窓口が1番になるんですよ。ですからここで、市町村の窓口で、今後の対応としては件数でそれは十分ですから、件数とか、できたら面積がわかればいいですから、これを十分に把握をして、国も多分、先ほど見ましたように登記を進めるという、これから先の働きかけをするようですから、これ窓口業務をしっかりとするということです。

次に出てくることは何かといいますと、今9件あるという話がありました。ここに雑草や家屋が建っておったら、近所からの苦情が来ることになります。連絡がつかないということになります。また、その土地が急傾斜地であったりして、災害対策をせにゃあいけないときには、本人の同意が出ないから事業が進まない、建設課の難題になっております。これは実際、東北の地震のときにも、随分この問題が国中の問題になって、これからこの大きなテーマになってきたわけですけど、そうすると窓口でしっかりと、特に市町村の窓口でしっかりと事務を履行して、庁舎、庁内全体で情報を共有化することが求められてくるんじゃないかと思ひます。

まだまだ、それほど大きな問題にまだなっていないようですから、安心をしますが、9件でもあれば、それから先にいろんなことが課題になってまいりますので、今後の対応について、町長にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。議員が今、御指摘のように、この持ち主不明の土地が大変な勢いで今ふえて、全国的な課題になっておるという状況でございまして、税務課を中心に町として対応するにも、登記の問題を含めて課題がありまして、情報をぜひ共有をしてという話でございまして、やっぱり市町村の対応については、一定の限界が現在あることは

間違いありません。

国において、今も御指摘がありましたように、町内では先ほどありましたように、産業課なり、あるいはこれは空き家の関係が今から出てくるかもしれませんし、それから建設課のほうは、公共事業として何かやろうとしたときに、そこら辺の同意が、今はみんな同意をいただいて工事をやるようにしておりますからいいんですが、そういうケースが、災害対応なんかの場合は出てくる可能性がありますから、これも大変大事な対応が求められてくると。

そこで今、相続登記の、これを義務づけるとか、いろんな先ほど御指摘があったような、国においての検討が今進められておまして、法整備に向けて動きが今、あるようでございますから、この辺も十分注視をしながら、我々として、今ありましたように、できるだけ情報の共有化を図っていくという原点を大事にして、これからも対応していきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 次は太陽光発電施設についてです。これについてもいろいろと調査を事前にいたしまして、問題点を幾つか整理をしてみました。

町内にすごい勢いで太陽光発電ができておるわけですけど、それからずっと以前にも始まったところに1回質問をいたしました。事態としては数がふえるけど、行政からの指導、監督というのはほとんどその当時と変わっていないと、この答弁を見ますと、指導、監督、今後の監視については、今年の29年の3月に経済産業省の事業計画策定ガイドラインというのが改定をされて、ここからかなり本格的にいろんなことが始まっておるようですけど、実際には、町村には何も、手も出ないし足も出ないというのが実態のようで、掌握されているのは、町が補助金を出した屋根につけられる太陽光発電、それから農業委員会を経由をした太陽光発電、それからいわゆるメガソーラーといわれる大規模なやつですね。これらについては、それなりに状況は把握されておるようですけど、そうでないところは、もうそれぞれやって、全然状態も掌握できてないし、指導する権限もないというのが調査結果の、結論の返事です。

それでですね、私はまずこの施設の設置状況を正確に管理するという必要があると思うんです。ちょっと質問ですがね、このガイドラインで太陽光発電施設を設置した業者は、発電業者と保守点検責任者を記載した標識を設置する義務がつけられたという答弁をいただいておりますが、その連絡先も明確になっていくと。これに基づいて、現在どのような対応をされておるんですか。これをやれば、全ての施設が掌握されて、災害時の対応等が連絡できるのかどうか。これが1点質問をしたいんです。

それともう1点は、そうして、じゃあ限界があるようですけど、例えば施設が放置されて、草がぼうぼうになって苦情が来るとかいろいろあったときも、町の指導の一つのガイドラインというのはつくっておく必要があるんじゃないかと思うんです。これは環境対策としてですよ。こ

れについては今、どういうお考えを持っておられるのか。町としては、今までの返事では、ほとんど権限がないような話ですけど、環境保全をするという意味では、やっぱり何らかの町の方針を持つ必要があるというのが、この1回目の調査をしてからの感想ですが、これについてのお考えをお聞きしておきます。

それともう1つは、災害対策なんですよ。太陽光発電は、熊本の地震のときからだんだんと災害対策としてクローズアップされだしたんですが、あの太陽光発電のパネルっていうのは、いろんな特性を持っておりまして、壊れても日が照れば発電をするんです。スイッチを切ろうというのは単独には持っていないんですよ、結局。私もそれほど詳しいわけじゃないですよ。現在の太陽光発電は、停止するのが、いわゆるパワーコンディショナーで満杯になったら、もう発電が要りませんよというんで、そこでとまるみたいなんですよ。そしたら、それは壊れてどっかにアースすると電気が地球に戻ってきます。

それから災害時にパネルをつかんだら、人間にアースをしてきて、びりびりと来ます。直流ですから、交流ほどすぐ人災が起こるといことはございませんが、一番心配なのは、この調査の結果の中にもありますように、水害、水没した太陽光発電施設の感電防止です。町内見てみましたら、いわゆる大水のときには、水没する地域にかなりの数の、相当数のパネルがあります。先ほど言いましたように、パワーコンディショナーが働いておれば、発電はとまるわけですけど、水没するとアースをしますんで、発電が、流れる先ができますから発電を始めるんですよ。どうもそういう特性があるのはあって。だから水没時が一番やっぱり大変になってくることは予想されるわけですが、こういったことについての対応の取り組みが今、どうされておるかというのを伺いしておきたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 3点、今質問があったと思います。1つは、新しい固定価格買取制度、FITというふうに言っておりますが、新FIT制度に移行して、施設の名称、事業者、保守点検責任者というような、一応その標識に示すようになりました。それに基づいて、連絡をとっていくということになるかと思えます。そして、町の指導についても、これは産業課のほうから答弁をさせていただきます。

3点目の災害対策については、御指摘のように事業計画が認定をされる。その認定制度に移行しておるんですが、そのときに非常時の対応というのがその中に規定がありまして、基本的には設置者の責任で非常時の対応をしていくということになるわけですが、水害等になれば、大きな、50キロワット以上ということになると、電気主任技師が必要になってくる。その方が責任を持って対応するというのに、かなり専門的な知識も必要になってまいりますから、そうでない場合の感電防止について、町とすれば、近づかないように呼びかけをしていくという対応と、それ

から国にぜひそういった意味での改善の命令を出してもらうように、指導権限が国と県や市、町にないという状況ですから、やっぱり適切に指導するように、国に町からもお話をすると。

それ以外の、いろんなさっき言われた土地の形状によってもたらされる部分については、今度は環境美化条例等がありますから、そういった面で町がいろいろ指導するということはできるといふふうに思っております。

先ほどの2点目は、産業課のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 藤山産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 産業課からは、指導権限がない中で、どういふふうに指導していくかというところで答弁をさせていただきます。

先ほども議員のほうからありましたように、指導権限については、国のほうにありまして、町にございません。これについては、今の時点でも変わりはありませんが、環境もしくは農業委員会の関連であれば、農業における支障が生じた場合、町としての指導といいますか、お願いといいますか、そういったことは今も現実に行っておりまして、これについて積極的にやっていくような形になると思います。

また今ありましたように、新FIT法になりまして、経済産業省のホームページ等でも設置場所と、それから設置業者というのはわかるようになります。また、設置された場所に行けば標識等もありますので、そのあたりについては今まで以上に直接、事業者への指導を重ねていくような形になると思います。そして仮にその指導状況の中で、FIT法に抵触するようなものにつきましては、また国のほうを通して改善のお願いをするような形になると思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 心配するのは、これから先、放置されたような施設ができないかということが心配なんですけど、先ほどちょっと言いましたように、この設置者と連絡先を表示するようにというFIT法の改正というのは、この29年3月の改正でしょう。そうすると、それまでに設置された施設が、ちゃんとそれが表示をされておるのかどうか、これが問題なんですよ。平生町でも29年3月以前が大量にあるじゃないですか。

この把握をどうされるのかということと、もう1つは、災害の対策です。水没する、近づかないようにと言われてたって、水没したら、水はつながってるんですからね。そういったことをちょっと調査、研究をしていかないと、これだけの太陽光パネルが水没して発電を続けるとなると、どういふことが起きるといふことは想定をして、いろんな防災対策でも取り組んでいく必要があるんじゃないかという気がするんです。この2点ほど。これいろんな新しいテーマで、難しいことも多くあろうとは思いますが、設置者に連絡がちゃんとつくことと、もう1つは、災害対策

をどのように進めていくのか、2点です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 産業課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 藤山産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 今、御質問がありました29年4月より前に設置された太陽光発電施設でございますが、これについては、新FIT法に準じて改善をするようになっております。その期間としましては、施行はこの4月でございますので、1年間の猶予ということで、来年の4月までにそれぞれの太陽光発電施設のところには標識を立てること、また太陽光発電施設に第三者が簡単に入れないように柵で囲むことは明記されておりますので、それを行うように国のほうは今、指導しているというふうに聞いております。

また、太陽光発電が水害を受けた場合の対処というところで、かなり専門的な話になりますので、なかなかその2次的なところは難しくございます。太陽光発電システムを生産、販売しています、企業でつくっています一般社団法人太陽光発電協会においても、そのことについてホームページ等で掲載しておりますが、あくまでも水没した場合は、漏電ということが危険だということで、そのときには50キロ未満のものについては設置業者、50キロ以上については電気主任技術者が対応する。その場合には、漏電対策として感電しないように、雨靴とか手袋をはめて施工するというようなことは書いてありますが、基本的に一般の方が近づくのは、特に技術的に対応は難しいということで、漏電対策としましては、やはり周辺住民の方に近づかないというのを周知するのが、今の時点では適当だと思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 対策は。言うだけじゃつまらんじゃろ。質問違うじゃろ。

○産業課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 対策としましては、住民への周知、こういったときの対応策というのを皆さんに周知していくしかないかと思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 3回目ですから。法律が1年間の猶予を、だから来年の3月31日までには、善意に考えれば、全部設置者と連絡先が表示されるはずだということになるんですが、その確認はどのようになるのか。柵で囲むとかいう、指示のとおりになっておるのかどうかというのは、それは国が確認をして情報提供してくれるんですか。それともこちらがどっかの誰かがやるんですか。そうせんとそれは、なっておるというだけでは、ちょっと行って見たが、連絡先は書いてないということは当然起こり得ることですけどね。

その確認の方法を1つと、もう1つは、災害対策です。いわゆる未知の分野と言えばそうじゃ

けど、台風でパネルが飛んで、日が照ったときに片づけようと思って、人間が持ったらびりびりくるんですよ。スイッチ切るという機能がないですから、太陽光発電のパネルには。それと言いましたように、水につかったら、パワーコンディショナーにつながってる間は、満杯になったらとまりますけど、水につかると漏電しますから、当然、日が照れば発電を始めるんです。これだけの大量のところには水没をして、どれだけパネルがあるか。ちょっと想像するに、全部発電するかもしれないので、したらどうなるかということも研究をしておく必要があるんじゃないかと思えますから、今度の一つのテーマとして、取り上げておるんです。

それから、いや、先のことはよくわかりませんかでは困るんじゃないですかと、そういうことなんですけど、これで3回目の質問を終わります。

○議長（福田 洋明君） 藤山産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（藤山 一人君） 今、御質問がありました29年の4月より前に設置されたものの設置状況の確認ということになります。新FIT法に準じた計画書を、また国のほうに提出されたものについては、国のホームページの認定事業者というところで、一応、掲示をアップされるようになっております。その部分については、基本的には設置、標識の設置等、新しい事業計画をクリアしたものだとして認識しています。

また、今言われたように、太陽光発電システムの災害時の対応につきましては、現在、私の知ってる限りでは、ホームページ等の中では、今お話した情報しかございませんが、今後いろいろ対策として太陽光発電協会、これが実質的なメーカーの協会でございますので、そういったところを確認しながら、また国のほうの状況を確認しながら、対応策については研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午後1時からいたします。

午前11時56分休憩

.....

午後0時59分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 3点目の質問をいたします。

表題は、地域振興対策の取り組み状況についてと、取り組みはされているかという表題ですが、中身は11月27日の総務厚生常任委員会で、地域振興について町の報告を待っておったんですが、何も報告されないことに失望いたしましたので、そのことについてです。

9月の下旬から11月の初めごろまでにかけてまして、私は町内をかなり細かく徒歩、自転車、

軽トラで歩き回りました。歩き回るのは議員の仕事ですから。それで道路の陥没が1カ所と隆起が1カ所、それから交通安全のガードパイプが不要になって危険になっておるところが1カ所、これは役場に申しましたら、すぐ対応されまして処置をされたんですが、気がついたことが3つほどあったんです。

1つは、若者定住住宅に空き家ができておること。もう一つは、黒羽根地区におたふく……。会社ですが、準備しましたセミナー、いわゆる研修所の建設が進んでおりまして、仮称おたふくビレッジという看板が立っておりまして、随分建設が進んだなと思いました。今までこのことについての報告がなかったですから、今度はどういう報告があるかなと思ってました。

3点目は、雇用促進住宅に入居者募集の旗が立っておりまして、今まで聞いておった範囲内では、全部出ていただいて解体するような話も議会では報告を受けておりましたから、まだするんじゃないろうか、そういうぐあいに思って、この前ポスト見て歩きましたけど、新しい入居者はおられないよう、見た感じで、今までの方だけが住まわれているようには見えませんでした。

委員会で、これらのことについて報告があるかなと思って待っておったんですが、何も報告がない。あったのは、若者定住住宅で1戸空き家が出ておると。これは、空き家が出ておるという報告じゃなくて、払い下げの時期になったから、払い下げを準備をしておると。10戸あるが、1軒が空き家だという話程度の空き家の報告です。

こういったことに対して、どうして町は何も関心を示さないでおられるのか、不思議でいけなかったんですよ。このことについて、まずあのときも若者定住住宅の今後の方向についてだとか、おたふくビレッジの対応、それから雇用促進住宅については、次の委員会までに報告してくださいということで終わったんですが、その後ちょっとどうなっておりますかね、まずこれを聞いておきたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 3点、地域振興対策ということで御質問をいただきました。

若者定住の関係につきましては、若干先般の委員会でも御報告をさせていただきましたが、地域振興課長のほうから答弁をいたしたいと思います。

おたふくの研修センターにつきましては、御指摘のようにこれ平成26年の12月に開発許可申請がおりておりまして、今日まで報告を、ちょっとある程度目鼻がついてからという形と、直接的な窓口を明確にしていなかったということが、その原因かなというふうに思って反省をしておるところですが、26年に話があって、27年の段階で私も本社にお伺いをしまして、業務の内容、保養所の概要についてお考えを社長から直にお聞かせをいただきました。

特に、佐賀の瀬戸内に面した自然環境というのは、大変気に入られたということで、特に社員の保養研修に大変適しているという判断をされて、これから社員研修の一環として取り組みをし

たいんだという構想をそのときに聞かせていただきました。

その後、若干工事も時間がかかったようでございますが、基本的な考え方は社員の研修を通じて、農業研修等もやりたいと。特にまた、地元の人々と一緒に、いろんなイベントもぜひ計画をしていきたいんだというようなことで、我々としてもできるだけ支援は協力はさせていただきますということで、地域の活性化につながればということでお話をさせていただいてまいりました。

その後、御承知のようにずっと建築が続けられておまして、この12月の末に建築工事は完成をするというふうにお伺いをいたしております。

ただ、全部きれいにできるというんじゃないしに、年明けからスタッフがこちらのほうにやって来て、周辺の整備を含めて、研修の一環として整備も続けていきたいというような意向をお示しになっております。

地元の黒羽根地区にも、自治会長さんを含めてちゃんと社長が御挨拶をされて、良好な関係を築いていきたいということで、誠実に対応をされているという状況でございます。

今私も申しましたように、これからはきちっと窓口を産業課ということで、地域振興課と連携をとりながらこれからやっていくように、窓口を明確にしてこれからの対応を進めていきたいというふうに考えております。

それから、雇用促進でございますけれども、これは議員御承知のとおりでございます、平成23年ですか、もうこれを廃止をしていく方針ということで国が示しまして、もう早ければ33年度までに廃止にすると。

それで、その前段として、23年度までに平生町のこの2つの宿舎を対象にして廃止をしていくという、もし町で購入されればという打診があったんですが、これ町としては購入するわけにいかないということで、お断りをした経緯がございまして、その後、町内の病院が譲渡してほしいというような話がありましたので、町が間に入って、雇用能力開発機構と協議をしてもらいました。しかし、結果的には協議不調ということで終わっておりましたところ、今度は民間に売却をするということが伝わってまいりました。

平成28年、去年ですね、この全国の雇用促進住宅を東ブロックと西ブロックに分けて、それぞれ一括で入札を行うという方向になったようでございまして、西ブロック626件あるんですが、本町の2つの施設を含めて、アタミ合同会社、現在の全国民間賃貸サービス合同会社というところが落札をされたようでございます。

本町には、その落札をこういう業者がしたということと、今年の1月に来庁されて、民間に落札したと。譲渡日が今年の4月1日であるという旨の報告があったというふうに聞いております。

議会に対しては、それまでのいきさつは御報告をしておりましたが、民間に移管をされて、こ

ういう落札をしたという報告について、十分できていなかったということでございまして、民間移住の動向、あるいはまた、これからの動向等についても、十分注意を払いながら、今後は情報収集をしながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） 失礼いたします。

佐賀地区の若者定住住宅において、空き家が生じておることございまして、その後どういう状況なのかという御質問であったかと思えます。

前回の委員会でも報告をさせていただきました。佐賀地区の若者定住住宅において、1軒空き家が生じておることございまして。

それについては、再募集も含めて佐賀地区の若者定住につながるような取り組みを進めてまいりたいという報告をさせていただいたというところございまして。私どもも、内部のほうでしっかりと検討いたしまして、前回と同様の条件で町外在住者の方、そしておおむね6歳未満の子供さんがいるということを条件に、再募集をかけていきたいということでございまして。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） ちょっと言いわけの場をあげたんですよ。私はね、前回の委員会でびっくりしましたよ。この鈍感さに、行政の。若者の空き家ができましたって。それは、いろいろ理由があるからしょうがないですよと、こういう答弁でしたよね。聞いておられたでしょ。また貸家業を始めるような議論です。

それも、だからいわゆる若者定住住宅の政策についての一つの行き詰まりなんですよ。問題点が生じたわけですよ。そういう観点からの検討なり報告は一切なくて、それはたまたま空き家が出て、9軒は売るが1軒は空き家が出ちよるという話だったんです。

それから、おたふくビレッジについては、誰も名前は知らない。みんな後ろを向いて何じゃろうか、何じゃろうかという状況でしたよね。いろいろ聞き、探したら、「いや、担当の課で対応しとるだろう」と、こういう返事が返ってきましたよ。

それから、雇用促進住宅については、「何か民間に売ったちゅう話は聞いちょるんじやが」、ちゅう程度ですよ。町の振興対策を進めて、人口減少に歯どめをかける、町の財政再建を進める、これは町を挙げて、全課挙げてのテーマじゃなかったんですか。いつもこういうぐあいに繰り返してこられたんじゃないですか。それが、この一つ一つのことについて、どれだけ鈍感な対応をされておるんですか。

若者定住住宅では、それは一生懸命特認校制度もやって、教育委員会は佐賀小学校存続、頑張っておりますよ。空き家が出たらすぐ相談をして、いろんなことをやっば報告をしてもらいたい

んですよ。真剣に考えちよる状況も知りたいんですよ。その姿が見えないと。

おたふくビレッジについて言えば、私はあそこへ行って「大分できましたね」と言ったら、「ああ、平岡さん、こんなのいっぱい引っ張って来にゃ」という激励もされて、大変喜んでおられました。これうまくいくなと思って喜んでいたんですけど、あの名前からいってもやっぱり地域と、先ほど報告の、地域と一緒にやっていこうと。

広島駅に行ってね、交流人口をふやそうというビラは配られるんですよ。しかし、広島 of 業者がこっちに来て、ああいう宿泊施設なり研修施設をつくるというのに、一切鈍感な対応をして、窓口もはっきりしてない、どういう事業をやるか、町は何ができるか、あそこに研修に来て、もしかしたら定住をしようという人が出るかもしれんのですよ。

佐賀の特認校制度も知られたら、子供を勉強させてみようという家庭も出るかもしれんのですよ。敏感にやっぱ連絡をする、反応するのが地域振興の一番の仕事じゃないですか。こっちが呼んで来んでも、わざわざもう来られたんですよ。それに対しては知らん顔しちよると、この政治スタンスはどうですか。私は不信になりましたよ。雇用促進についても、前の報告で終わってま

す。

この前研修に行きましてね、岡山県（正しくは兵庫県）の神河町ですか、町営住宅をつくって年間45人ぐらいの出生数じゃったのが、70人台までふえてきましたよ。町営住宅つくれば、ふえるというのは大体予測もできるんですが、ならですよ、あそこ80戸あるんですよ、雇用促進住宅。これ1回買われた方と、いわゆる新婚向けや子育て世代については、改修されてなら補助金も出しますよ。何かいい知恵を一緒に出そうじゃないかと、どうしてそういう発想をされるのですか。

平生宿舎は狭いが、大野のほうはちょっと新しいですし、部屋も広いんですよ。そういったいろんな知恵が出ていくんじゃないですか。

そうして、またこの前の全協で議長から情報提供を早ようするように催促をしたら、副町長が「スピーディに情報提供するように努めます」と。にこにこして答弁しておられましたよ。事態の深刻さに気づいておられんのですか。情報収集しなかったら、スピーディな報告も何もないんですよ。関心持たなかったら、スピーディな報告も何もないんですよ。どうしてこういう行政になってしまったんですか。私は不思議に思いましたよ。

ちょっとあんまり言いたくないんですけどね、やっぱ町長は山口行ったり、東京に行ったり一生懸命頑張っておられますよ。ところが、足元はこのたるみようじゃないですか。どうですか。昨年、一昨年前にもこの問題を取り上げまして、もっとやっぱその足元を固める、このスタンスが要るんじゃないですか。答弁をお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 現状について、今議員のほうから御指摘をいただいておりますが、先ほども言いましたように、町として全く知らん顔しておるわけではありません。それなりに町としては対応してきたつもりでございますが、先ほど言いましたように、対応するべきところを明確にしてやるべきであったという点は、これは反省事項として考えておりますし、地域振興に向けての取り組みについては、改めて一つ一ついろんな課題はありますけれども、全部皆地域の振興につながっていくという、そういう意識を持ってこれからもやっていきたいというふうに考えております。

いろいろ御指摘をいただきまして、ありがとうございます。お礼を申し上げます。

.....

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

コミュニティ協議会・自治会について伺います。

第4次総合計画の中で、今後のまちづくりの柱として協働のまちづくりを掲げ、平成25年には協働のまちづくり条例が施行され、住民の積極的な参加、自助・共助・公助という3つの考え方を柱としたまちづくりが制定されました。

そして、後期基本計画では、前期基本計画の5年間の取り組みとして、さまざまな地域課題に対応するために、参加と協働のまちづくりを進め、住民と行政がパートナーとしてともに考え、ともに行動し、一人一人が生き生きと活躍するまちづくりを目指してこれ、公民館やコミュニティセンターを単位としたコミュニティ協議会が立ち上げられ、今年の4月には地域コミュニティのさらなる充実を図るために、町内9カ所の公民館が地域交流センターにかわり、今後はコミュニティ協議会を中心に住民、自治会、各種団体などが連携した地域ネットワークの構築を進め、地域課題の解決に向けた取り組みの拠点となりました。

そこで、このコミュニティ協議会のことですが、イメージ図を見ていると、活動として夢プラン策定を初めとして、防災、防犯、青少年育成、生涯学習、環境保護、地域美化、保健福祉活動など、行政の各部局の縦割りを地域に持ち込まれており、今までのコミュニティ政策の延長ではないかと思われまます。

今、実際財政は景気の低迷により財源不足が生じる中、職員の数もふやせない、質の高い行政サービスは求められるし、国からの業務はふえていくばかり、どうしても行政サービスが行き届かない面が出てくる、その部分を地域にお願いするために、コミュニティ協議会の設立に至ったのでしょうか。

そして、行政各部局の縦割りを持ち込んでいるのであれば、専門性の高い職員を各コミュニティにつけるべきではないでしょうか。そして、コミュニティ協議会がどんな団体なのかかわらな

い町民の方もいます。この方々にどのように説明し、どのように周知していくのでしょうか。

次に、自治会について伺います。

自治会アンケートの中で、「コミュニティ協議会で協議の場をつくっても、その内容が一部の
人しか伝わっていない。活動資金が少なく、委託もできない。限られた者への負担がふえている。
深刻な高齢化により、役員の担い手不足により自治会活動が困難になってきている」、以上のこ
とを、町としてどのように答えられたのかを伺います。町長さん、よろしくお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） コミュニティ協議会と自治会に関する御質問でございます。

まず、コミュニティ協議会設立の経緯、それと専門性の高い職員の配置ということでございま
すが、けさほどから申し上げておりますとおり、まちづくりに向けて平成25年にまちづくり条
例、それを受けて推進プラン、そしてコミュニティ協議会の設立、また地域交流センターへの移
行ということで、住民自治の精神に基づく住民の参加と協働ということで、今取り組みが進めら
れております。

コミュニティ協議会の経緯については、今申し上げましたように、保健、福祉、環境、防災、
防犯等々、あるいは子供からお年寄りに至るまで、幅広い対応が求められてきておるとい
う状況を踏まえて、地域の課題を解決をしていこうと、こういう趣旨でこの取り組みを進めてきた経緯
がございまして。

専門的なノウハウが必要になってくるという面もございまして。今、御承知のように今年
の4月から機構改革を行いまして、地域振興課が改めて体制づくりといたしますが、そ
ういふものを踏まえて地域振興課が窓口になって、これから地域振興に当たっていくと、
いろんな各課への取り次ぎ、あるいは県の事業等の活用について、専門のアドバイザー
派遣事業も含めて、情報提供を地域振興課が窓口になって対応していきたいというふう
に考えておりますので、ぜひまたいろいろ地域のことでそういう必要性が出てくれば、
御連絡をいただくように、我々もしっかりまた引き続いて広報を続けていきたい
というふうに思います。

よく住民の皆さんに、この協議会を知っていただくために、広報はもちろんありますが、
町のいろんな情報伝達媒体や各コミュニティ協議会における会報、情報誌、こういうもの
を通じて、その辺の周知が図っていただけるように、取り組みを促していきたいという
ふうに考えております。

それから、自治会のアンケートでございまして、広報に先般掲載をさせていただいた
28年度の自治会アンケート調査の結果を踏まえて、今御質問をいただきました。

なかなか内容が一部の人しか伝わっていないということですが、この辺は町の広報、
あるいはまた各コミ協のこうした情報誌等々を通じて、しっかり伝わっていくように、
我々も知恵を絞って、これからは引き続き広報に努めていきますし、コミ協の皆さん
にも、具体的なこういっ

たPR活動についての取り組みを、お願いを申し上げていきたいというふうに答えをさせていただいております。

それから、活動について自治会でできるものは自治会、できないものは広域的にコミュニティ協議会、あるいは町全体でやるべきものは町で担っていくということで、資金面のカバーはしていきたいというふうにお答えをさせていただいております。

高齢化による担い手不足等々、自治会の会長さんや役員の任務ってというのは、また大変御協力をいただいで御苦労があると思うんですが、自治会の役員の負担軽減に向けて、みんなが少しずつこの役員業務分担をされるように、検討をお願いさせていただいておるといふ状況でございます。

今申し上げたように、地域振興課のまちづくり推進班が自治会担当窓口ということになっておりますので、連携をとっていただいて、取り組みを進めていただくということにしたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） 今は、地域のことなんですが、住居地域によって今地域でつながっているより、スポーツ、趣味、特定の関心事などが、目的のはっきりとした活動をしている人が今はふえております。

20代の子持ちの家庭では、どうも自治会の交流というものは少ないようでございます。ママ友、パパ友などの親同士のつき合いもあるし、趣味、サークルやSNSで若年層は地域交流があるようでございます。

そういったところに、行政からいろんな活動をするようにと、地域コミュニティ協議会という網をかけられて、多くの活動しろと言われても、何をしたいのかわからないというのが現状ではないだろうかと思っております。そういう現状に対しまして、どのように考えられているのか伺いたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） いろんな個別のサークルなり、そして団体なり、そういったところでのつながりというのが結構強まってきておるといふ状況ですから、まちづくりにおいてできるだけ地域での連帯感というものが、かなり薄まってきておるといふ危機感と申しますか、そういう背景になって、地域のきずなをもう一度つむぎ直していこうというところから協議会のスタートを切ったわけでございまして、それぞれ団体としての連携、交流というのは、それはそれでしっかりやっていただいでいいと思いますし、またその団体で培ったそういったつながりを生かして、地域でまた力を発揮をしていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

それはそれでやっていただき、地域はそうしたつながりを大事にして、そういう縦横の相乗効

果が発揮をされていくということで、町全体のまちづくりにつながっていけばというふうに考えております。

いろんな子供たちの団体とかありますから、それにかかわってまたお父さん、お母さんの団体や、あるいはつながり、こういうものもありますから、これはこれで活用できるということがあれば、生かしていただくようにしていただけたらというふうに思っております。

これは、機会があればまたコミュニティ協議会の皆さんにも、またお話をさせていただきたいと思えます。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） そして、協議会のちょっと活動のことで聞きますが、協議会の活動のうちのは、先ほど言いましたように、縦割り行政じゃないかと思われるぐらい数多くございますよね。そうした中で、この活動はやはりテーマうちゅうんですかね、これをなるべく少なくして、災害防災とか、緊急時の対応とか、そういった対応をしていくのがよいと思うんですが、なるべくテーマを少なく、そういうところはどうにお考えでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） かなりテーマも各コミュ協によって部会がつくられておりますが、全部一緒ではありません。それぞれコミュ協によって何とか部会というのをつくってやっておられまして、それぞれ得意な分野の方とか、そこに秀でておる能力を持った方とかいらっしゃいますから、そういう方々の知恵とか経験とか、能力とか、ノウハウを生かしていけるように、それぞれの協議会でそういう部会で対応していただいておりますということですから、それはそれでぜひ活動を展開をしていただければというふうに考えております。

テーマをある程度絞り込むということになると、かなり対象者がまた逆に絞り込まれていくようになるのかなというような気もしますので、できるだけ多くの方々が地域でコミュニティ協議会に参加をいただいて、一緒にまちづくりに参加をいただくという姿をぜひ目指したいなというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） それでは、次の質問をさせていただきます。

大内川排水機場について伺います。

この排水機場の役割は、内陸の余分な水を吐き出して、浸水被害を防止する役割を持っています。そして、排水機場の吐き口は、自然排水と機械排水があります。自然排水するために水門があります。大内川排水機場に隣接している水門ゲートは、防潮水門の役割もしています。大内川排水機場が運転以来、堀川の水面は非常時、大潮の満潮時より約3メートル低い水位が保たれており、平生まち・むらを水害から守るとても大事な施設でございます。

昔のことですが、習成小学校のグラウンドは、大雨になりますと雨靴を履かないと通れないことがよくあったようです。この排水機場の運転以来、習成小学校のグラウンド、今は町民グラウンドとなっていますが、グラウンドが水に浸かったという記憶はありません。

ここで伺いますが、河川ゲートに求められる機能は、ゲートが確実に開閉し、かつ必要な密室性及び耐久性を有すること。ゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができること。ゲートは予想される荷重に対して安全であること。こうした要件を堀川の水門ゲートは満たしているのでしょうか。

次に、この堀川水門のゲートは上がっているのを見たことがありませんが、雨が降るたびにポンプを回していたのでは、燃料代が高騰する中、このような状態をいつまでも続けていくわけにはいかないと思うのですが、堀川にたまった水を自然流下させる改善策というのは考えているのでしょうか。

大内川排水機場の年間の燃料代、これに対する県の補助金はどれくらい出ているのでしょうか。堀川の水門ゲート、このゲートの耐用年数というのはね、何年なのでしょう、伺います。よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 大内川排水機場と堀川水門ゲートということですが、熊川水門のあり方について、今御質問でございます。

排水機場の燃料代等につきましては、後ほど建設課長のほうから答弁をさせていただきます。県の補助金もそうですが、建設課長から答弁をいたします。

この大内川排水機場は、御承知のように県において周防河川高潮対策事業ということで、昭和62年に完成をしておるんですが、その後、水門につきましては、大内川のほうが1門、それからこちらの熊川のほうが2門設置をされておりまして、排水機場と一体になってポンプ設備と一体に運用されておるのが状況です。

高潮津波の流入防止及び内水による市街地への浸水、あるいは氾濫の防御を行っておるということになっております。

ゲートにつきましては、施設管理者の県において、これ今言われた耐用年数ということになるんでしょうけれども、国のマニュアルに基づいて、50年以上の使用を維持するために、継続的な保守管理等、補修を行っておるということでございます。

ただ、御指摘のように、熊川のほうにつきましては、地盤が高いために、潮水が入るのを逆に防がなきゃいけないということで、常時ゲートが閉まっておる状況です。これを平常時、御指摘のようにゲートがあいた状態で緊急時に上げ下げするという形のものにするためには、かなり沖側での大変大きなしゅんせつ工事が必要になるかと思えます。

この対応については、これからどういうふうはこの熊川ゲートについて生かしていくのか、県とも協議をしてみたいというふうを考えております。

御心配をいただいておりますけれども、きちっと運用ができるようにしたいものだというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 高岡建設課長。

○建設課長（高岡 浩行君） 失礼します。ただいまの御質問でございますが、大内川の排水機場の燃料代につきましては、平成28年度においてはA重油7万リットル、金額にいたしまして415万8,000円になります。

それから、県からの維持管理及び操作の受託料には、防潮水門に92万3,400円、排水機場に121万2,840円、合わせまして213万6,240円になります。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（5番 村中 仁司君） これも燃料代を見てもね、やっぱり200万円ちょっと切るぐらいの銭は、また町が負担せんにやいけんちゅうことですいね。常時回しているから、そういうことが出るのではないかと思いますが、これは先ほど申しましたように、自然流下をさせれば、その金額というのは相当減ってくると思うんです。

そして、そういったことをずっとこのまま続けておったんでは、要するに道のでこぼこも直せないし、お金の使い道というのは、ほかに何かやっぱり考えんにやいけんちゅうことでね、やっぱり県とよく協議をしてね、早く流下させる。

先ほど町長が地盤が高くなっておるって言われましたね、排水門。それは、要するに大内川のレベルが、今の地盤の高さなんですよ、恐らくそうなんです。これはあれ以上地盤というのは、高くならないんですよ。大内川から流れ込んだ高さが、その泥の堆積が大内川とレベルが一緒なんです。

ということは、堀川のレベルっていうのは、もっと随分低いわけなんです。高いところから低いところへ流れるのは、常識ですけね、そういったことを踏まえて県と協議していただくことを切に要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。よろしく願います。

○議長（福田 洋明君） 要望でええでしょう。

○議員（5番 村中 仁司君） はい。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） それでは、質問させていただきます。

原発事故を想定した対応の手順をしっかり勉強をしておいたらどうかということで、質問をさ

せていただきます。

今この時期に、なぜこの問題かと、こういうこともあろうかと思えます。町長の行政報告の中で、九州北部豪雨災害を引き合いに出されて、本町においてもいろんな防災対策を進めているというお話がありました。それはそれで大事なことでありますが、この原発事故を想定した対策ということも、必要なことではないかと思えます。

実は、今年の8月に愛媛県の伊方原子力発電所の3号機が再稼働をいたしました。これはニュース等で流れておりますので、よく承知のとおりと思えますが、それに従って国の示した30キロ圏内に、町の一部がかかる隣町の上関町が先月、11月の半ばごろに大々的な訓練を行っております。

どういう訓練かといいますと、町の離島である八島から、島民を本土に避難をさせるというものであります。これは山口県、内閣府、上関町の連携によって、今回初めてドローンを活用して、八島の居住区に住んでおられる方が本土に避難するまでをテレビ電話会議で安全を確保しながら行うというものであります。

今回は手順を確認をするということで、島民の役は町の職員さんが代役で行ったということのようであります。

これは、今伊方原子力発電所にかかわることではありますが、思い起こして見ますと、6年半、約7年前に、伊方ではなくて、隣の上関原子力発電所建設が埋立申請が認可をされて、工事がスタートをしていました。

そうして、隣接する平生町、柳井市、大島、隣接市町村に当時電源交付金、この配分までが新聞に載った状況があったわけです。一応認可された建設途中の今現在も、休止の状態であろうというふうに思います。

そうしますとね、やっぱり今すぐ来年、再来年ということではないにしても、将来においては、上関原子力発電所が稼働をするということもあろうかと思えます。

津波、ゲリラ豪雨、土砂災害と急ぐ対策はももちろんではありますが、この問題もおろそかにはできないというふうに考えます。

そこで、どういうふうに今この問題を考えておられるか、ちょっとお伺いをしたいと思います。よろしく。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 伊方の発電所の計画に伴う地域防災計画、山口県の防災計画に基づいて、30キロ圏域、緊急時防護措置準備区域、UPZというふうに言われておりますが、上関町の八島が対象になるということで、訓練が実施をされたということについて、上関町は今どうこうという状況ではありませんから、それはさて置き、こうした伊方の例えば30キロ圏域を今町から

言えば、超えて平生町があるわけで、この場合でどうなのかという質問だというふうに受けとめさせていただきたいと思います。

いろんなテレビを使ったり、ドローンを使ったりして、避難の手順が確認をされたというふうに御指摘がありました。当然、国、県一体となってこうした対応をしていくということになると思います。

本町の場合は、30キロ圏域はこうした避難計画等を含めて策定をしていかなきゃいけないというのが決められておるわけでありますが、平生町はこの区域には入っておりませんが、一旦この原子力災害ということになれば、影響も多大なものが予想されてくるわけでありまして、しっかりした対応をしていかなければいけないということになります。

仮に、避難行動等の計画ということになれば、避難の方法なり、あるいは経路なり、手段なり、避難先をどうするというように発展をしてみたいと思います。先ほどもありましたように、国、県で対応していくということになると思いますが、とても1つの1自治体で、そうした計画をつくり上げていくとか、あるいは対応をこうしようということは手に負えるものではないというふうに私自身は判断をしております、これから国やら県の情報の収集もしながら、圏域外とはいえ、こうした場合の対応について、情報収集に努めて勉強していきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） 大体今町長が言われたように、平生町独自でどうこうできるという問題じゃ当然ないということではありますが、愛媛県では毎年秋に、原発事故を想定した大規模な訓練を行っておるという情報もありました。これは、要するに愛媛県、山口県、山口県は隣接するということになるんでしょう。国やそれから四国電力、およそ100の関係機関で2万3,000人の訓練をやるそうです。毎年秋にね。

ちょっと2万3,000人といいますと、本町は1万3,000人弱ですから、本町の倍の人数が毎年行っているということで、ちょっと想像ができませんけど、それぐらいの大規模になりますから、当然町長が言われたように、平生町独自でどうこうできるという問題じゃありませんので、やはりこれを県、国に働きかけていただいて、そうしてやっぱり将来先ほども言いましたように、何年か後には、これはまだ上関原子力発電所、これゼロではないわけですから、必ず将来にあり得る可能性というものは、残しておると思いますので、そういうことも踏まえて、ぜひ県、国のほうへ働きかけていただいて、身近な豪雨災害、土砂災害も当然やらんにやいけんことではありますが、やはりこうした問題も、頭の片隅に置いておくということも必要であろうと思いますので、今回取り上げさせていただきました。

これは要望をしておきます。

次に、2番目の質問に入ります。

小学校の道徳科についてということでもありますけど、来年の4月から、全国の小学校で道徳科の授業が始まるというふうに聞きました。以前にも道徳という授業はあったと記憶しております。昭和30年代、40年代には、道徳という言葉で、1週間に1回か月に1回か、私も授業を受けた記憶があります。

その後、廃止をされたりして、今回は来年の4月から全国の小学校で道徳科として、道徳心や国心、また郷土愛に対して、しかも今回の場合は、昔の場合はただ授業を受けたというだけで、それに対して評価はなかったような記憶がありますが、今回はその道徳科に対して、その郷土愛という愛国心のようなもの、道徳心というものに対して、成績をつけるということが始まるということのようです。

これが、正式な教科になるということに対する措置のようでもありますけど、子供さんや生徒さんに対する評価、成績づけについては、これは点数のようなものはつけないと。そして、記述式、要するに評価すると。この人はこういう感じだということになるんでしょうか。

そして、他の生徒さんとも比べないと。普通の教科でありますと、当然点数がつきますから、90点の人、80点の人、これ差がつくわけですが、この来年4月から始まる道徳科については、そういう比較はしないと。そうして、子供さん、生徒さんの成長の過程を評価をしてあげると。受験等にも一切使わない。通知表には記載をして、家庭に届くと。こういうふうな感じで聞いておるんですが、道徳科はいいと思います。それはいいと思うんですが、先生の対応がいろいろ大変じゃないかなというふうにも思います。

やっぱり算数とか国語なら、漢字がこの人は10問中8問できた、5問しかできないという評価ができますけど、今どのように取り組んでおられるのか、まだ来年4月ですから、今から進むのか、その辺のところはまだわかりませんが、お教えいただいたらということで、質問ということでさせていただきます。よろしく。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 道徳科についての御質問にお答えします。

特に、評価についてということで御回答いたします。

議員お示しのとおり、平成27年3月に、道徳科に向けた学習指導要領の一部改正が告示され、小学校においては来年度、平成30年度から、中学校においては平成31年度から、検定教科書を活用した道徳科が実施されます。

内容につきましては、これまで教科外の活動として、道徳の時間が年間35時間、週1単位でやってきているわけですけれども、それと実質的な変更はないというふうにされておりますが、御指摘のように、これから特別の教科、道徳として位置づけられるということで、評価を伴うと

というのが大きな変更点の一つということになっております。

道徳科の評価の取り扱いにつきましては、今議員が御指摘されましたように、学習指導要領解説にもありますけれども、大きく3点ございまして、1つは先ほど御指摘がございましたが、数値などによる評価は行わず、所見による記述式評価とすること。2つ目に、道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲及び態度など、内面的資質である道徳性の評価は行わないこと。3つ目に、1時間の授業で評価するのではなく、大きなまとまりで児童生徒がいかにか成長したかを積極的に受けとめて認め、励ます個人内評価とすることというふうになっております。

つまり、道徳性を養うことを目標とした道徳ですけれども、道徳性の評価はしないということになりまして、非常にわかりづらい感じがしております。

道徳科の評価は、道徳性を養うという目標そのものじゃなくて、その目標に示された学習活動を評価していくということで、1点目は道徳的価値についての理解がされたかどうか。2つ目に、自己を見つめること。3つ目に、物事を多面的、多角的に考えること、4つ目に、自己の生き方についての考えを深めることという4つの視点に沿って評価するというふうになっております。

わかりづらいですけれども、例えば、いわゆる正直という8項目、思いやりとか、先ほどの郷土愛とかいうことがありますけど、その一つの正直という8項目を目標として、このときに子供たちの評価は正直な子供になれたかどうかを評価するのではなくて、正直という価値がありますねというようなこと、また、その正直について自己を見つめているかどうか、その1時間の授業の中でですね。

それから、正直というても、物事を多面的に考えることがあります。いわゆる、正直に言えればいいかっていうと、世の中それだけじゃなくて、例えば思いやりの心を持って正直に言わないということもあるという、正直に関しても、場によって多面的な考え方があるということが理解できたかとか、自己の生き方について、中学生ぐらいになるんですが、考えを深めていくというようなところを、いわゆる学習活動の流れの中で、子供がどう成長したかを評価するというところで、道徳性そのものは評価するのではないということでございます。

ちょっとそういうふうに言うと、なかなか難しいんじゃないかなということがありますが、内面を評価するっていうこと自体が、そもそも困難であろうというところからスタートしておりますので、この子は正直かどうかっていうのは、なかなかそれは評価できるもんじゃない。

思いやりがあるかどうかっていうことについても、簡単に評価できるものじゃありませんので、そういう学習の中でどのような成長過程があったかということの評価するようになっております。

すなわち、こういうふうな評価が行えるっていうことは、そういう授業を実践していかなくゃいけないということになりますので、今までも随分と考えられて、研究もしてきたんですけども、一般的に資料の読み取りに終始したりとか、一元的な道徳価値観を生徒に押しつけたりとい

うふうな授業じゃなくて、一つではない道徳的な課題を、一人一人の子供が自分自身の問題として捉え、向き合い考える道徳、議論する道徳へと転換を図る必要があるというふうに考えております。

既に本町の各校では、来年度以降の実施に向けて検証、研修を積み重ねて年間計画の見直しや、考え議論する道徳科の授業づくり、そして評価のあり方に向けた準備を進めております。

平生小学校におきましては、平成29年度、30年度、山口っ子の心を育む道徳教育プロジェクト推進校として、来年度の研究発表に向け研究を進めているところでございます。

また、佐賀小学校、平生中学校も研究サポート校として、ともに研究を進めており、現在他市町と比べても先進的な取り組みがされておりますことを申し添えまして、答弁とさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後2時15分からといたします。

午後2時02分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。中川裕之議員。

○議員（6番 中川 裕之君） それでは再質問ということになりますけど、質問をして答弁をいただいたら理解ができるようになるのが普通の答弁であって、かえって難しいような状況になりました。

でも、内面は、私が最初考えておったのは、愛国心、道徳心、郷土愛といった心の部分を評価されるというのは大変難しいだろうなというふうに思ったことから、この質問を考えたということでもありますから、今の教育長さんの最初の答弁によりますと、全く外部要因、客観的なことは一応評価する、いろんな作業も率先してやるとか、授業態度もいいとか、そういうわかる部分は評価するが、内面のものには踏み込まないと、はっきりとおっしゃいましたので、気持ちの部分には入らないというふうに理解をさせていただいて、この2問目の質問を終わります。

○議長（福田 洋明君） 答弁要りますか。

○議員（6番 中川 裕之君） いいです。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） それでは、通告書に従って質問します。

1つ目の質問は、健康づくりについてということで2つ、健康寿命日本一を本当に目指すのかということと、スポーツセンターを整備し、夜間のウォーキングや健康づくりの集いで活用できないかを質問させていただきます。

まず、健康寿命日本一を本当に目指すのかという質問です。

世界的に類のないスピードで高齢化が進む我が国では、いわゆる団塊の世代の方が高齢期を迎えております。平生町では、国や県より速いスピードで高齢化が進行しており、介護保険給付費も平成28年度決算では27年度に比べ約987万円増加しております。

このような状況の中、介護の必要がなく健康的に生活できる期間、いわゆる健康寿命を長くし、なるべく社会保険料を減らそうという運動が全国的に展開されているところであります。この健康寿命ですが、平生町は、県が調査し発表した健康寿命では、男性が78.62年、女性が85.45年でトップでした。

平生町は健康づくり推進会議を健康寿命日本一を目指す町民会議と位置づけ、取り組みを展開していくとしていますが、本当に目指しているのでしょうか。

このような質問をした趣旨の第1として、町民に平生町が健康寿命日本一を目指していることが十分周知されておらず、この日本一を町民皆で達成しようとする意識統一の働きかけが弱いように思うからです。

町長は各地で健康寿命が県内一であることを言われているようですが、なかなか町民の意識を日本一を目指すというところまで変えるようなところまでには至っていないのではないのでしょうか。その証拠に、がん検診や特定健診の受診率は伸び悩んでいます。平生町健康づくり計画の中の平成29年のがんの検診の目標値は、ほぼ全て届きそうにもありません。町民に平生町が日本一を目指していることをもっと知ってもらい、がん検診や特定健診に協力してもらうには、もっとPRが必要なんじゃないのでしょうか。

例えば、この庁舎に垂れ幕がかかっていることがありますが、垂れ幕に平生町は健康寿命日本一を目指しますと大きく書いて、ここに下げるとか、まち・むら地域交流センターにもかけられますよね、2カ所にかけて町民の目につくようにして意識の啓発を図って、あと、がん検診の受診率も低いので、がん検診のお知らせも垂れ幕でかけてみると。あと、広報の表紙にちゃんと少し大きな文字で宣言してみるとか、あとアルクの掲示板ですね、平生町のお知らせというのが設けられていますので、もっといろんな媒体を使って周知するべきじゃないかということです。

そして、健康寿命日本一を目指すという取り組みは全国的に結構見られます。大分県も健康寿命日本一を目指し、健康寿命日本一応援企業を募集しています。平生町はちょっと財源が乏しいところがありますので、財源を確保するためにも、応援企業を募集してはどうでしょうか。

以上、健康寿命日本一を本当に目指す気があるのかという町長のお気持ちと、町民の方々への周知の強化、あと健康寿命日本一応援企業を募集するかどうかをお答えください。

次に、2つ目のスポーツセンターの件です。スポーツセンターのグラウンドを夜間のウォーキングとして活用し、健康づくりの集いを開催できないかという提案です。

町内は夜間に歩くには暗く危険な箇所があります。街灯が少ないところがあります。以前、ほかの議員の方が指摘されたように、暗いところがあります。

町長が今月の広報の町長室の窓で書かれたように、先月、県内にて交通死亡事故が連続して発生し、交通死亡事故多発全県警報が発令されました。8件のうち5件が夜間に発生、6件が高齢者のようで、夜間に高齢者が事故に遭う割合が高いようです。

このような傾向の中、健康のためとはいえ、夜間に路上を反射材をつけてウォーキングするような形でいいのでしょうか。これからますます高齢者がふえ、危険が増します。路上ではなくスポーツセンターのグラウンドを歩くよう勧めるべきだと思います。

そのスポーツセンターのグラウンドですが、夜間、たまたま見に行ったところ、御婦人の方が3人が仲よく歩いていらっしゃったので一緒に歩いてみたんですが、すごい暗いんですね。特に芝生側のほうに行くと暗くて、「よくこんなところ平気で歩けますね」って聞いてみたんですが、「なれているので平気です」と答えられてはいたんですが、あんな暗いところを歩かせるっていうのはちょっと、とても足元が見えない状況で危険なのではないのかなと私は思いました。もっと明かりをふやして快適にできないでしょうか。

また、あそこに掲示板も何もないんですが、健康づくりに関する情報掲示板を設置して、先ほどの話とちょっとつながりますが、もっとがん検診とか特定健診を受けてもらえるようにPRしたりとか、あと堀川公園のベンチもロコモチェックに使えるようにしたらどうかとか、私の勝手なイメージなんですが、保健施設ですよ、そういうふうに健康増進できるような施設として活用していただきたいのですが、いかがでしょうか。

以上、安全のためにスポーツセンターを夜間のウォーキング場として整備するのかと、健康づくりの場として活用ができないのかお聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 健康づくりに関連をして、まず1点目は健康寿命日本一を目指すのかということでございます。

今、県内での健康寿命が男女とも1位だというふうにありました。平成22年のこの結果をもとに、平成26年度に県がマップを公表しました。

今度27年に国調をやりましたんで、最近の状況はどうなっているかちょっとわかりませんが、健康寿命を延ばしていくこの取り組みは、これからも続けていかなければいけないと思っております。

御指摘のように平生町健康づくり計画を進めていく上での推進会議がございますけれども、この推進会議を「健康寿命日本一を目指す町民会議」というふうに位置づけをさせていただいておりますが、日本一に向けた周知ということですが、まずは山口県内で今、健康寿命が山口県内で

ナンバーワンだということのPRがまず先だということで、今その取り組みを展開をしておるところでございます、日本一を目指すのであれば、県と一緒に取り組みを働きかけていくということにならないとなかなか難しいかなというふうに思っております。今、大分県の例がございましたけれども、県を挙げて、こういった健康寿命延伸に向けての取り組みができるように、引き続き取り組みを進めていきたいと思っております。

今、健康づくり計画も第2次の計画づくりを進めております。健康づくりの集いを毎年開催しておりますが、そこでいろんなチェックを受けられ、関心が大変高く、毎年私も参加しております。多くの方で行列ができて、いろんな検査を受けたりされておりますけれども、本当に健康寿命の延伸に向けて取り組みをさらに強化したいと思っております。

ただ、今もありましたように、受診率がなかなか上がっていない、これも事実でございます。これから国保あたりも今度、移管をされるけれども、特定健診なんかはしっかり伸ばしていくようにしなきゃなりませんし、がん検診等についても4月に全戸配布で皆さんにお知らせをさせていただいております。また、いろんな機会あるごとにPR活動をさせていただいておりますけれども、なかなかつながっていません。

改めてこういう実態、現実を踏まえて、周知の方法や検診の方法等についても、引き続き検討を続けてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

それから、大分県の例がございましたけれども、確かに本町において、まずは山口県1位を名実ともに目指すということの取り組みをしばらく進めていって、県と一緒に全国に向けてやろうということになれば、応援企業の募集とかということになろうかとは思いますが、当面はしっかりやれることをまず我々として取り組むと。行政として、あるいはまた町として一生懸命やっているという、取り組む姿を示していかないと、なかなか応援をしてくれということになっても難しい面があるかと思っておりますので、まずは我々が取り組む姿勢を示していきたいというふうに思います。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 平生町スポーツセンターに関しての御質問にお答えいたします。

平生町スポーツセンターは平生町の中心地に位置し、テニスコート、堀川公園、図書館、歴史民俗資料館に併設しているスポーツ施設でございます。町民の憩いの場、健康づくりの場、スポーツ活動の場として町民に親しまれている場所でもございます。

近年の利用状況では、昼間は少年野球、陸上スポーツ少年団の活動場所、平日ではグランドゴルフなど町内スポーツ団体が利用され、子供から高齢者の方まで多く利用されております。

平成28年度は申請によるもので320件で、5,354人の利用者であります。また早朝や昼間、夜間ではウォーキングされている方もおられ、地域の方が健康づくりの場所として使用さ

れている状況でございます。

御質問の、夜間のウォーキング利用についてでございますけれども、当施設は夜間用に整備された施設ではないため、これまでも経緯がございますが、照明をつけるかとか、あるいは段差があるのはどうするかということも含めて、現在は高齢者の方の健康、安全面を考えて、昼間の利用を推奨しているところでございます。したがって、今後もその方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

また、施設利用の表示看板等の御指摘につきましては、利用しやすいように今後検討してまいりたいと考えております。

なお、健康づくりに対する取り組みといたしましては、教育委員会では生涯学習の取り組みとして、平生いきいき大学において高齢者向けのさまざまな講座があるわけでございますけれども、その中に健康づくりの内容をしっかりと取り入れて講座を実施しているところでもございます。

また、健康保険課のほうにおきましても、先ほど御指摘がございました健康チェックや体力チェックというようなところで、健康づくりの集いも開催されておりますし、平生町ウォーキングマップも作成しておられますので、引き続き健康保険課とも連携しながら、健康づくりの推進について進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 健康寿命をとりあえず身内のほうというか、町内のほうをきちんとやっていくんだという町長の答弁であったと思うんですが、健康寿命が県内で1位ということで、その原因です。

新聞記事に要因として挙がっていたのは、人口の割に医療機関が充実している、あと有機農業を早くから推進と、また、温暖な気候で災害が少なく、住環境にゆとりがあると、こういうことで新聞記事には書いてあったんですが、そのときの課長の言われているのが載っていたんですが、決め手がわからないということなんですよ。

健康寿命1位とって、そんなことを町長、PRしていくということなんですが、決め手がわからないということでしたら、この原因を探って、それを普及させて、もっと頑張っていくんだというふうにならないかと思うんです。そういう原因を確定させて普及させる活動というのがないように思うんです。何となくがん検診率を上げたら健康寿命が延びるんじゃないかっていうふうにやっているようにしか見えないところがあると私は思ったんです。

周南市は、新南陽市民病院と国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所と3者で連携協定を結んで、食生活、運動などの生活習慣と腸内細菌や免疫、健康に関する調査研究を連携、協力、推進しています。最近ちょっとこの結果、腸内フローラに関する研究を発表したんですが、周南

市の職員86人の88.4%で食物繊維が少ない食事であったようです。今後は糖尿病患者や市民を加え、研究を続けるようです。

先ほどから言っていますが、平生町は県内で1番健康寿命が高い、そのことを調査する価値があるのではないかと思います。周南市の健康寿命は県内で中位ぐらいであると。周南市と比較検討することで何か要因が浮かび上がってくる可能性があると考えられるんじゃないでしょうか。協定を結んで健康寿命県内1位の要因を調査研究して、さらなる延伸を試みてはどうでしょうか。

また、ここと連携協定を結べなくても、要因を探る試みは必要だと思われませんが、町長としてはどんなふうに考えているのでしょうか。私の具体的な提案じゃなくて、町長の持つ考えをお聞きしたいです。

あと、スポーツセンターのほうなんですけど、昼間歩くのを推進と言われましたが、時間のない方が夜間にどうしても歩かれるんですね。スポーツセンターを歩かれているんです。足元だけでも照らせませんか。よく街路灯ちゅうか、刺さって光っているようなものもありますので、そんなに難しいものですかね。転んでけがでもされたら困ると思うんですが、教育長にもう一度お聞きしますのでよろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 健康寿命がナンバーワンであるその要因についてということで、確かにこの地域の温暖な気候から始まって、いろんな食生活の問題、あるいはまた医療の環境等々、長年にわたって先輩たちが苦労をしながら取り組んできた医療、保健福祉、介護予防等々、そういった取り組みの総合的な成果が一つの形になっているんだと思います。

これをやったら絶対延びるという因果関係が特定できれば一番みやすいと思うんですが、なかなか、そういった意味で今周南の例を挙げていただきましたけれども、医療と保健、それから福祉、この連携というのをこれからも大事に取り組むを進めていきたいというふうに思います。

保健福祉の関係でいえば、医療機関は周東病院がこの地域の核として、今、合同情報交換会というのを、医療関係、福祉、保健の関係、介護の関係、町のお医者さん、あらゆる関係の方々が、行政も含めて首長、1市4町が参加をいたしまして、地域の健康づくりに向けての協議を進めております。

こういうものをしっかり活用しながら、これからも健康づくりに向けた取り組みをさらに強化していきたいというふうに考えておまして、その過程の中で、こういうことをやったらいいですよとか、やってみたらどうですかというようなヒントもいただけるんじゃないかというふうに思っておりますから、そういうことも取り入れながら、本町のいいところが伸ばしていけるように取り組むを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 夜間の照明についてでございますけれども、先ほども申し上げましたように、あそこはそもそもが夜間用を使用する分ではないということでつくられてきておりますので、さまざまな段差もあります。夜間に照明をつけるとすれば、どの程度の照明をするのかということで地域の人との了解も要るだろうと思いますし、それから、その段差の問題等もあります。また、コースをどうするのかということもあろうかと思えます。

また、あそこは夜間にたまり場になって、近所の方々に御迷惑をかけているということで、夜間の使用は避けていただいているということで、看板も立ててときどき見回って注意をしているという状況もございます。

そういったこともありますので、あそこに軽い照明でもつけて、夜間もどうぞ使ってくださいという具体的なことを推奨するということになる、かなりのことを検討していかなくちゃいけないという問題が起こってくるのではないかと考えています。

今、健康寿命山口県一ということがありましたけれども、日照時間が長いというのが平生町の特徴でもございますので、ぜひ明るいときに、しっかり健康を維持していただければというふうに思いを込めまして、教育委員会としては判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） 町長の健康寿命日本一のほうなんですけど、医療機関とかと連携協定結んでやってみてはどうかという提案だったんですが、周東病院と会議等をやっているということで、そちらのほうできちんと健康寿命が延びるようにしっかりとやっていただければと思います。よろしくお願いします。

スポーツセンターのほうは、何かすごい難しそうなので、諦めるというか、今後の検討課題として頭の中に入れておいてもらえればと思います。よろしくお願いします。

最後の質問で、2つほど提案をさせてもらえたらと思うんですが、平生町は健康マイレージ事業をやられています。健康づくりの目標を宣言し、健康づくりの事業や検診に参加してポイントをためると商品が当たる抽選会に応募できるというものをやっております。

それで、健康マイレージのほうに入れてほしいと思って提案なんですけど、11月3日発行の全国農業新聞に、早稲田大学の堀口健治名誉教授が、農業者の平均寿命が非農業者よりも男性で8.2歳、女性で1.6歳長く、75歳以上の後期高齢者の医療費でも、農業者のほうが約3割少ないと調査結果を発表しました。

先ほど健康寿命1位の要因として、有機農業を早くから推進したことが挙げられていましたが、農作業をすると健康になるということは町も認めているところではないでしょうか。健康マイレージ事業に農作業をしている方はポイントをつけるようにしてはどうでしょうか。

次に、2つ目は骨粗しょう症予防の提案です。

平生町健康づくり計画によると、介護になる要因は、高齢による衰弱が最も高く、次いで脳卒中、その次は骨折、転倒であります。

10月15日の山口新聞に近畿大学や大阪医大の研究グループが、人口10万人当たり的大腿骨近位部骨折の発生率を都道府県別に調べた結果が載っており、山口県は男性が106、女性が110であり、発生率が全国平均を上回っていました。これもまた要因は不明のようなのですが、この骨折により介護を受けるきっかけになるケースがあります。

厚生労働省は、骨粗しょう症の検診に補助金を出しているようです。現在、全国市町村の6割が検診を実施しております。平生町もこの制度を活用し、検診に補助金を出すようにできないでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 2点の、健康マイレージ事業と骨粗しょう症検診ということでございます。

健康マイレージについては、健康づくりに向けてのそれぞれの目標を宣言をさせていただいて、いろんな行事に参加してもらったり自分で取り組んだりということでマイレージポイントをためさせていただいて、商品が当たる抽選会に応募できるという仕組みで、健康づくりのきっかけづくりをしていこうということで今取り組みが行われております。

したがって、農業従事者の場合、健康でというデータもあるということでございましたが、健康づくりの目標を「農業に従事します」ということを宣言していただければ、ポイントがそれと与えられるわけでありまして。したがって、宣言をいただければ、後は積極的に自分が活動していただければ健康づくりのマイレージの事業対象になるということでございます。

それから、骨粗しょう症の検診については、きょうも出ておりましたが、高齢者の自立支援、あるいはまた要介護状態になるのを防止、あるいは重度化の防止ということで、介護予防にもつながっていくということでございまして、確かに国のほうから補助金ということもございまして、少し検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） では、2問目のほうに移ります。町道、橋の認定についてです。

民間管理の道と橋で、宅地開発によって民間でかけられた橋、また道として使われているが、民間の方の所有地になっていたりして町道ではないというのがあると思うんですが、そういうのは町のほうで十分に把握されているんでしょうか。老朽化で崩れそうになっていたり、道も崩れかけているようなところもあるかもしれません。そういうのを町のほうで把握されているのか、

まずお聞きします。

それで、その道と橋が、今までは人がいたので管理できていたかもしれないんですが、管理できなくなるのではないかという問題に直面すると思うんです。これからの少子高齢化で。そういう前に、町道、町が認定して管理すべきではないかという課題があると思うんですが、そこ辺の町長の考えをお聞かせください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今、御質問でございました民間が管理する道、道路や橋の状態が把握できておるかということでございます。

町内個人、企業等々で所有をしておられる、あるいは管理しておられるいわゆる私道、多数存在をしております、全て把握するのはなかなか困難な状況だと思われまして。

土地の所有者が個人で設置されているケースも多数あるわけございまして、私道は、橋も含めてそうですが、管理については個人に属する財産という立場から、所有者の管理が基本になるということでございます。そういうことで御理解をお願いをしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（3番 松本 武士君） たくさんありすぎて町じゃ把握し切れないということなんですが、今回こういう質問を上げたのは、私が住んでいる地域で、町のものと思われていた道と橋が、町の道と橋ではないことが護岸工事の際に自治会長が調べられてわかりまして、このような状況が町内にもほかにもあるのではないかと推測されたので質問しました。

把握されていないということで、個人でかけているような1世帯の、本当にそのためだけに行くような橋は本当に個人だとは思いますが、何世帯か渡っていけばもう本当に共有物だと思うんですね、橋、道。

私の住んでいるところの地域の例を挙げると、橋を渡って、川沿いの坂道を通っていく家は10世帯中7世帯で、この橋は調べた限りでは所有者は不明だそうです。

道は私有地と団地内道路で構成されており、その道は川の構造物として、もう、あわせ持っているような状況なんですね。その町の行った護岸工事ではその上に重機が乗っかって、もう私たちがそこを車で通れないんで、工事中はもう歩いて上っていました。そういう状況です。

班の構成人数では、橋とか道の修繕の資金は当然集まりません。大規模改修になったらもう全然手に負えないような状況です。

護岸の管理のために町は橋を渡り、道を使い、護岸工事の際、重機が乗っかって割れた道をコンクリートを張りかえました。「町道認定基準に関する取扱要綱」の第2条の認定条件の3番目にこう書かれているんですが、「町が管理する公共施設及びこれに準ずると町長が認めた公的な施設に関する道路」に該当するのじゃないでしょうか。地元のことなので申しわけないともあ

るんですが、その認定できないんでしょうか。

以前に橋を認定したっていうことはあるのでしょうか、そこ辺も聞かせてください。この町道、道の認定基準っていうのはありますけれど、橋の認定基準っていうのはないように聞いたんですが、橋も認定していただけるんでしょうか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 建設課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 高岡建設課長。

○建設課長（高岡 浩行君） それでは回答させていただきます。

御質問のありました民間でつくられた道路、橋について、町道、橋に認定するべきではないかということでございますが、一般的に私道を町の認定道路にする場合には、本町の認定基準を具備しており、条件に適合する場合には、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経て、町道に認定されます。当然、橋梁や道路の附属物も含まれたもので町道に認定されます。適合しない場合は、個人に属する財産であることから、所有者の維持管理、改修、修繕が基本となります。

続きまして、具体例、沼自治会4班についてでございますが、まず、川については町管理河川の地蔵川でございます。自治会から要望を受けまして老朽護岸の改修工事を行ったところでございます。道につきましては河川沿いに法定外公共物がありまして、その道を利用して拡幅してある部分は個人名義の公衆用道路、私道となっております。

また、橋につきましては、団地造成されたのが古く不明な点もあるのですが、公衆用道路、私道に通じるもので、団地内に入るための道路と考えられます。

以上のことを踏まえて、本町の認定基準に適合するか精査させていただきましたが、残念ながら適合しないという結果になっております。どうか御理解をお願いいたします。

なお、これに適合しないものにつきましては、現時点でとれる財政支援措置の活用により対処してまいりたいと考えておりますので、御相談していただけたらと思います。

また、公共性のある私道、橋については、今後、検討を行うための現況把握に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは通告しておりますコミュニティ協議会について質問いたします。

地域自主組織については、成功例として、よく島根県の雲南市の名前を耳にします。その設立当初から支援してきた川北秀人氏によると、この設立されている組織、全体的に見渡すと、協働

は理念や期待に比べて限定的なものになっている。なかなかうまくいっていないのが現状とされています。

その原因としては、市民側には理想や意欲ほど運営能力が備わっていなかったこと、行政には覚悟と準備が整っていなかったことを挙げられています。とりあえずやっていくうちにお互いなれてそのうち育つだろうと、お互い安易な気持ちだったことがうまく機能していない原因だと考えられています。

ここ平生町においては制度としては整ってきましたが、地域の自立にはまだ時間が必要だと私は感じております。前回の私の質問では、町長は住民主体の地方自治の確立を目指していると話されました。この地方自治を進めるために、コミュニティ協議会はどのような役割を求められているのでしょうか。

先ほどの岩本議員のお答えの中では、「地域の自立のかなめとして」と答えておられます。かなめとしての具体的な役割とそれを進めるための手だてをどう考えておられるのか、まず質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） コミュニティ協議会でございますが、住民の自主組織ということで設立をいただいております、行政とのコラボといえますか、連携をとりながらまちづくりを進めていきたいと。

そうはいつでも、形は整ったけれども、まだまだ地域の自立といえますか、主体的に取り組んでいくにはまだ時間がかかるのではないかと今御指摘がありました。組織ができればすぐそれで取り組みは全部できていくということには当然なりませんし、我々としてもいろんな紆余曲折はあるものというふうに思っております。

地域全体でお互いに連携をしていくということが基本ですから、問題の地域課題解決の核となるのがコミュニティ協議会というふうに受けとめております。その協議会をこれから地域で支えていく、あるいはまた交流センター等を一つの拠点にして、まちづくりにも活用していただければと思っております。

当然、地域支援員の方々を含めて、この地域交流センターを一つの拠点にしながら、コミュ協で活動をいただくというのが基本的な考え方のベースと考えております。コミュ協、交流センターの職員、あるいはまた地域支援員も含めて、町とも連携をとっていくということで、課題の解決の前進を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） この自主組織と行政側がコラボしていくためには、町長、何が必要だと考えていらっしゃるでしょうか。今、全網羅的にいろんな活動をコミュニティ協議会は考え

ています。町でいう総務のような、教育委員会のような、産業課のような、いろんな課のやっていることをそのままコミュ協も当てはめているようなところもございます。

ただ、圧倒的に行政と違うのは、人材力と財政力、そういったものがコミュ協にはまだ育っておりません。そのあたりが大変問題だと私は考えております。先ほど、村中議員が専門員を置いてはどうかという話をされました。私も支えてくれる専門員が必要だと思います。今、嘱託職員や、また集落支援員などが入っておりますけれど、意思決定のところがちょっと弱いのではないかと考えております。何か決まったら、それに対してみんなが協力する体制はとれます。ただ、これをやろう、あれをやろうという事業化がなかなか難しい。

そういった中で、専門員ならぬ国の人材派遣で、例えば地域おこし協力隊、これもですけど、集落支援員なんかは、例えば行政にいた方、行政経験者もカテゴリの中に、地域おこし協力隊の中のこういった人物はどうですかという中に入っております。ベテランの職員を今の財政では置くことは難しいので、この国の制度を使ってベテランの退職職員を活用する予定はないかお尋ねいたします。

それと指定管理者制度、30年度にこれに持っていければと考えていらっしやいました。この6つの地域はみんな不調に終わっていると私は聞いております。この原因をどう考えられて、また対策としてどのようにされていくのか。この指定管理者制度は、これにまず乗っからないと地域の自立は、財政的な自立の入り口だと私は考えますので、なかなか難しいと思います。そのあたりをどう考えておられるのか。

また、自治会との関係、自治会と行政の関係はこれまでどおりずっとやられるのでしょうか。屋上屋とは言いませんけれど、行政協力員会議もあり、こちらのコミュ協の会議もありという形で、しばらくは並行していかれるのか、はたまた統合していくのか、ずっとこのままやられるのか。

もともと自治会が弱くなったので、組織力も都会においては半分ぐらいとかいうぐらい落ちてきたし、地域、田舎においてもなかなか難しくなってきたというので、じゃあ別な新しい組織として、こういったコミュ協にお願いしようじゃないかという流れもあったやに聞いています。合併の流れももちろんあったように聞いておりますけれど、限界集落その他の問題もありますので、このあたり行政と自治会の関係はどのように考えられているのかお尋ねいたします。

以上3つ、お願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） まず、職員OBの活用です。かなり行政経験もあって、あるいはまた地域の実情等にも精通をしておるといふ、期待される、まさにこういった人材のうちの一つではないかというふうに思っております。

今、町のほうもいろいろ集落支援員さんとか交流センターの職員、こういう募集をする際も職員OBの方にも声をかけて、今やらさせていただいております、今3名のOBの方に協力をいただいております。

本当に地域の人とうまく力を出し合って、知恵を出し合って、活動いただいておりますことを我々もありがたいことだと思っておりますが、ぜひこれからもこういった形でOBの方々も地域において、そうしたつながりをしっかり大事にこれからもしていただけるように、さらなるその輪が広がっていくように働きかけは続けていきたいというふうに考えております。

また、指定管理の関係でございます。指定管理の移行の基本方針ということで、30年度を目標に取り組みを進めてまいりました。7月から11月にかけて、各コミュ協の方々と説明や聞き取りを行ってまいりましたが、まだ熟した段階に至っておりません。体制が整っていないというふうに判断をいたしております、我々とすれば、とにかくスケジュールが先にありきではないので、問題は中身が、内容がちゃんとつながっていかないと意味がない。

だから目標はしっかり設定をして、それに向けて努力はしますけれども、こういった形で、体制がしっかり整っていき次第、体制が整ったコミュ協から指定管理をしていくということにしていきたいというふうに考えております。

それから、自治会と行政の関係でございます。先ほどありましたように、地域の高齢化が進んでいくというようなこともあって、自治会としての機能がなかなか弱ってきておるのではないかなという部分もあります。

確かに、より大きな単位で、公民館単位でこういうコミュニティ協議会で、今佐賀のあたりでも、それこそお助け隊ではなしにお手伝い隊があつて、一緒に手伝ってあげようというようなことで、本来なら自治会でやっていた取り組みもそういう形になってきております。

ある程度限界もあるかなというふうに思いますが、基本的には自治会を基本にしながら、場合によっては連合会というものも一時構想してやりましたけれども、コミュ協という形で集約されていけば、それはそれに越したことはないと思いますが、なかなか行政協力員さんとして今御協力もいただいておりますし、自治会の役割というものも大変大事なものがあろうかと。自治会長さんにも大変御苦勞をいただいておりますし、それはそれとして、今自治会のメンバーもコミュ協に入ってきて、一緒にやっただいておるという状況ですから、おのずからこの辺については収れんをしていくのではないかなというふうに思っております。2年、3年先、すぐどうとかという状況にはいかなないかなという気がいたしております。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後3時25分からといたします。

午後3時09分休憩

.....

午後3時24分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） このコミュニティ協議会については、しっかりやっているところもちろんありますし、6つあればね。いろいろあるんですけど、ひょっとしたら、これが社会教育団体ぐらいの位置になってしまうんじゃないかという危惧もされております。町長の耳には届いていないでしょうね、きっとね。今からずっと継続的に発展してほしいものが、こう、いかち馬じゃないですけど、今ちょっとガーッと上り調子で、その後の人たちが続くか続かないかという問題もありますし。また、決して自立していない、自立の道はまだちょっと向こう側にある。で、経済的自立もしていかないといけない。そういった中で、町とどうタイアップしていくか、これがまたとても大切になってくると思いますので、経験者の投入はどうかとか、今からその交流センターをどうしていくとか、指定者管理制度が乗れるかという話をさせていただきました。命と暮らしを守る砦としてコミュニティ協議会が、この活動が末永く発展することを願って、私のこの質問を終了いたします。

2つ目に移ります。

それでは、2つ目の質問として、山田町政のこれまでとこれからについてお尋ねいたします。

町長はこの12月、先日で5期目の最後の年に入られました。就任されて20年目を迎えられました。どういった20年だったのでしょうか。

第四次総合計画では、「人とまち『きずな』でつなぐ元気な平生」というテーマを掲げられています。実施計画書は27年、8年、9年にて、今年が、今年度が最後ですよ、この3年では、どんな進捗状況でしょうか。

また、今月は来年度の予算査定の月です。先ほどから予算査定については、こういったことをしているよという話をされましたけれど、5期目最後の予算編成に町長として、何を反映されたのでしょうか。5期目の課題と課題解決の進捗状況と残り1年で何を取り組まれていくのか、質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） まだ、1年間頑張っていかなければいけないと思っておりますが、予算の関連で申し上げますと、けさほどからも出ておりますように、総合計画の後期計画を策定をしておりますから、この課題をしっかりこなしていかなければならないというふうに思いますし、参加と協働のまちづくり、まさにコミュニティ協議会、当面は協議会の活動の支援と、この指定管理に向けた取り組みということになるかというふうに思っております。

また、庁舎の問題についても、今、基本計画の策定をしておるということですが、来年度の編

成に向けて、住民、議会、皆さんの声を踏まえながら、基本設計につなげていくという道筋をつけていく、その責任が来年度予算編成にかかっているというふうに考えております。全力で頑張っていきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、町長は、参加と協働のまちづくり、指定者管理制度に向けたそのスムーズな移行とか、その新庁舎のことについて道筋をつけていく責任を感じるとおっしゃいました。私もこれが大きな懸案だと思っております。

庁舎の建てかえは、今から、30年に基本構想・基本計画、32年までに整備予定です。その32年には、町長、いらっしゃるのか、いらっしゃらないのか、……でございますけれど、これを見届ける責任が町長にはあるのではないかと思います。

また、自治組織としてのコミュニティ協議会が、せめて指定者管理制度が各交流センターで運営していけるように見守ることもとても大きな責任をお持ちだと思っておりますけれど、それについては、町長、どう考えていらっしゃいますか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今2点申し上げましたが、細田議員さんから、御意見としてお伺いをいたしました。貴重な御意見だと受けとめさせていただきまして、当面は、やはり今は私の与えられた任期の中で職務をしっかりと果たしていくということが私に課せられた使命だというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） なかなか微妙な年に、こういったことを12月にお伺いしましたけれど、私が心配しているのは、政策の継続性、トップが変わるとガラッとかわることが多々あります。よくマスコミをにぎわわせているように、トップが変わったら、今までやっていたことをガラッと変えるとかいうこともあります。そういったときに一番迷惑を受けるのは、住民でございます。そういったことにならないように、政策においての継続性はどのように担保されていくおつもりか、お尋ねいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） これは、政策的な継続性というのは、それぞれときには必要な場合もあるろうし、あるいはまた、そうでないケースもあるのかもしれませんが。何ともケースによって違いますから一概には言えませんけれども、私とすれば、今のこの責任をしっかりと果たしていきたいというふうに考えております。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 3点について、一般質問を行います。

まず1点目は、行政視察から町へ提言するという立場で、小さく3点。

大項目の2点目、産業振興について。

これは、漁業研修制度に関する町の支援体制ということで、質問させていただきます。

3点目に、健全な財政運営と財産管理についてということで、遊休財産の有効活用と適正管理。また、財産管理についてどう対応されているかということで、質問させていただきます。

まず、1点目、行政視察から町へ提言するというで、3点ほどお尋ねをいたします。

まず質問の前に、こういう質問をすることに至った経緯は、実は、産業文教常任委員会で10月の16日から18日、岡山県の和気町と鳥取県の南部町、行政視察をしてまいりました。それぞれいろんなことを見て、聞いて、尋ねて、勉強してまいりましたので、いろんな町があるなというのが率直な実感ですけれども、その後、学んだことをどう町政へ生かすかという立場が趣旨でございますので、お聞きしたいと思います。

まず、1点目、学ぶ意欲を培う教育の醸成についてです。

尋ねたいことは、学力調査による一人一人の状況や実態。これらは一人一人に対して本当に指導が反映されているかということをお尋ねさせていただきます。

なぜ、この質問項目を尋ねるかに至った経緯を申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、岡山県の和気町において行政視察を行ったわけですけれども、視察テーマの一つが、英語特区の導入、英語の無料公営塾の開校と放課後学習支援についてでした。

和気町は、町を魅力化する1つの手段として、教育を住民アンケートの結果に基づき選択。各種施策の展開を図りながら、現在では20代から40代世代の移住者数を増加させ、社会動態は転入超過傾向にあるそうでございます。

英語教育については、学校授業、私塾との差別化を図るため、英検対策に特化した無料塾、これを開校されていらっしゃる。

また、放課後学習支援としては、算数、数学について民間企業の教材を活用し、学校授業の補完的な学習指導として、各小中学校において実施されているということなんです。

教育環境としては、随分と充実され、また整備された町だなというふうに思っていたわけですが、実は、一人一人の児童生徒の状況や実態はどうかかなという疑問点を持ったことがきっかけです。

平生町でも、確かな学力の向上とし、また、子供たち一人一人の状況や実態を把握するために、毎年度、全国学力学習状況調査、また、県の学力定着確認問題の実施、また、町独自の学力調査を実施されているところでございます。

これらの調査は、本当に一人一人の子供が学ぶ意欲を培う教育の向上、醸成、つまり、学ぶ力を育成する前段階、意欲と能力という問題が子供の健全育成にとっても重要なかわりを持ってくると思うんですけども、この学ぶ力を育成する前段階、いわゆる意欲にどう反映されているのかということでお尋ねいたします。

簡単に言いかえると、義務教育期間に一人一人の子供が学ぶ意欲に対して、少しでも足を踏み出すことができる、そういう教育をどう担保されているのか、具現化されているのか、保証されているのかということでお尋ねをいたします。

また、こういうふうに思うきっかけもいろいろと一般的に言われていることが、小中学校では授業内容の理解度は把握されず、判断されず、理解度不足のまま、進学、卒業が可能であります。例えば、卒業証書は、上級学校進学への絶対条件となっております。また、それは、高学歴、低学歴社会に陥る要因ではないかとも思います。

具体的に言われていることは、例えば、分数の計算、いわゆる分数の加減乗除法、いわゆる足し算、引き算、割り算、掛け算、これらができない大学生の存在。また、意欲の大切さの例として、私、過去に、子供たちと深くPTAという立場で接してまいりました。そのときに少し感じたことがありますので、そのことも申し上げまして、平生町では一人一人のいわゆる意欲の醸成、能力の前段階、それに対する教育の展開を具体的、具現化策はどのように展開されているかということで、お尋ねをいたします。

私、先ほども申し上げましたけれども、長いことPTAにかかわってまいりました。そこで、2人の子供のことをすぐ、いつも思い出します。

1人の子は、スポ少で陸上を始め、中学校では、一旦、陸上部を離れました。他競技の部活動に在籍したわけですけども、走ることの楽しさをいつも楽しく、女の子ですが、話をしていました。が、その他競技の部活動に在籍したとき話すんですが、何か物足らなそうな様子だったんですね。で、2年生になり、部活を陸上部へ転向いたしました。そうすると、同じように、「走るのはとても楽しいよ」とすごい笑顔で話してくれます。その後、彼女は高校、大学と進学してずっと陸上を続けてまいりました。社会人としても、今、駅伝競技を選択し、実業団で活躍しております。やっぱり意欲というのが、この子の成長を助けたんじゃないかと思うんですね。

で、もう1点、学習についてです。

一度も私塾に通わず国立大学へ現役合格をした生徒の存在も私は身近に感じました。この子の一番特徴的なことは、わからないことはすぐに何でもやろう、すぐに聞こう、そういう意欲、姿勢が見れる女の子でした。スポーツの競技をしていたわけですけども、できないことは繰り返し、繰り返しやるというんですか。勉強もわからないことを自分で調べる、先生に聞く、いろんなことを聞いて回っていたなという、女の子だなと。これも女の子です。思い出します。

そのように、実際に、平生町で実践されている教育で学ぶ意欲の大切さを実践された結果かも言えませんが、ほかの子を、私、知りませんので、具体的にどのような教育として具現化されていていらっしゃるのか、そのことをお尋ね、まず最初にいたします。

2点目に、今後のコミュニティ協議会の支援体制についてということでお尋ねをいたします。

お尋ねしたいことは、コミュニティ協議会の運営を地域が担うのは、時期が少々早いのではないかというようなことで、前段に3人の議員さんがお尋ねいただきました。今し方、細田議員さんの質問にも30年度から導入、スケジュール的にはそういうふうを示されていた指定管理者制度の導入に対して、現在のところ、熟した段階ではないというような御発言をいただきました。

今後、各コミュニティ協議会でそういう体制が整い次第というようなことでございますので、そういうスケジュールで進むものと理解をしておりますが、3点ほど、このことについてお尋ねをいたします。

まず、コミュ協の事務局体制です。これ、先ほどから、町の嘱託職員としての地域交流センターの職員さん、また平生町の集落支援員としての嘱託職員さんの存在を言われていますが、それぞれ役割がコミュニティ協議会、地域交流センターの職員さんはコミュニティ協議会の事務補助。ほかにもあるんですけど、コミュニティ協議会に関しては、平生町の集落支援員さんに関してはコミュニティ協議会の支援ということ。そうすると、コミュニティ協議会の主事務者を最初にどのように制度設計されていたのかということが少し気になります。このままですと、先ほど来より、各議員さんから少し、まだ醸成していないと。今後、整い次第ということでもいいんですけども、その辺のところ、町ではどのように制度設計をされていたのか、お尋ねをいたします。

それと2点目なんですが、先ほども少し自治会と行政ということでお話が出ました。随分前ですけれども、自治会というのは、地縁の組織ですよ。行政とのかかわりについては少しどうかなどというようなことで、御発言が行政のほうからあったと思います。現在も自治会の中で、いわゆる会則、ルールを持った自治会の存在はどの程度か、把握されていていらっしゃるのでしょうか。これ、会則については、積極的にそういうもとに展開をされていくように支援をするというような御答弁をいつかいただいたように記憶しているんで、少し間違いだったのでしょうか。

つまり、これ、自治会というのは、地縁の団体ですから、いわゆるその地区内の道普請、祭り、冠婚葬祭、そういったことの取り計らい等があると思うんですけど、現状、どうしても一番ネックになるのが、自治会長さんと行政協力員さんが一緒になっていること。行政協力員さんのほうが役割が随分と大きくなっているんじゃないかと思うんですけど、このコミュニティ協議会を構成する場合に、自治という問題に対しても非常にネックになっているんじゃないかと思います。自治会長さんを行政協力員に委嘱しているがために、自治会長より、自治会長を包括するのが行

政協力員ということで、自治意識そのものを消しているというか、包括しすぎて隠されているような状態になっているのではないかと思います。今までの御答弁の中で、自治会に会則を備えるように支援をするというようなことを記憶しておりますので、自治会長さんに行政協力員さんとして委嘱している、これを少し直さなければならぬのではないかと思います。このことについての町の御所見をお尋ねをいたします。

3点目に、職員のまちづくりへの参加についてということでお尋ねをいたします。

先ほど来より、コミュニティ協議会の前段、参加と協働のまちづくりということで、随分とお話がありました。私も同様に、協働のまちづくりが思ったように進まないのはなぜだろうか、絶えず自問自答しております。

なぜ尋ねるかに至った経緯です。

先ほども申し上げましたけれども、和気町では、9つのまちづくり協議会の事務局体制は併任辞令を交付された町職員が務めていらっしゃるそうです。事務局員は、この9地区にそれぞれ3人体制、これ、町の職員さん。ですから、執務中にこのまちづくり協議会、いわゆる平生町でいえば、コミュニティ協議会の資料作成等も行われますし、コミュ協の活動もできるということになっているようでございます。そのことはお尋ねしたところ、和気町では「確かにそうです」ということで。この辺の資料というのは、一般質問を行うに際し提出させていただいておりますので、確認はできていると思います。

それと、町職員は出身地区を含めて、全職員、調理員さん等も含む全職員さんです。とにかく全職員さんがまちづくり協議会へのいわゆる構成員、参加者です。全てのまちづくり協議会へ割り振りがなされております。それは、町が違うけ、そういう形もあるじゃろう。それはそれで結構です。

そこでお尋ねしたいことは、職員のまちづくりへの参加状況についてお尋ねいたします。

先ほど職員の地区担当制というお話がありましたけれども、町内の職員さんだけで町外の職員さんは、対応されていないんじゃないですかね。その辺のところから、一部職員さんの間でも不公平感が出ていたと思います。実際に、平生町の職員さん、各コミュニティ協議会の参加人数、いわゆる構成員として、部員として、何名の方が参加されていらっしゃるか、おわかりになりますでしょうか。

なぜ、そういうふうに言うかといいますと、平生町ではきょうもいろいろと参加とまちづくり条例に関して御発言がありましたが、これこそまちづくりに対する一丁目一番地の条例ではないかと思います。これを条例として制定しながら、職員さんのサービスの宣誓に関する条例で規定されている宣誓書において、職員さんがまちづくりに積極的に参加する条文がつけ加えてないじゃないかなと思うのが1つの理由です。それがために、協働の取り組みが浸透しないんじゃない

か。また、コミュニティ協議会の認知不足、自治精神が養われないのではないだろうか。人材不足の点、いろいろそのいわゆる行政のノウハウですよね、これっていうのはなかなかコミュニティ協議会でもそういう方のお知恵がない限り、なかなか養えないと思うんですよね。それと、どうして職員さんだから、自治会、まちづくり協議会へ参加されないんであろうか。いわゆる一般に考えて、私もそうですけれども、民間で働いております。その後、夜遅く6時なり、7時になっても、例えば、8時から、7時からコミュ協の会議があれば、それぞれやっていく。ほかの住民の皆さん方、結構、参加して、それは限られた人、いつも特定の人かもしれません。しかし、職員さん、やはり地域のリーダーとしての自覚が少し足りないのは醸成されていないんじゃないかならうか。同じ土壌で、まちづくりを一緒にやっていくべきではないかと思います。それは確かにそういうコーディネートをされていることも仕事でしょう。しかし、同じ立場で、同じ地区、同じ平生町に住む住民として仕事を離れてやっぱりやっているんですよね。やはりこの協働、協働というのは、それがベースではないかと思いますね。これ、協働というのは全課全職員で取り組むべき責務ではないでしょうか。

まず最初に、一丁目一番地として職員のサービスの宣誓に関する条例の改正について、所見をお尋ねをいたします。

宣誓書、少し具体的に申し上げます。どこがどうなのか。

宣誓書は様式があります。宣誓書の内容、「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべく責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います」。これ、地方自治の本旨じゃけ、まちづくりにも直結すると言われますが、せっかく参加と協働のまちづくり条例を制定したんですよね。やはりお互いにギブで行くべきではないでしょうか。

追加案として勝手に申し上げますけれども、例えば、「私は平生に誇りと愛着を持ち、心豊かに暮らすことのできる元気な町実現のため、地域のリーダーとしての自覚のもと、まちづくりに積極的に参加することを固く誓います」というふうな文言を入れることも必要ではないかなというふうに思います。

以上、3点ほど、岡山県の和気町で研修したことをもとに提言を含めて、一般質問をまず1点目に聞かせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） まず、コミュニティ協議会の支援体制に関連をして、まず1つは、事務局体制のことでございます。

基本的には、それぞれコミュ協の体制、代表者を含めて事務局長等々の首長の組織としての事

務局、それをセンター職員、あるいは集落支援員がバックアップをしていくという体制に、今なっているというふうに思います。

それぞれコミュニティ協議会によって、その事務局の持ち方についても特色を生かして、今やっただいておるといふふうに思っております。とにかくコミュニティ協議会が中心となって、まずはやっただく、そのことを嘱託職員や集落支援員が支援をすると、もちろん町もしっかり支援をします。一体となって取り組みを進めていくという形を想定をいたしております。

それから、2点目の自治会との関係でございますが、自治会包含をして、今、コミュ協という形にしておりますけれども、行政協力員との関係の指摘がありました。確かに今、自治会長イコール行政協力員という形にほとんどなっております、本来は、我々は自治会長さんと行政協力員、これはあくまでも行政との関係において協力をいただくということですから、本当に自治会は地域のそういった団体ということで位置づけをしておりますから、行政から本当は自立をしておるといふことになるんですが、行政との関係で行政協力員という形にしておりますから、若干、皆さんの受けとめとして自治会長イコール行政協力員ということになっておりますから、その辺の受けとめが少し現実と乖離をしておるのかなという気はいたしております。

いずれにしても、これから進めていく中で、こうした自治会の位置づけも含めて、きょうも先ほど出ておりましたけれども、改めてコミュニティ協議会の中でしっかり協議をしていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

これをやったら、もうこのまちづくりはオーケーですよということにはなりません。当然、紆余曲折がありますし、次、これをやれば、次にまた新しい課題というのは、当然、出てきます。そういうことで次から次に出てくる課題等についてももしっかり取り組んでいくということになると思います。前向きに取り組んでいかなければいけない課題だというふうに思います。

それから3つ目でございますが、職員の関係でございます。それぞれ職員に対しては地域とのつながりを大事にして地域に飛び込んで、皆さんとの信頼関係を構築をするようにということを申し上げてまいりまして、今、このまちづくりの参加につきましても、今職員37名の職員と13名の嘱託職員、計50名がコミュニティ協議会の部会員、防災部会とか福祉部会とかありますけれども、それぞれ部会員として活動をいたしております。あくまでも主体的な自主的に参加をしてくれておる職員でございますが、年々その辺についても広がりを見せておりました、引き続き、こういった職員がしっかりと地域と一緒に行動できるようにと、これからも引き続き、研修等も重ねながら参加を促していきたいというふうに思います。

サービスの規定として設けてはどうかという条例改正の具体的な提案もいただきました。この職員のサービスの宣誓に関する条例ですが、これ、地方公務員法の規定に基づくサービスの宣誓ということでございますから、いろんな自治体でも同様のサービスに関する宣誓が行われておると。サービス全体のこ

とでございまして、地方自治の本旨というふうに言われておりますが、広い意味からいえば、まちづくりそのもの、町の行政もまちづくりそのものでございまして、職務に、それぞれの持ち場で職務を全うする、専念をするということも大変大事な職員としての使命だというふうに思っておりますから、和気町の例が、私はつぶさにわかりませんが、こういう御指摘をいただいて、1つの参考例として見させていただいておりますが、地域のいろんなまちづくりのリーダーなり、あるいは地域の皆さんとの権限関係というのは、どういうふうになっているのかなど。役場の職員が主導していくまちづくりということとの関係はどうなっているのかなど。これ、自問自答しながら、また和気町のほうにも十分確認をしてみたいと思っております。我々とすれば、地域の主体的な、自主的なリーダーも含めて取り組みについて、協働で汗を流して取り組んでいこうという取り組みと、その辺がちょっと発想が違うのかなとも思ったりしますが、私も少しいただいた資料を含めて勉強してみたいと思っております。

いずれにしても、こうやって職員が積極的に地域の皆さんとの連携を大事にしていくと、これは必要なこととございますから、引き続き、こうした対応をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 教育に関する御質問で、学力調査と学習意欲についてのお尋ねにお答えいたします。

議員お示しのとおり、学力調査につきましては、全国学力学習状況調査、県の学力定着問題、町独自の学力調査を検証・改善に役立つよう、調査の対象学年や時期を考慮して実施しております。

これらの学力調査の目的は、児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることとございます。

具体的には、国語、算数などの教科に関する結果の分析をもとに、各校において学年や学級ごとの児童生徒の課題を洗い出し、課題の解決に向けた日々の授業改善に生かしたり、学校全体で重点的に取り組むべきこと等の方針決定に役立てていることとございます。

また、調査の分析については、一人一人にということとございましたが、これも学年、学級という大きなくくりだけではなくて、児童生徒一人一人の持つ課題に対応しており、それぞれの分析結果を個人票として個々の成果や課題が見える形で配布しております。その際、この結果をどのように活用するかについて、懇談等で児童生徒並びに保護者へ伝えることで有効な学習への取り組み方について意識化させることで、意欲的に家庭学習に取り組むというふうなことも進めているところとございます。また、そういったことから意欲を高めて学習の私的な向上に結びつくことも期待して実施しております。

なお、全国学力学習状況調査とあわせて行っておりますけれども、「生活習慣や学習習慣等に関する質問紙調査」というのがございまして、その中の結果から、平生っ子の姿を分析し、学級づくりや授業づくりにも役立っておりますけれども、その質問の中に、学ぶ意欲に関する項目を少し探してみますと、平生町の児童生徒は、「物事を最後までやり遂げてうれしかったことがある」、また、「家庭で授業の予習復習をする」と答えた児童生徒の割合がとても高いことから、意欲的な子供が多い傾向にあるというふうに考えております。

この背景としては、同じ調査の中の質問に、「先生が授業やテストで間違えたところや理解していないところについてわかるまで教えてくれる」とか、「先生は自分のよいところを認めてくれている」という質問に対しまして肯定的な回答が多く、教師と児童生徒の望ましい信頼関係が構築されていることがこれまでの取り組みの成果の一つだというふうにも考えております。

また、新しく学習指導要領が、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施になりますけれども、その進学指導要領の生きる力を育成していくためのキーワードとして、アクティブ・ラーニングというような言葉で、日本語でいうと、主体的・対話的で深い学びというのをキーワードとして今掲げておりますけど、そういった視点に立った授業改善が求められております。いわゆる主体的で対話的な深い学びを実現していくということがこれから大きな授業改善ということになりますので、それを支える基盤というのは、子供たち一人一人の学ぶ意欲と非常に連携がしているものだというふうに考えております。

したがって、こういった学ぶ意欲というのをしっかりつけていくということが、全ての子供たちの人生全体にかかわるものだというふうにも理解しておりますので、今後とも、このような学力調査等によって学校や児童生徒一人一人の課題を把握して、一人一人の学習意欲を促して学力が定着するよう授業の創意工夫や教材の開発、改善を行うよう働きかけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 少しお尋ねしたいことがあります。

一番最初に、学ぶ意欲を培う教育の醸成、意欲と能力という問題を少しお話させていただいたと思うんですけども。意欲については大変よくわかりました。実際に、子供たちへのアンケート等で学ぶ意欲というのは、……学ぶ、最後までやり抜く力、また、予習復習をしている、そういった実態を合わせて先生の指導的立場も、わかるまで教えてくれるとかというようなことで、学校の環境というのは子供の環境が随分と整備されていると思うんですが。

ただ一方で、教育長さん、岡山県の和気町でもそうだったんですけど、学校授業の補完的な学習指導の場として、この場合は、放課後学習支援が行われています。当町の場合にはそれもやっ

ていらっしゃると思いますよね。ただ、それプラスいわゆる私塾。私塾でも補完的な授業というスタイルでやられていると思うんですよね。それらの存在を1つにまとめられないかと常々思います。教育環境の補完的な機関として、いわゆる私塾、多分、アンケートをとれば、生徒でも半数以上の子が、いわゆる私塾で学校授業の補完、これは進学のための補完であろうと思うんですけれども。そのことに、やはり学校授業の補完ということであれば、もう少し学校の授業も見直さなければならぬというふうに考えることができるんですけれども、子供の学習に対して意欲と能力の向上という面に関すれば、学校の授業がある、放課後学習支援もされていらっしゃいます。一方で、私塾もある。これらの子供に教えるという立場で一本の幹を、例えば、仮称でもいいですけれども、子供たちの教育環境を整備する面からも組織として協議会なりで平生の子供たちのことを話す場を組織化できないかというようなことを思ったりもしますけれども、今これのことは教育長さんには初めて申し上げますので、なかなか意を尽くせないところがあるかもしれませんが、教育の場の環境を整備する、学校授業以外に。それも義務教育期間の間の子供に関してはとても重要なことではないかと思えます。そのことに関して少し御意見があれば、所感があれば、お尋ねをさせていただきたいと思えます。

2点目です。

今後のコミュニティ、コミュ協の中で議論をするというのは、自治会と行政協力員との絡みがあるので、きちんと整理されないとこの支援体制は難しいと思うんですよね。コミュ協で自治会へ会則を、例えばですよ、コミュ協で自治会へ会則を備えてくださいというふうに言っても、なかなかそれは無理だろうと思えますね。これは、ある程度、地縁の団体として、ルールというか、会則を、そういうふうに積極的、少し行政のほうとしても取り組んでいきたいというような御発言があったかのように記憶しているんですけれども、やはり自治意識の向上のためにはそういうことが非常に重要ではないかと考えます。また、自治会長の1年交代、輪番制というのも少し問題提起をされる必要があるんじゃないかと思うんですけれども、この辺のところ、やはり問題化されて、少し難しいと思えます、これ。地縁の組織に行政が手を出すということは。

しかしながら、一方では、自治会長さんへ行政協力員を委嘱しているという。この矛盾と申しますか、この両極に存在していることじゃないかと思うんですけれども。それは、私が思っていることだけで、ほかにお考えがあることも重々承知しています。ただ、異なる意見や考えもあるということで議論をしているわけですから、所見をお尋ねをさせていただきます。

それと、職員のまちづくりの参加についてなんですけれども、今後、勉強ちゅうか、和気町のほうにも問い合わせをされるということなんですけれども。一丁目一番地、まちづくりの一丁目一番地ですから、例えば、参加と協働のまちづくりの項目に職員の参加と協働の意識を、例えば、入れるような項目等も十分考えられると思えますので、そのことは今後、また見守っていきます

ので、そのことはお尋ねをいたしません。ただ、参加と協働のまちづくりに職員の参加並びに研修等という項目で入れられている町も和気町だけでなく、ほかにもいろいろあるようでございますので、ぜひ、職員さんを含めた協働。職場がここなんですよね、平生の役場なんですよね。これはどうしても理解できんのですよ。わしは柳井というか、自分でやっています。あっちこっち行きます。前は、52までサラリーマンでした。その中でいろいろとやはり……、それは意欲の問題だけじゃけりはつかんと思うんですよ。お互いやる気を出さんにゃ。それを醸成しようじゃないかと。まずは、ギブ。そういう気でやらないと本当のまちづくりちゅうのはできんと思えます。そのことは言っぱなしで結構でございます。3点目の項目に関しては、言っぱなしということで結構でございますので。

教育長さんと、最後、今後の支援体制について、再度、お考えだけお尋ねをさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を4時30分からといたします。

午後4時11分休憩

.....

午後4時30分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

○町長（山田 健一君） 自治会長さんが、町内でも七、八割近く輪番制で回っておられるところが多いように私も受けとめておりますが、自治会長さんとコミュニティ協議会の関係については、できるだけそれぞれコミュ協によって、今、全部網羅をしているところとそうでないところもありますんで、地域の実情を踏まえながら、自治会にああせいこうせい言うわけにはいきませんから、その判断をお願いをしていくことになると思いますが、行政協力員は、これはもう町との関係をお願いをしてまいりますから、これはこれで関係は維持をしていけると思っておりますが、今聞いたら、1自治会だけ行政協力員と自治会長さんが別のところがあります。

これからもそういった意味で自治会長さんのコミュ協における位置づけというのを、これから協議をやっぱりしていくことになろうと思います。十分、地域の実情を踏まえて、対応していきたいというふうに思います。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 学習の補完ということでの御質問だというふうに思っております。その中でも私塾に対する考え方ということでございますけど、私見も若干含まれますけれども、教育委員会としても、まずは塾に頼らない学習というのをどう構築していくかということ、まず大事にしていくということを考えております。

具体的には、毎日の授業の中でそれをサイクルとしてつけれないかというのを、今、研究しな

がらも、各学校にもお願いしているところがございますけれども、まず毎時間の授業で目当てをしっかりと立てて、子供がきょうの勉強は何をするというのをまず理解をし、そして1時間が終わるときに、その学習の確認をして、これがわからなかった、これがわかったということをお子たちに確認をさせると、そしてそれがわからない部分については、それを家庭学習でやっていくんだよという、その学習の流れを、しっかり子供たちに教えていくという、そういったことで授業から家庭学習につながるサイクルをつくっていかうというのを大事にしているところがございます。

そういったところがきちっとできれば、先ほど議員の御指摘もございましたけど、塾に頼らなくても学力がついていくということを考えておりますので、まずはそういった授業改善をやっていくということを大事にしていきたいなというふうに考えております。

それから、2点目に、それでも理解できない子供たちには補完も必要じゃないかということもございます。当然、予算もいろんな問題かかわってきますので、ちょっと派手なことは考えておりませんが、それぞれの学校では、朝学習の時間にしっかり基礎的なことのドリルを繰り返すとか、あるいは子供たちの、参加意欲のある子供については、希望者によって昼休みに学習をやるとか、そういったところも出てきておりますし、また希望者にも放課後の学習支援ということも考えております。

また、夏休みには、熊毛南高校のボランティアということで、小学校に来てもらって、熊毛南高校の生徒に学習支援ということで勉強を教えてもらうとか、あるいは地域の方々に夏休みにそういった日を設けて、わからないことを教えてもらいながら夏休みの宿題も一緒にやっていくとか、そういったつながりもしているところがございます。

また授業の工夫ということで、平生小学校のように、ちょっと人数の多いところでありましたら、今、五、六年生では算数の授業は3学級でやっておりますけれど、それを4グループに分けて、習熟度でそれぞれ自分の勉強したいグループに入って、ゆっくりコース、早いコースということを選択できるようにしながら、その子一人一人の個性に合わせた進め方をしていくとか、中学校の数学においても、2人の教師で数学を教えていて、少人数で学ぶというようなことも入れて、一人一人の学習補完をしっかりしていこうというようなことも考えております。

また、地域との連携ということで、地域とかかわる機会も必要じゃないかというようなこともございましたけど、コミュニティスクール、今、平生町全部やっておりますけれども、その学校運営協議会に参加している方々は、地域の方々に構成してるわけですが、そういった方々にもしっかりお知恵をいただいて、進めているところです。特に先ほど言いました学習支援であるとかいうのも、学校運営協議会のメンバーの方々の紹介で、子供たちと一緒に勉強しましょうというような形もありますし、そういった地域の連携ということで、それぞれの地域の課題等に

も子供たちがいろんな行事に参加する連携役もやっていただいたりして、この辺でも、ちょっと一部中止になりましたが、中学校のほうは敬老会へのボランティアで子供たちが出ていくというようなこともございましたけれど、そういったことで、いわゆる平生町の課題をそこで子供たちが見て、中学校に帰って国語の時間にその発表があったというような状況も聞いております。

それで国語の授業も、「生きた授業に生まれ変わりましたよ」という報告も受けておりますので、そういった地域と一緒に連携もしていきながら進めていくということで、みんなで子供たちの、一人一人の学習環境に応じて進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 御答弁いただきまして、ありがとうございました。さまざまな子供の教育環境を御説明いただきました。

義務教育の目的というのは、あくまでも基礎的な教養を児童生徒に身につけさせること、これが義務教育の目的だろうと思ひまして、さまざまな手法で取り組まれていることは評価をいたします。ぜひ、今、教育長さんのほうからお言葉がございました、塾に頼らない授業、またその補完支援体制等について、これをさらに拡充、充実させていただくことを要望として、申し上げておきます。

2番目の質問にいきます。2番目の質問は、産業振興について、漁業研修制度に関する支援体制ということで、お尋ねをいたします。

これを尋ねるに至った経緯から申し上げます。この9月24日ですよ、漁業関係者の方とお会いいたしまして、山口県の平生町支店、旧佐賀漁協で漁業研修生というのを受け入れられたそうです。そのときの居住地についてかなり御苦勞をされた、「この辺は少し行政の協力がほしいがなあ」というようなことで、いろいろとお話をいたしました。そのときのお話をいたします。

先ほども申し上げましたけれども、山口県漁協平生町支店では、29年、新規の漁業研修生を受け入れるということで、その際、3年間の研修生の住まいをどうするか。3年間という期間の中で、この漁業研修制度は始められております。支店としても、いわゆる親方というんですかね、受け入れ者、先輩なり師匠っていうんですかね、そういう方とともに、研修生を受け入れるのはいいが、家をかなり苦勞されてですね、家を探し当てたというふうにお伺いをいたしました。

そこでもう少し、町としても、空き家、定住問題等は町の大きな行政課題として取り組んでいらっしゃると思いますので、もう少し整備してもらえないかなということで、実はお伺いしたんです。そのときのお話の中で、県、町においても、それぞれ給付金制度を用意してかなりその補助、準備は整えられているんですけれども、まず研修生の住まい屋、漁業ですから朝は早い。そうすると、例えば平生の中心部に住まわれても、佐賀まで約10分、早朝と夜、漁具の点検等もありま

すから、かなりやはり身近なところで住まい屋を探したいというのが、漁協のほうも、また研修生として受け入れる方、また師匠としても、3者が近くで何とか見つからないかなということ、いろいろと苦勞をされたようでございます。そういった面で、町も空き家、また定住対策、移住促進ということでやってらっしゃるわけですから、これをうまくコラボしてできないだろうかということ、お尋ねをいたしています。

そのときの問題は、空き家はあるのだが、所有者がわからないという。これは意向確認さえ、漁協も、師匠である受け手のほうも、かなり連絡がとれないということで苦勞をされたようです。

2点目に貸し手、売り手側には、農地も一緒に管理か購入の希望があるので、なかなか話が進まない。佐賀の地域ということで上から下まで、いろいろ形態があります。そうするとどうしても農地の絡みと一緒に出てきます。そうすると農地法の絡みもあって、そこに条件が整わないというようなことを言われてました。

そういった問題があるんですけども、もう1つ問題が、平生町の空き家バンク事業なんですけれども、いわゆる町のハードルというか、基準がちょっと高過ぎるんじゃないかと思うんですよ。いろいろ見てみるんですけども、廃屋や老朽化が著しいものは登録できません。今の空き家とかの市場を見てみますと、借り手、貸し手側に対し、町のスタンスが厳しいものになってないか。情報を見てみると、それは借り手側。借り手側の判断によらなきゃいけないと思うんです。やっぱり見て、今の時代ですから、自分で造作をしたい。いらって住みたい。そういう方法も一種の流行かもしれませんけれども、自分でいらって住みたいというような方も、かなり要望が多いように思うんです。

これらは、少しハードルが高いもんで、空き家バンクとしての登録者がいないというような状況ではないかと思えます。また物件所有者との交渉も、町は交渉や契約、これに関するトラブルには関与しないということなんですよね。最初から全部整備する必要、そこまで構える必要はないと思うんですよ。ないと思うっていうぐらいのことで発言してはいけないかもしれませんけれども、それだけの熱意がないっていうことを、逆にいったら言いたいですよ。もう少し移住、定住促進を考えるんなら、どんとこいや、全て任せてやれや、そういうスタンスが見える県内に、他町でもそういうスタンスでやってらっしゃるところがあります。余りにもお役所仕事の的に構えてらっしゃるんじゃないでしょうか。

先ほども、若者定住住宅の空き家の問題も出ました。そういうことも活用できないかどうかという問題も含めて、いろんなことを想定して、イメージしながら移住、定住問題をやっていかないと、ほかの町と比べると魅力がないですよ。そこまで本気でやらないと、競争になっているというのは事実だろうと思います。市町村間で競争、いろんな施策による定住政策、また施策の展開についてもそうだろうと思います。これは好むと好まざるによらずに、地方創生の弊害か

もしもかもしれませんが、とりあえずはそれをやってみないといけない。それに対する意欲の問題ではないかと思えます。

特に30年度も平生町支店では、漁業研修生を受け入れる予定で準備をされてるそうでございます。これに対する対策は早いうちにしないと、また同じ問題になって、結局機会を逸してしまうということにならぬように、やはり、それは当事者は平生町支店さんなんでしょう。しかしながら、それを大きく網羅しているような支援体制はできないんでしょうか。その点では、単純に考えれば、産業課と地域振興課の連携、子供さんがいらっしゃれば教育委員会との連携等も、小規模特認校ということで佐賀もやっているわけですから。いろんなことが1つじゃあ魅力を発信できないというのが、3つの課がチームを組めば魅力を発信できると思うんですけれども。佐賀の漁業研修制度にかかわる、より一層の支援体制はできないかっていう視点で、町の御見解をお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 漁業研修制度に関する支援制度についてということで、佐賀の場合、特に今、若い方がこの手を挙げて取り組んでいただいております。研修生として、今、活躍をいただいておりますと、大変いいことだと思います。特に、今、平生町支店、漁協の支店においては、御承知のように、大変、組合員も高齢化が進んでおります。そうした中で、将来を担う若い人がこうして研修を受けて、できればこの地域で定住をしてくれればというふうに思っているわけがあります。

大変いいことでありますし、当初はこの方の場合も、町のほうとしても相談を受けて一緒に部屋探しをしたような経緯もあるようでございますが、空き家があるが所有者がわからない。あるいは、またあっても貸してもらえないとかですね、いろんなケースがあるようでございます。本場に支店の皆さんも苦勞をされて、今回の家を確保されているというふうに思っております。

町としてもこういった支援制度を設けながら、受け入れ体制を強化をしていこうということで対応させていただいておりますし、今、空き家バンク制度もありますが、少しハードルが高いんじゃないかというようなこともございましたけれども、できるだけ弾力的に対応しますが、一応、町としての制度でございますから、その辺は踏まえながら、佐賀の地域で活用できるように対応をしていかなければいけないというふうに思っております。

支援制度については、漁協の平生支店とも十分協議をしながら、あるいは制度の充実を図る方向で、しっかり検討、協議を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） ぜひ、来年度に向けてですね、来年度もう平生町支店さん、漁

業研修生を受け入れるというようなことを決めてらっしゃるみたいですから、いろいろと障害があると、今後の事業展開、とにかく来ていただいて定着していただくというのが趣旨でございますので、そのために受け入れるということに関して、一生懸命やられてるわけですから、やはり朝方のお話じゃあないですけども、全面的に支援していただくように、強くこの際、要望をいたしておきますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、健全な財政運営と管理についてということで、2点ほどお尋ねをいたします。まず1点目は、遊休財産の有効活用と適正管理について。もう1点は財産管理について、どう対応されているのかということです。

最初の、遊休財産の有効活用と適正管理についてなんですけれども、尋ねたいことは、遊休財産の有効活用と適正管理を、私の言葉で申し上げます。きちんとやりましょうよっていう視点です。きちんとやりましょう。頑張ってやっていきましょうよっちゅうお話です。なぜ、そのようにお尋ねするかというと、民間では、みずから課題を設定し、改善の方法等やって、計画まで作成して、民間のほうでしたら売り上げ等にみずから挑戦していく。前年対比でやってるところもありますけれども、じゃあ一方、みずから課題を設定し、方法も検討して、計画書まで作成して、なぜ毎年実現しないのか。私は非常に理解しかねているんです。

これの具体例を申し上げます。当初予算で申し上げます。平成27年、28年度の当初予算で、財産売払収入は、この29年度も含んで毎年1,000万円計上されてらっしゃいます。平成27年、28年度、決算においては、いずれも調定額はゼロ。先ほども申し上げましたけれども、29年度の当初予算においても、同じく計上されていらっしゃいます。29年度、少しありますが。もし今年度なしとすると、3年間穴埋め的にゼロということになります。

行政改革、その実施計画の観点から申し上げます、これ行政改革大綱とか実施計画、また毎年の予算というのは、いわゆる私たちが議決はしますけれども、町としてこういうことをやっていきますよ、予算は議決しましたよね、予算は議決になった。行政改革大綱とか実施計画は、みずから計画されて策定されたものですよね。何遍も言いますけれども、みずから課題を設定して、方法も検討して、計画書まで策定して、これじゃあ子供たちに言いわけできんのじゃないですかね。

ひどい言葉かもしれませんが、子供たちがみずから課題を設定して、学ぶ意欲をしましよって言うてるんですけど、なかなか難しいのは何か理由があるんじゃないかと思うんですよ。それをきちんとやっていただかないと、やっぱりきちんとやりますよというようなことで言われてるんですから、多少なりともその成果というものはあってしかるべきだろうと思います。なぜ遊休財産の活用は進まないのでしょうか。正味のところでお尋ねをいたします。まず1点目です。

2点目にお尋ねをいたします。財産管理について、どう対応されているかということです。多少疑義が生じてますので、事実関係を把握するために質問をいたします。

場所は、佐賀地域交流センターの広場です。旧佐賀中学校のグラウンドです。このグラウンドの一部は、法人に借用か売却をされたんでしょうか。法人の駐車場として、一部、法人が利用されてるようなんですけれども、この経緯について、お尋ねをいたします。なぜ、旧佐賀中学校のグラウンド、佐賀地域交流センターの広場が法人の駐車場として使われるようになったのでしょうか。

また、端の部分に真砂土も置いてあります。広場敷地内に真砂土を盛られてるということなんですが、この真砂土の扱いというのは、どういうふうにされてらっしゃるんでしょうか。今は地域交流センターが耐震化工事で駐車場として使ってるというのはわかるんですけれども、この法人の駐車場に関しては、過去いろいろと、私も少しお尋ねしたことがあります。法人が駐車場を目的外使用として、目の前で業をされてらっしゃいますのでね、その駐車場を借りてるのは改善できないかというようなことで、御相談をさせていただいたことがあると思うんですけれども。なぜ、こういうようなことになったのか、少しわかりませんので、事実関係だけを、この場を借りてお尋ねをいたします。

以上、2点をお願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 本日の一般質問は、ここまでといたします。

○議長（福田 洋明君） お諮りいたします。本日の会議は、これで延会といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。次の本会議は、明日12月14日午前9時から行います。

午後4時55分延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 湊 上 正 博

署名議員 細 田 留美子

平成29年 第5回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成29年12月14日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成29年12月14日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
日程第3 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
日程第3 委員会付託
-

出席議員(11名)

2番 中本 敦子さん	3番 松本 武士君
5番 村中 仁司君	6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君	8番 淵上 正博君
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 岩本ひろ子さん
13番 福田 洋明君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君 書記 天艸裕太郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山田 健一君 副町長 …………… 吉賀 康宏君
教育長 …………… 新田 保弘君 会計管理者 …………… 中本 靖則君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………	羽山 敦紀君
地域振興課長	…………… 藤田 衛君	町民福祉課長 …………… 石杉 功作君
税務課長	…………… 岡村 茂樹君	健康保険課長 …………… 田代 信忠君
産業課長兼農業委員会事務局長	……………	藤山 一人君
建設課長	……………	高岡 浩行君
教育次長兼学校教育課長	……………	角田 光弘君
社会教育課長	……………	兼末 仁君

午前9時00分開会・開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、事前に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第116条の規定により、議長において河内山宏充議員、平岡正一議員を指名いたします。

日程第2. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第2、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。昨日の河内山宏充議員の質問に対する答弁から行いますのでよろしくお願いたします。山田町長。

○町長（山田 健一君） おはようございます。続いて皆さんにはお世話になりますがよろしくお願いたします。

河内山議員の、健全な財政運営と財産管理について、まず一つは遊休財産の有効活用と適正管理について、遊休財産の活用がなかなか進んでいない。29年度もこのままいくと、3年間の実績がないと。今年度もそういう話でございまして、いろいろ指摘があったところでございまして、今年度は今提示をしておるのとはまた他の土地でありますけども、協議を進めておりまして、1件処分が見込めそうでありますから、手続きを進めようとして取り組んでおるところでございまして、

という前提で、これまでなかなか処分が進まないということで、端的に言えば価格の問題と言いますか、町として示しておる鑑定評価額と希望される方の希望価格との乖離、これに尽きようかと思っておりますし、土地の面積そのものも、土地自体が広いということもあるわけでござい

ますけれども、本町では遊休財産の活用について要綱を制定して、不動産鑑定士等による評価に基づいて、金額の決定をさせていただいております。

その後、いろんな時点修正等々はやっておりますけれども、基本はそこにあるわけでありまして、公の土地ですからどうしても、「はいじゃ何ぼうにしよう」と、こういうわけになかなかいかないところが悩ましいところがございます。条件等の見直しも少し検討しなければいけないかなとも思いますけれども、要綱の改定ということになりますので、いろいろ検討・調整を要するということになろうと思います。

引き続き協議をしながら、また一方では、今申し上げましたように、遊休財産の活用については引き続いて取り組みを進めていって、何とか実を上げるように取り組みを継続していきたいと思っております。

それから次の、財産管理についてどう対応しておるかということでございまして、佐賀の交流センター前の駐車場と、旧佐賀中学校のグラウンド跡地の活用についてということで御質問がございました。かねてから、旧公民館前の駐車場については公民館利用者のスペースということで設置をされておりましたが、御指摘がありましたように、いろいろ駐車場として他にも活用されておると。地域の方からもなるべく早く解決をしてほしいという声も届いておりました。で、一方では利用されているところが地場の企業であり、一定の経済活動を続けておられまして、雇用の場もそこにあるというようなことで、何とかうまく良好な関係が地域と築いていければということで、いろいろ出張所も含めて関係者と協議を進めてまいりました。

そこで、話にありましたように、旧佐賀中学校のグラウンド跡地、ここが雑草が生えておりまして、今、直接的に佐賀の交流館や保育園等の利用がされていない状況でありますし、維持管理にそれなりの負担がかかるということもありまして、財務規則に基づいて行政財産としての用途廃止をして、普通財産に落として切りかえて、貸し付けを行って有効活用を図ろうと。そのほうが適切であるという判断に至ったところであります。遊休財産の有効活用という面からもこうした対応をしようということで、今相手方の方と契約の締結をさせていただいておるという状況でございます。

それから真砂土でございますが、その駐車場の整備をされたときの表土をすきとった際に生じたのが真砂土でありまして、これから、土のうの作成等を含めて災害対応として、今備蓄をしております、これはこれで活用させていただきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 最初に質問いたしました、遊休財産の有効活用と適正管理については、要綱の改定を要するので、その他条件整備に時間がかかったことはあるが、今後実を上

げるよう努力するということは評価もいたしますけど、PDCAサイクルということでやられて、時間がかかると言われればそれまでのことなんですけど、それを短縮するようにPDCAサイクルを使ってやっていこうというふうに、みずから設定されてやられているっていうことです。先延ばしされないように今一度見守っていくということで、この場は一応そのことに関しては了承せざるを得ないというんですかね、一応、今後見守っていくということで、本当に実を上げるように努力されることを強く要望しておきます。

それと、地域交流センター前の広場の件なんですけども、財務規則、ルールに基づいて用途廃止をしたと。行政財産から普通財産に変更して、貸し付けという形で契約の締結をしたっていうことなんですけど、あそこは、契約をされているっていうことです。多分その契約の中身の中で触れられていらっしゃると思うんです。多分、避難所ですよ。そうすると、さまざまなことが一応は想定されますよね。たくさんの方が集まるということ的前提にまず考えれば、それなりの対応をとられていらっしゃると思います。この辺のところはどうなのか、1点ほどお尋ねをするとともに、もう1点は、広場でございますので、子供たちがボール遊びをよくしていた光景を確認しているか、頭の中に焼きついています。ボールを蹴ったり、ボールを投げたりですね。また、鬼ごっこをしてあの広いところをずっと駆け回りっぱなしとかがあっていうことですね。そうすると、駐車場として貸し付けるということは、そういう、佐賀には自然がたくさんあって、そんなのは田んぼの遊休地でやればいっていいお話とは別ですね、そういう子供の広場、例えばスポーツセンターにもありますけど、ちょっと小さい子供にとっては佐賀のほうも歩いて行くには随分と遠いというようなことで、まあ、それに対する対策も多少考えていかなければいけないんじゃないかなって思うんです。

2点目に、それらとのことはどうなるのか、一応広場としては子供たちが今まで、保育園の運動会等も、従来はあの広場でずっと行ってらっしゃったと思うんです。そうすると、今後園児がふえて、まあ先のことでわからないですけど、それはそれなりに考えればいいことなのかもしれませんけど、本当に地域と良好な関係であの広場を使うということになると、それなりの対策、例えば先ほどの、子供たちが多少なりともボール投げをしたりボールを蹴ったり、そういうふうになると、駐車場ってことになると、当てるとどうかっていう問題も、そこら辺のこととも契約の中でうたわれているのかどうか。

それと、最後に3点目にお尋ねしたいのは、財務規則に基づいて用途廃止をしたと言われればそうなんですけども、どうしてこういうことが議会のほうに御報告されなかったのかということで、こういうことは全然……私も初めて今そういうことをしてきたっていうふうに聞いたんですけども、議会のほうに御報告する場はたびたびあったと思うんですけど、これではやはり、まあ密室とは申しませんが、ルールに基づいてやったと言われればそうなんですけども、や

はり行政と議会、車の両輪で様々なことをやっていくってことで、一応小さなことかもしれませんが、という認識なんでしょう。行政財産から普通財産へ落として、また、賃貸の契約をされるってことであれば。その契約内容等について少し。いつからいつまでの契約で、どういうふうな仕様になっているのかっていうことを含めてお尋ねをさせていただければと思います。

それと、真砂土なんですけども、土のう作成に備蓄っていうふうに、まあ確かにそうでしょう。実際には今、耐震の工事をして保育園に入所の御父兄の皆様方があの近くまで車を乗り入れていらっしゃるって、多少邪魔になっているじゃないかと思うんですよね。しかもそれは、契約されている駐車場を通過してずうっと行かれていますから、この辺のこときちんと整理されないと、あそこの一方向的に、何ていうんですか、土のう作成のために置くっていう、果たしてそれが適当なところなのかどうなのかっていう問題もありますよね。空きスペースがますます狭くなっていますんで、土のう作成がいつ頃で、まあ備蓄って言われますから随分とまだ先までああいう形で置かれているのでしょうか。いつごろまでああいう形で置かれている予定なんですかね。そのことをお尋ねいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 地域振興課長が答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） お尋ねの点について回答させていただきます。

まず、一部グラウンド、旧佐賀中学校用地を駐車場用地として貸し付けをさせていただいておるわけですが、これについては相手方と、いろんな行事等についてグラウンドを使用する際には協力することを条件に貸し付けをしておるところでございます。当然、災害対応等あればその旨の御協力はいただけるというふうに思っているところでございます。

契約については、1年ということで、更新をするということで、これは土地の使用貸借契約ということでしておるわけですが、平成30年の3月31日までとしているわけですが、それについては延長もできるという内容になっているところでございます。

それから、子供たちも利用されることも想定されるということでございますので、その安全対策についてはまたしっかりと、業者あるいは利用者と、佐賀出張所と協議しながら、その対策については進めてまいりたいと思っているところでございます。

それから盛り土についてはかなりの量も発生しているわけですが、当面はあそこで備蓄をさせていただくと。災害対応とか、先ほど町長が申しましたように、土のう作成用ということで当面はあそこに備蓄をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから議会への報告ということでございますけど、これも少し報告が遅れたというか、質問に対しての回答ということになったわけですが、これについてはしっかりと報告する

べきであったと反省をしているところでございます。以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 最後になりますので、言いたいことだけを申し上げておきます。

ルールに基づいて用途廃止をされたと。行政財産から普通財産へですね。しかも行政の行為として公共の場を法人と使用貸借の契約を結んだと。これ少なくとも議会に報告が事前にあるか、した時点で早急にあるか、これが道義的にも、それがルールじゃないでしょうかね。

行為をしようと思う、した。職員さんに「報・連・相」と言われてましたけど、行政と議会、そりゃ機関は違いますけど、やはりそのへんのところがないとお互いの信頼関係で平生町はうまくいかない、一つの火種になるんじゃないかと思うんですよね。このことに関しては非常に不本意な過程と結果だなんて思います。このことを強く申し入れを、私、させていただきます。

これ、答弁要りません。言いつ放しで結構です。私としては非常に不快に感じているということで一般質問を終わります。以上です。

○議長（福田 洋明君） 答弁いいですね。これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（福田 洋明君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号、平成29年度平生町一般会計補正予算から、議案第7号、平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算まで一括して質疑を受けます。質疑はありませんか。

平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 一般会計補正予算の26ページ、漁港建設事業費が委託料から工事請負費に変わったと、こういうようになって、これの中身はどうなったのか、中身を説明してほしいと思います。

同じく28ページ、同じようなことですね。道路橋梁維持費の中の工事請負費が委託料に変わっているこの中身ですね。どういう事業がどうようになったかという事です。

それと次に、下水道の8ページですね、工事が減額をされております。これはどの工事がどのようになっていくのか、説明をしていただきたいと思います。下水道会計8ページですね。

以上3点です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 建設課長から答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 高岡建設課長。

○建設課長（高岡 浩行君） ただいまの御質問でございます。御回答させていただきます。

まず、26ページの漁港建設事業費の委託料でございます。これが当初、2,160万円で海岸堤防等の老朽化対策事業を予定しておりましたが、事業が確定しまして、935万6,040円になっております。その差し引き分の1,224万3,000円を工事費に回しまして、今回、小森地区の胸壁工を予定しておりまして、その追加分としてゲートを5カ所ほど予定いたしております。

続きまして28ページでございます。委託料の750万円、橋梁点検でございます。それが、工事請負費の道路補修事業から、工事請負費が減額の750万円でございます。この橋梁点検委託料を計上させていただいた理由といたしまして、平成30年度までに橋梁点検を150カ所やらなければいけないと。今年度の予算ベースで県から報告がありまして、来年度も同じような予算しかつかないということでございまして、一般財源等の引き出しを少なくする意味でも、補助分に乗れるということで、本年度道路補修事業、曾根大野南線をやめまして、この橋梁点検で28橋分を予定いたしております。

それから特別会計の下水道事業、下水道整備費の工事請負費の減額の3,400万円でございますが、これは当初1億円を要望いたしておりましたが、国の内示が6,600万円ということで3,400万円の減額をさせていただいております。それと、工事の箇所でございますが、当初、宇佐木地区の国道の下水道工事を120メートル予定いたしておりましたが、その部分を42メートルに変更いたしまして対応いたしております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 道路の橋梁のところは工事をやめて、調査を急ぐから調査費に回したと。まあ、県との協議でこうなったからそれでいいです。下水道もそれでわかりましたが、一番初めのところがちょっとまだよく……。1,260万円組んじよったのを何ぼか減額して……。もうちょっとこれ詳しく説明してくれませんか。意味がわからなかったんですがね。

○議長（福田 洋明君） 高岡建設課長。

○建設課長（高岡 浩行君） 先ほどの説明で、当初委託料、これが2,160万円を計上いたしておりましたが、事業が確定いたしまして、委託料が935万6,040円。その差引分が1,224万3,000円残りましたので、工事請負費のほうへ計上いたしております。以上です。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） そうすると、委託料は当初に2,160万円組んだが、実際には930万円で済んだと。したがって差額は工事に回したと。このように理解していいんですか。提案理由の説明ですが、こういう大きな変化については、どういう金額があつて何がどう変更になったとしてもらえませんか。私、所管でなくなりましたから、所管だったら聞きませんがね。

これはお願いをしておきたいんですがね。以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） これから、提案理由のときはその辺の金額的な状況も見ながら、少し説明をするように気をつけていきたいと思います。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは一般会計の14ページの地域おこし協力隊員、報酬のところ。地域振興費の報酬のところ、地域おこし協力隊と集落支援員のマイナス分の詳しい内容をお願いします。

それとともに、15ページの7の地域交流センター運営費の地域交流センター嘱託職員。これも詳しい内容をお願いします。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） 14ページの地域おこし協力隊員・集落支援員の減額理由でございます。まず、地域おこし協力隊員は、当初においては2人分、4月から3月までということで予算計上をしておったところ、1名は6月20日から、そしてもう1名は、また全協でも報告させていただきますけど、正式には2月から就任する、採用するというのを決定しておりますので、その分の差額分を減額とさせていただいたところでございます。

それから、集落支援員につきましては、これも各地区に6名配置するという予定でありましたが、現実的には4地区において配置するというので、それぞれの勤務体系も違いますが、実績と今後の見込みによって減額をさせていただくということでございます。

それから、15ページの地域交流センター嘱託職員でございます。これについては当初、週4日、そして月16日程度勤務ということで、それぞれ6地区に1名配置するというので予算計上をさせていただいたわけでございますけど、土曜日曜イベントがあったり、夜の会議、コミュニティ協の役員会とか、両名が出席するという中で、当然代休を取っていただくという中で、重なって出勤していただく日もあるということでございます。それから、平生まち・むら地域交流センターは1名、その他については2人、嘱託職員としてお願いしていますが、当面は引き継ぎの期間も要するというので、両名が出るということもございましたので、その辺の実績と今後の予定を見込んで増額の補正ということでお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 19ページの地域交流センターの職員の件は了承しました。

14ページの地域おこし協力隊2人分組んでいたが、遅れてという形、それから集落支援員も6名の予定だったが4名だったという形なんですけど、これも国の支援でもらっている資金の有効活用と言いましょか、しっかり使ってほしい金額でございますので、きのうも一般質問しま

したけど、今以上に人材確保に力を入れていただきたいということを要望して質問を終わります。

○議長（福田 洋明君） 答弁いいですか。ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 一般会計の14ページ、一般管理費の13の委託料。168万3,000円計上されていらっしゃるんですけど、説明の中で、労働者派遣ということで。議案説明のときにも御説明いただいたんですけど、人材会社から建設課に配置されるということで、それなりの高度で専門的な知識なりを活用した労働者を受け入れるということなんですけど、これ、労働派遣法に基づいたものになると思うんですけど、雇用形態、身分はどうなるんですかね。

それと、建設課に配置されるとなると、かなり公の情報が庁内、この中には情報としてありますよね。といったことに対することを考えると、派遣を受け入れたときの使用者の責任っていうんですか、職員さんじゃないと思うんですよね。庁内で建設課の一部を使って何かの仕事をされるってということなんだろうから、当然中身ですよ。どういうことをされるとか。

また、勤務時間。今度は平生町が使用者として責任を負うってということになるんでしょうから、当然。そうすると、勤務条件とか勤務期間とか、どういうことをされるか、ということをお尋ねをしておきます。

それともう1点。今し方、細田議員が言われましたけど、御説明の中で、地域交流センターの嘱託職員のところ、土日イベントとか、夜の会議とか、勤務状況にかなり変化があるというようなことを言われましたが、集落支援員さんに関してもそういうことが言えると思うんですけど。ちょっと考えてみますと、例えば、勤務条件外の実態、勤務された場合には当然、時間外という観念があるのかどうなのかということ。例えば、夜2時間3時間出勤された。いわゆる、正規の職員さんであれば、時間外というものであれば割増し賃金というような形でされるわけですよ。で、非正規の職員さんですから、いわゆる嘱託職員さんであります。そういうのをカバーするために休みで補うってようなことで、いわゆるその非正規職員さんの労働環境の改善ということは何の程度進んでいるのかどうなのか。果たしてこのままでいいのかどうなのか、問題意識があるのかどうなのか、そのこともあわせてお尋ねをしておきます。以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長と地域振興課長から答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） まず、14ページの一般管理費の委託料の労働者派遣の件でございますけど、この9月から、人材派遣会社より1名の派遣を受けて建設課に配置をいたしておるものでございます。

身分といたしましては派遣元にごさいますして、派遣会社のほうに身分を有して、そこから派遣をしていただいて、平生町の職員のお手伝いをしてもらっているという形になります。時間的に

は町の職員と同じ、午前8時半から午後5時15分までとなっております。内容的には、一般的な受付等をいたしておりまして、以前の経歴を申しますと官公庁にも勤務の経験があるということでございますので、そういった形で「建設課のほうの経験もございます」、ということでしたので、そちらのことで今回採用させていただくものでございます。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） 集落支援員あるいは嘱託職員の勤務実態についてという御質問であったわけでございます。職員もそうなのでございますが、極力、時差出勤とか振替休日というようなことで対応させていただいているわけでございます、この集落支援員あるいは嘱託職員さんにおいても振休ということをお願いをしているということでございます。

今後においても、嘱託職員とも話し合いの場を持ちながら、改善できるところは改善してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 委託料の労働者派遣なんですけども、もう9月からやられているということで実はびっくりしまして……、そうすると今後、今まではこういうふうに嘱託職員さんとして年間、登録されていて、そういうお手伝いとかはいろんな業務、繁忙時期とかいろんな時期に、例えば税務だったら当然1月から3月くらいに集中するから、例で言ってますよ、そのときにいわゆる年間登録をして、嘱託職員さんとして登録をして対応されるというふうに思っていたんですけども、新しく9月からされているっていうことで、今までも建設課にはそういう方がいらっしゃったのは承知しているんですけど、なぜ人材派遣会社を経由してやれるようになったのか。

つまり今までのやり方を変えられたわけですよ。これが今後、労働者派遣を受けて町のお手伝い、補助業務をさせようと思っているのかどうなのか。となると、非正規の職員さんのようでそうでない、いわゆる町のこの中で仕事をされているのは、正規か正規でないかっていう職員さんと、いわゆる労働者派遣、雇用形態としては身分としても人材派遣会社のほうにあるよということで、じゃあこれを一括して管理していかないといけないということですよ。

そうすると庁内には、先ほども少し申し上げましたけど、さまざまな情報が蓄積されていますよね。そういう情報に対しての守秘義務、そういうことも多少考えていかないといけないと思うんです。それら同じところにあって、正規の職員さんには事務分掌という形で決まっていますよね。非正規の職員さんはそれをサポートする、支援する業務。

で、この委託の場合には同じよう嘱託職員さんと派遣という形、2分割になるということなんですけど、同じ職場内にそういうふうにやると、責任分担はどういうふうに今後なってくるんですかね。今もなっているんでしょうかね。受付とか簡単な作業ということになるんでしょうか。

ど、要は最低賃金とかの絡みもあって、それをしなきゃいけないっていうこともあるのかな、というふうに推測をするんですが、今一度、庁内で働いている方の確認をしますけど、正規か正規でないか。その中で正規でない方が嘱託職員と、いろいろ管理人さんとか副館長さん、図書館にもいらっしゃいますよね、再任用を活用されたような職員さん。それと、労働者の派遣を受けた形と。そういう段階になるのでしょうか。

なぜ一般の嘱託職員さん、募集で従来からやっていた方法を外されて人材派遣から雇用を受けようになったのかということをお尋ねをしたいと思います。今一度。

それと、地域振興課長さん、改善できるところは改善すると言われましたけどね、いわゆる非正規の職員さんが同じようなことをされているんですよね。正規か正規でないかという区分です、正規の職員さんもやっているからという理由では労働環境の整備というのはなかなか進まないと思うんですよね。それだけ身分が保証されていればそうなんだろうけども、短期の雇用契約である嘱託職員さん、身分の改善はする必要があると思うんですよ。特に夜の勤務は普通は割り増し料金、36協定で、多分町の職員さんも結ばれていらっしゃると思うんですよ。割り増し料金ということで勤務形態に合わせて。きっと割り増し料金をもらわれているはずなんです。じゃけど、非正規でないばかりに夜の勤務もあって代休で休めって言っても、その差額分って言うんですか。当然土日のイベント、夜の会議、これ最初から想定されていらっしゃいますよね。コミュニティ協議会、なかなか昼に会議が持てないっていうことで。今一度整理されておいた方がいいんじゃないかっていうことで。これは強く申し入れをしておきます。ぜひ改善していただきますように。1点、最初の部分だけお尋ねを申します。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今の質問にお答えをさせていただきます。まず1点、なぜ人材派遣会社からの派遣かというお話であります。

このたびの人材派遣会社に依頼をいたしましたのは、もともとは、設計のできる方はいないかということで要望させていただきました。いろんなルートで採用に至るまでの形の募集をしていたんですけど、なかなかそれに見合う者がいらっしゃらないということで、その中で、一般事務の経験者であり、建設業関係の官公庁の経験があるという方を、今回紹介していただきました。

通常であれば、今こちらのほうに登録しております一般事務の方をそこに充当するのがこれまでの方法でありますけど、今回の場合につきましては、途中で退職した穴埋めをするために、やむなく今回こういう形で取り扱わせていただいたという経緯がございます。

今後も考えているのかということでございますけど、こういった突発的なことがなければ、今までの従前どおりの、賃金であつたり嘱託の方の雇用であつたり、ということで今後も努めてい

きたいと考えております。そういった状況で、今回は本当に突発的な対応として採用させていただいたということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 余計わからんようになったんですね。いわゆる登録者制でやってらっしゃいますよね。突発的、そういう趣旨で登録制をやってらっしゃるんじゃないかなって思ってますか。いわゆる、年間の業務を見通してその突発的なときに、支援というか補助というか、サポート。そういう形で嘱託職員さんの登録制というのはあるんじゃないかと思っていました。私の理解間違えだったんでしょうね、多分。

で、最初の出だしは、もともと設計のできる人はいないかというような御発言がありました。多分、建設課のほう、かなり業務のほうが忙しいんだろーと思います。そうすると、設計のできる人、これやっぱり職員さんを採用ってことでいろいろと、定員管理の問題とか人件費の問題とかいろいろあるけえ、できないんでしょう。いろんな絡みがあるけえですね、職員さんを採用することができないんでしょう。

で、今後はそういうときがあっても、いわゆる職員適正化管理ということで年度別にやってますよ、だけど非正規の職員さんはどんどんふえていってますよ、っていう形になろうかと思うんですよね。これ、きちんと整理されないと混乱するんじゃないかと思います。

結局は自業自得って言うのも悪いんですけど、大まかに計画があるがために仕事が上手くいかないってのも事実だろうと思います。これ、一度見直されたほうがいいんじゃないか。このままいくと、いろんなところに弊害が行くんじゃないかと思いますので、そのことを強く申し入れだけさせといていただきます。以上です。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号、平生町基金条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 所管課のようで所管課でないとも思いますので、ちょっとこの質疑の中でさせていただきます。基金条例の一部を改正するということで、ポートパークの管理基金を新たに設けますよということなんですけど、まず名称に関して少し思うことを申し上げて

お考えをただしておきます。

まず名称「ボートパーク管理基金」ということなんですけど、基金の名前については、それはそれぞれあっていいと思うんですが、ただこの名称を加えるということになると、平成12年の7月14日、山口県から管理を受託されて、名称を「ひらおボートパーク」、「ひらお」は平仮名で、ここにも書いてありますよね、括弧の中。「ひらおボートパーク管理基金」にされるのが今までの行政のやり方ではなかったかと思うんですけど、特にこだわり等はなかったんでしょうか。まあ、「ボートパーク管理基金」というふうにされてますので、これについて正式な名称は「ひらおボートパーク」というふうに説明も受けたような気がしますので、なぜそうなっているのか。

この今後の管理について多少なりとも説明が要るんじゃないかと思うんですけど、説明をされる場はあるのかどうなのか。管理条例等、管理規則とかいろんな形で決めておかないと。財産はもらった、簿外現金で管理も複数年されていらっしゃいますよね。これについてはどうのこうのというのはないんですが、管理についてどうされるのか。設備としてもプレハブとか、板座がテラスですよね。これ、かなり老朽化してますよね。橋の下に置いてある分ですよね。フェンスもしてあるんですけど、少し低いし、あそこ鍵も確かかかってなかったような記憶しております。管理という面でどうなのかということもありますし。

これ、再委託の関係も含めて管理どうされるのか、ということを説明されるのかどうなのか。結局ですね、まあ基金条例を設ける条例じゃけえ、どこまで質疑していいのかもわからないんですが、実際のところ。そこら辺のところはどう考えていらっしゃるのか、お考えだけお尋ねをしておきます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 建設課長から答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 高岡建設課長。

○建設課長（高岡 浩行君） ただいまの御質問でございますが、「ひらおボートパーク管理基金」となぜしなかったのかということでございますが、名称につきましては、「ひらおボートパーク」という名称は仮称ということでございましたので、「ひらお」をのけて「ボートパーク管理基金」とさせていただいております。

それと、倉庫等の管理をしていただいておりますけど、その辺はまた状況を見ながら対応してまいりたいと思っております。

今後の、基金を設立しての使用の予定でございますが、今台風等の直撃が今のところありません。コンクリートブロックが下に、ボートを係留でつないでおるわけですけど、そういったアンカーの、今年度潜水を入れまして、今状況を確認しております、今のところすぐに対応するべ

きでもありませんので、もしそういう台風等が直撃した場合に、そういった形ですぐに対応できるような処置をとっておこうということで、今回の基金を設立させていただこうと思っております。以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 所管の課長さんに御答弁いただいたんで、多少お聞きしたいことは所管にするっていうことにしますけど、全協でいただいた報告書の中に12年7月14日、今の名前の件なんですけど、こだわるわけじゃないんですけど、名称を「ひらおボートパークと決定した」と書いてあって、これがいわゆる仮称だったということですね、これ本当にそうなんですか。いわゆる通称だったんですか、「ひらおボートパーク」っていうのは。それを使って今までずっと行政の事務は、徴収事務等を委託、管理されていたところは委託してやられていたってことになるんでしょうか、そうしたら。その事実確認だけ再度確認して、後は所管でお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 高岡建設課長。

○建設課長（高岡 浩行君） ただいまの御質問でございますが、資料にもありますように、「平生港水場地区小型船用特定係留施設」というのが正式な名称でございます。「ひらおボートパーク」というのが、正式ではございますが仮称ということで……。正式名称は「平生港水場地区小型船用特定係留施設」ということでございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号、ひらお特産品センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第1号、専決処分の承認について、平成29年度平生町一般会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 予備費から11万1,000円繰り入れをされて。これについてちょっと説明をしていただきます。経緯と算出の根拠だとか。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの、専決処分の関係の補正予算の歳入といいますか、それに関します予備費の充当の関係でございます。基本的には委託料が県から入ってまいりまして、それを通常であれば一般会計の中で賄うということになってまいりま

すけども、一般財源を充当するというのが通常でありますけど、先ほどもありましたが、また突発という言葉を申しますけど、本当に予期せぬ状態でございましたので、その県からの委託料に不足いたしましたものにつきましては予備費から充当させていただいたというものでございます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 衆議院選挙ですから、うちから持ち出してやる性格のものじゃないですよ。11万1,000円どうして一般会計から……、11万1,000円をどうしてうちが持たんといけんかという話をするんです。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 失礼いたしました。内容につきましては、今回国政選挙でもありましたので、ここにありますように、備品購入費といたしまして、点検に関わります機械類を、国政選挙であるがためにこれをこの際活用させていただいてそれを導入しよう。実際には今から精査していくんですけど、基本的には町の持ち出しも含めての金額を計上し、100パーセントが委託費で賄う形にはならない。最終的にはそれぞれを精算いたしましてプラスマイナスゼロに近い形で精算していく形になりますので、そういった形で予算書上は一般会計からの持ち出しということで計上させていただいておるものでございます。内容的には、今ありました備品購入に関わるものが大きなウェイトを占めておるものでございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

日程第3. 委員会付託

○議長（福田 洋明君） 日程第3、お諮りいたします。

議案第1号、平成29年度平生町一般会計補正予算から、承認第1号、専決処分の承認については、会議規則第35条第1項の規定により、初日に配布した付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から承認第1号までは、付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

○議長（福田 洋明君） 次の本会議は12月22日午前9時から行います。

午前10時02分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 河内山 宏 充

署名議員 平 岡 正 一

平成29年 第5回(定例)平生町議会会議録(第3日)

平成29年12月22日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成29年12月22日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成29年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成29年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第9号 平生町基金条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 ひらお特産品センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第12 承認第1号 専決処分の承認について
(平成29年度平生町一般会計補正予算)
- 日程第13 特別委員会の設置
- 日程第14 委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成29年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成29年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成29年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第9号 平生町基金条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第10号 ひらお特産品センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第12 承認第1号 専決処分の承認について

(平成29年度平生町一般会計補正予算)

日程第13 特別委員会の設置について

日程第14 委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員（11名）

2番 中本 敦子さん	3番 松本 武士君
5番 村中 仁司君	6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君	8番 渕上 正博君
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 岩本ひろ子さん
13番 福田 洋明君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君	書記 天艸裕太郎君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山田 健一君	副町長 ……………	吉賀 康宏君
教育長 ……………	新田 保弘君	会計管理者 ……………	中本 靖則君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………			羽山 敦紀君
地域振興課長 ……………	藤田 衛君	町民福祉課長 ……………	石杉 功作君
税務課長 ……………	岡村 茂樹君	健康保険課長 ……………	田代 信忠君
産業課長兼農業委員会事務局長 ……………			藤山 一人君
建設課長 ……………			高岡 浩行君
教育次長兼学校教育課長 ……………			角田 光弘君
社会教育課長 ……………			兼末 仁君

午前9時00分開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、中本敦子議員を指名いたします。

日程第2. 議案第1号

日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 議案第6号

日程第8. 議案第7号

日程第9. 議案第8号

日程第10. 議案第9号

日程第11. 議案第10号

日程第12. 承認第1号

○議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成29年度平生町一般会計補正予算から、日程第11、議案第15号、ひらお特産品センター設置及び管理条例の一部を改正する条例及び日程第12、承認第1号、専決処分の承認について、平成29年度平生町一般会計補正予算までの件を議題といたします。

これより、所管の委員会における議案の審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めます。それでは、松本武士総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（松本 武士君） それでは、総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、12月19日に委員会を開催し、本会議から付託された案件の審査を行いました。それぞれの議案について執行部の説明を求め、質疑を行いました。審査の結果、お手元の資料にありますように、全て全会一致で可決すべきとなりました。

次に、審査の中で出ました主な質疑を申し上げます。まず、議案第1号のうち総務費、地域振興費の地域おこし協力隊員及び集落支援員の報酬の減額補正に関して、担当課としての支援のあり方についての質疑がありました。執行部からは、協力隊員など本人の思いと行政の思惑の違いが出ることもあるが、生活面のフォローを含めて定期的に協議しているとの回答がありました。委員からは、行政視察で調査した先進事例を交えて、行政の枠に捉われない感覚を生かし、行政と一体となって課題解決に当たる姿勢が必要ではないかとの意見がありました。

また、総務費、一般管理費において、労働者派遣を理由とする委託料の増額補正に関する詳細についての質疑に対し、年度途中で退職した技術職員を急遽補充する必要があったとの説明を受けました。委員からは、本来であれば人事異動で補充するべきで、労働者派遣は行政になじまないとの意見がありました。

また、民生費、保育所運営費の、法人保育園保育を理由とする委託料増額補正については、委託料単価が高くなる低年齢層の園児がふえたこと、保育士処遇改善による単価の改定によるものとの回答がありました。

全ての議案に対し賛成討論、反対討論はありませんでした。以上報告いたします。

○議長（福田 洋明君） 次に、村中産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（村中 仁司君） それでは、産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

産業文教常任委員会は、12月18日に委員会を開催し、本会議から付託された案件の審査を行いました。審査の結果、お手元の資料にありますように、全て全会一致で可決すべきとなりました。

次に、審査の中で出ました主な質疑を申し上げます。議案第1号のうち、漁港建設事業費と道路橋梁維持費のそれぞれの委託料と工事請負費の補正理由に関する問いに対し、入札減であることと、補正後の工事や調査の見通しについての回答がありました。

議案第9号については、管理に必要な経費の財源とするとあるが、公園管理に要する経費も含まれるのかとの問いに対し、係留施設のみであるとの回答がありました。

次に討論として、議案1号中、教育費の小学校費及び中学校費に就学援助費が計上されていることは、必要な時期に入学準備金として補助することができるので評価するとの賛成討論がありました。

反対討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

○議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。

まず、議案第1号から第7号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で議案第1号から第7号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第8号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で議案第8号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第9号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で議案第9号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第10号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で議案第10号に対する討論を終了いたします。

続きまして、承認第1号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で承認第1号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号、平成29年度平生町一般会計補正予算を採決いたします。議案第1号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも「可決」との報告でありました。議案第1号は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第2号、平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から、議案第7号、平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は「可決」であります。本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第7号は可決いたしました。

続きまして、議案第8号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。議案第8号に対する委員長の報告は「可決」であります。本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第8号は可決いたしました。

続きまして、議案第9号、平生町基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。議案第9号に対する委員長の報告は「可決」であります。本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第9号は可決いたしました。

続きまして、議案第10号、ひらお特産品センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。議案第10号に対する委員長の報告は「可決」であります。本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第10号は可決いたしました。

続きまして、承認第1号、専決処分の承認について、平成29年度平生町一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は「承認」であります。本案は委員長の報告のとおり、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、承認第1号は承認されました。

日程第13. 特別委員会の設置について

○議長（福田 洋明君） 日程第13、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。新庁舎整備に関する調査のため、10人の委員で構成する新庁舎整備調査特別委員会を設置し、この調査事項を付託して閉会中の継続調査とし、調査期限を調査終了までとすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、新庁舎整備に関する調査のため、10人の委員で構成する新庁舎整備調査特別委員会を設置し、この調査事項を付託して、閉会中の継続調査とし、調査期限を調査終了までとすることに決しました。

おはかりいたします。ただいま設置されました新庁舎整備調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において、岩本ひろ子議員、平岡正一議員、河内山宏充議員、細田留美子議員、渕上正博議員、河藤泰明議員、中川裕之議員、村中仁司議員、松本武士議員、中本敦子議員を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの10名が新庁舎整備調査特別委員会の委員に選任されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午前9時30分からといたします。

午前9時16分休憩

.....
午前9時30分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ただいま、新庁舎整備調査特別委員会委員長から、委員会を開催し、委員長に平岡正一議員、副委員長に細田留美子議員を互選したとの申し出がありましたので御報告いたします。

日程第14. 委員会の閉会中の所管事務等の調査

○議長（福田 洋明君） 日程第14、委員会の閉会中の所管事務等の調査を議題といたします。会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、平成29年第5回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 岩 本 ひろ子

署名議員 中 本 敦 子